官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（総務一〇九）　一
〔法規的告示〕
○高所作業車特定自主検査基準（厚生労働三一三）　九三
〔その他告示〕
○無形文化財の文化財登録原簿への登録及び保持団体の認定の件（文部科学一四〇）　一〇九
〔官庁報告〕
労働
労働安全衛生法第四十五条第三項の規定に基づく高所作業車の自主検査指針の廃止に関する公示（厚生労働省）　一〇九
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価関係　一〇九
裁判所
破産、免責関係　一二五
特殊法人等
日本弁護士連合会懲戒処分、税理士登録者関係　一四一
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　一四三
会社その他
会社決算公告　一四四

省令

○総務省令第百九号

地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十五条第一項及び第二項の規定に基づき、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十八日

総務大臣　林　芳正

特別交付税に関する省令の一部を改正する省令

特別交付税に関する省令（昭和五十一年自治省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後		改正前	
（道府県に係る十二月分の算定方法）		（道府県に係る十二月分の算定方法）	
第二条　各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。		**第二条**　各道府県に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額から第二号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に第三号の額を加えた額とする。	
一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額		一　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によって算定した額（第八号、第九号、第十二号から第十四号まで、第十六号、第二十号、第二十一号、第三十三号、第四十五号、第四十六号、第五十八号、第六十号、第六十四号及び第六十六号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数（当該年度前三年度内の各年度の別に基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を合算した数を三で除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額	
事項	算定方法	事項	算定方法
一　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の規定によりその年の一月一日から十二月三十一日までの間に地方団体が行う利子補給に要する経費のうち、当該道府県が負担すべき額及び同法の規定により地方団体が行う損失補償に要する経費のうち、当該期間に道府県知事から農林水産大臣に損失補償費補助金交付申請書が提出されたものに係る当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・八を乗じて得た額とする。	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の規定によりその年の一月一日から十二月三十一日までの間に地方団体が行う利子補給に要する経費のうち、当該道府県が負担すべき額及び同法の規定により地方団体が行う損失補償に要する経費のうち、当該期間に道府県知事から農林水産大臣に損失補償費補助金交付申請書が提出されたものに係る当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・八を乗じて得た額とする。	一　災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の規定によりその年の一月一日から十二月三十一日までの間に地方団体が行う利子補給に要する経費のうち、当該道府県が負担すべき額及び同法の規定により地方団体が行う損失補償に要する経費のうち、当該期間に道府県知事から農林水産大臣に損失補償費補助金交付申請書が提出されたものに係る当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・八を乗じて得た額とする。	天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和三十年法律第百三十六号）の規定によりその年の一月一日から十二月三十一日までの間に地方団体が行う利子補給に要する経費のうち、当該道府県が負担すべき額及び同法の規定により地方団体が行う損失補償に要する経費のうち、当該期間に道府県知事から農林水産大臣に損失補償費補助金交付申請書が提出されたものに係る当該道府県が負担すべき額の合算額に〇・八を乗じて得た額とする。
二　鉱害復旧事業に要する経費があること。	石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第四十八条の三の規定による経済産業大臣の指定を受けた法人の基金の造成のために新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う拠出と一体として当該道府県が行う当該法人への出えんのために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・六を乗じて得た額とする。	二　鉱害復旧事業に要する経費があること。	石炭鉱業の構造調整の完了等に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十二年法律第十六号）第二条の規定による廃止前の臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第四十八条の三の規定による経済産業大臣の指定を受けた法人の基金の造成のために新エネルギー・産業技術総合開発機構が行う拠出と一体として当該道府県が行う当該法人への出えんのために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・六を乗じて得た額とする。

三　災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二　災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号、令和二年七月豪雨、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇一五を乗じて得た額

二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
り災世帯数	一八、〇〇〇円
農作物被害面積（ヘクタール）	三、九〇〇円 （ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては、六、六〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

四　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

三　災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二　災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号、令和二年七月豪雨及び令和六年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨及び令和六年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」（平成三十一年二月七日付け各都道府県財政担当課、各都道府県市区町村担当課、各都道府県議会事務局、各指定都市財政担当課、各指定都市議会事務局あて事務連絡）に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇一五を乗じて得た額

二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
り災世帯数	一七、六〇〇円
農作物被害面積（ヘクタール）	三、九〇〇円 （ただし、農作物作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては、六、六〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

四　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

三　当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該道府県が災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該道府県の負担すべき額を超えるときは、当該道府県が負担すべき額とする。

五　森林災害復旧事業の補助に要する経費があること。

六　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の元利償還金があること。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十一条の二第一項第二号の規定により道府県が補助をして道府県以外のものが行う森林災害復旧事業に要する経費のうち、当該年度の経費の六分の一に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度分の災害復旧事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業、地震対策緊急整備事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業（次号及び第四条第一項第一号の表第五号において「災害復旧事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第五条第一項の表第四十号又は同令附則第四条第二項に規定する地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（単独災害復旧事業（火災復旧事業を除く。以下同じ。）及び小災害（農地等小災害を除く。以下この号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）に係るものについては、同令第十七条第一項の規定に準じて算定した単独災害復旧事業債償還費及び小災害債償還費の数値に乗ずべき率をこれらに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
公共災害復旧事業に係るもの	〇・九五〇
地盤沈下等対策事業、緊急治山等事業、特殊土壌対策事業、鉱害復旧事業及び激甚災害対策特別緊急事業に係るもの	〇・五七〇
単独災害復旧事業及び小災害に係るもの	〇・四七五
石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	〇・五〇〇
原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	〇・七〇〇

二　当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

三　当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該道府県が災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該道府県の負担すべき額を超えるときは、当該道府県が負担すべき額とする。

五　森林災害復旧事業の補助に要する経費があること。

六　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債又は当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の十月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の元利償還金があること。

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十一条の二第一項第二号の規定により道府県が補助をして道府県以外のものが行う森林災害復旧事業に要する経費のうち、当該年度の経費の六分の一に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度分の災害復旧事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業、地震対策緊急整備事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業（次号及び第四条第一項第一号の表第五号において「災害復旧事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令（昭和三十七年自治省令第十七号）第五条第一項の表第四十号又は同令附則第四条第二項に規定する地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（単独災害復旧事業（火災復旧事業を除く。以下同じ。）及び小災害（農地等小災害を除く。以下この号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）に係るものについては、同令第十七条第一項の規定に準じて算定した単独災害復旧事業債償還費及び小災害債償還費の数値に乗ずべき率をこれらに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
公共災害復旧事業に係るもの	〇・九五〇
地盤沈下等対策事業、緊急治山等事業、特殊土壌対策事業、鉱害復旧事業及び激甚災害対策特別緊急事業に係るもの	〇・五七〇
単独災害復旧事業及び小災害に係るもの	〇・四七五
石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	〇・五〇〇
原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	〇・七〇〇

二　当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

三　前年度分の自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅵに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）に〇・二八五を乗じて得た額

四　当該年度分の自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二八五を乗じて得た額

五　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅷに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に〇・四七五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）

六　当該年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四七五を乗じて得た額

七　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号、令和二年七月豪雨、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）」に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

三　前年度分の自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅵに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号及び第四条第一項第一号の表第五号において同じ。）に〇・二八五を乗じて得た額

四　当該年度分の自然災害防止事業に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二八五を乗じて得た額

五　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表都道府県の項第九号の算式Ⅸに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に〇・四七五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）

六　当該年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四七五を乗じて得た額

七　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号、令和二年七月豪雨及び令和六年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨及び令和六年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）」に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

八　当該年度分の災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

七　炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業及び旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

八　公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定により地方団体が経営する病院事業及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災の災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため特定被災地方公共団体（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第二条第一項の特定被災地方公共団体をいう。）及び総務大臣が指定する一部事務組合が借り入れた地方債（以下「阪神・淡路大震災災害復旧事業債」という。）を除く。次条第一項第三号イの表第九号において同じ。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から病院事業特別会計に繰り入れた額（公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業にあつては、当該公営企業型地方独立行政法人から支払を受けた償還金の財源として当該年度中に当該公営企業型地方独立行政法人に交付した交付金の額）に〇・五を乗じて得た額

二　前々年度の決算における有収水量一立方メートル当たりの給水原価が二七九円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が一四八円以上である上水道事業（以下「高料金上水道事業」という。）に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災災害復旧事業債を除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額。この場合における給水原価及び資本費は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。

三　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎法」という。）第十七条（過疎法附則第五条において準用する場合並びに過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項において過疎法附則第五条の規定を適用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条若しくは旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二の規定に基づき設置される公共下水道幹線管

八　当該年度分の災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

七　炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業及び旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

八　公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）の規定により地方団体が経営する病院事業及び地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災の災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため特定被災地方公共団体（阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成七年法律第十六号）第二条第一項の特定被災地方公共団体をいう。）及び総務大臣が指定する一部事務組合が借り入れた地方債（以下「阪神・淡路大震災災害復旧事業債」という。）を除く。次条第一項第三号イの表第九号において同じ。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から病院事業特別会計に繰り入れた額（公営企業型地方独立行政法人が経営する病院事業にあつては、当該公営企業型地方独立行政法人から支払を受けた償還金の財源として当該年度中に当該公営企業型地方独立行政法人に交付した交付金の額）に〇・五を乗じて得た額

二　前々年度の決算における有収水量一立方メートル当たりの給水原価が二七九円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が一四八円以上である上水道事業（以下「高料金上水道事業」という。）に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災災害復旧事業債を除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額。この場合における給水原価及び資本費は、総務大臣が定める算定方法によつて算定するものとする。

三　流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設又は過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和三年法律第十九号。以下「過疎法」という。）第十七条（過疎法附則第五条において準用する場合並びに過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項において過疎法附則第五条の規定を適用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法（平成十二年法律第十五号）第十五条若しくは旧過疎地域活性化特別措置法（平成二年法律第十五号）第十四条の二の規定に基づき設置される公共下水道幹線管

渠等に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災災害復旧事業債を除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額及び市町村等（市町村、市町村が組織する一部事務組合等（一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）、市町村若しくは市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が同法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号、次条第一項第三号イの表第十二号、第五十二号において同じ。）が経営する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院のうち、結核病床（同法第七条第二項第三号に規定する結核病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）若しくは感染症病床（同項第二号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費として総務大臣が調査した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等（道府県が組織する一部事務組合等又は道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額、指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額及び市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　道府県等（道府県、道府県が組織する一部事務組合等、道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号から第六号まで並びに本表第四十六号及び第六十六号において同じ。）が経営する病院（次の表の区分の欄第一号から第三号までについては、「公立病院経営強化の推進について」（令和四年三月二十九日付け総財準第七十二号総務省自治財政局長通知。以下「経営強化ガイドライン」という。）に基づき公立病院経営強化プラン（以下「経営

九　病院に要する経費があること。

渠等に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債（阪神・淡路大震災災害復旧事業債を除く。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額及び市町村等（市町村、市町村が組織する一部事務組合等（一部事務組合又は広域連合をいう。以下同じ。）、市町村若しくは市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等（同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が同法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号、次条第一項第三号イの表第十二号、第五十二号において同じ。）が経営する医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院のうち、結核病床（同法第七条第二項第三号に規定する結核病床をいう。以下同じ。）、精神病床（同項第一号に規定する精神病床をいう。以下同じ。）若しくは感染症病床（同項第二号に規定する感染症病床をいう。以下同じ。）に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費として総務大臣が調査した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等（道府県が組織する一部事務組合等又は道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額、指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額及び市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして道府県から市町村に対して行う助成に要する経費とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　道府県等（道府県、道府県が組織する一部事務組合等、道府県若しくは道府県が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等、都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等又は都道府県及び市町村若しくは都道府県及び市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である同法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人をいう。以下この号から第六号まで並びに本表第四十六号及び第六十六号において同じ。）が経営する病院（次の表の区分の欄第一号から第三号までについては、「公立病院経営強化の推進について」（令和四年三月二十九日付け総財準第七十二号総務省自治財政局長通知。以下「経営強化ガイドライン」という。）に基づき公立病院経営強化プラン（以下「経営

九　病院に要する経費があること。

強化プラン」という。）を策定したものとして総務大臣が調査した病院に限る。）について、次の表の区分の欄に掲げる病院の区分に従い、同表の病床の数の欄に掲げる病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（同表の区分の欄第一号から第三号までに掲げる病院の医療法第七条第二項に規定する一般病床及び療養病床（以下「一般病床等」という。）の許可病床の数が百を超えないときは一般病床等の許可病床の数、百を超えるときは百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に二を乗じて得た数を控除して得た数（以下「要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（施設全体の最大使用病床の数（同法第三十条の十三第一項に基づく病床機能報告制度（以下「病床機能報告制度」という。）において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数に、次の算式により算定した数を合算した数とする。以下同じ。）が要件該当許可病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数とし、要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数（以下「要件該当最大使用病床の数」という。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

算式

$$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前３年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

B　前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

C　前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

D　当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

強化プラン」という。）を策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和六年度においては、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた都道府県のうち石川県が経営する病院であつて、経営強化プランを策定するための作業に着手しているものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）について、次の表の区分の欄に掲げる病院の区分に従い、同表の病床の数の欄に掲げる病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（同表の区分の欄第一号から第三号までに掲げる病院の医療法第七条第二項に規定する一般病床及び療養病床（以下「一般病床等」という。）の許可病床の数が百を超えないときは一般病床等の許可病床の数、百を超えるときは百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に二を乗じて得た数を控除して得た数（以下「要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（施設全体の最大使用病床の数（同法第三十条の十三第一項に基づく病床機能報告制度（以下「病床機能報告制度」という。）において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数に、次の算式により算定した数を合算した数とする。以下同じ。）が要件該当許可病床の数以上となる場合は要件該当許可病床の数とし、要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数（以下「要件該当最大使用病床の数」という。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

算式

$$(A-B)\times 0.3+(B-C)\times 0.6+(C-D)\times 0.9$$

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前３年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

B　前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

C　前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

D　当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する施設全体の一般病床等の数

区分	病床の数	乗ずる額	加える額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、七〇六、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては三〇、八一〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては二、〇一四、〇〇〇円	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては一、三四三、〇〇〇円	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇
三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場

区分	病床の数	乗ずる額	加える額
一　その有する病床が主として一般病床等である病院のうち主として理学療法又は作業療法を行う病院（以下「リハビリテーション専門病院」という。）以外の病院及び当該病院の施設の全てが児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条に規定する児童福祉施設である病院以外の病院（以下「一般病院」という。）で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、七〇六、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては三〇、八一〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては二、〇一四、〇〇〇円	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては一、三四三、〇〇〇円	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇
三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。		
	四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数
合にあつては一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては一、三四三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）		二、二一〇、〇〇〇円
合にあつては二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇円		〇円
	五　リハビリテーション専門病院	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数
		四四五、〇〇〇円
		〇円

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。		
	四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数
合にあつては一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては一、三四三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）		二、一七四、〇〇〇円
合にあつては二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇円		〇円
	五　リハビリテーション専門病院	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数
		三七五、〇〇〇円
		〇円

二　道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院に限る。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（同表の上欄第一号から第三号までに掲げる病院の一般病床等の許可病床の数が百を超えないときは一般病床等の許可病床の数、百を超えるときは百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に〇・二五を乗じて得た数を控除して得た数（以下「中核要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（施設全体の最大使用病床の数が中核要件該当許可病床の数以上となる場合は中核要件該当許可病床の数とし、中核要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数（以下「中核要件該当施設全体の最大使用病床の数」という。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額を控除した額（控除した額が負数となるときは、零とする。））の合算額

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、五六一、〇〇〇円
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	一、〇四一、〇〇〇円

二　道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和六年度においては、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた都道府県のうち石川県が経営する病院であつて、経営強化プランを策定するための作業に着手しているものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下同じ。）の数（同表の上欄第一号から第三号までに掲げる病院の一般病床等の許可病床の数は、百から百を超えた一般病床等の許可病床の数に〇・二五を乗じて得た数を控除して得た数（以下「中核要件該当許可病床の数」という。）を上限とする病床の数（施設全体の最大使用病床の数が中核要件該当許可病床の数以上となる場合は中核要件該当許可病床の数とし、中核要件該当許可病床の数未満となる場合は当該施設全体の最大使用病床の数（以下「中核要件該当施設全体の最大使用病床の数」という。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額を控除した額）の合算額

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、五四九、〇〇〇円
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	一、〇三三、〇〇〇円

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの

イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

三　道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一〇、五一四、〇〇〇円を乗じて得た額

四　道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	六、五九四、〇〇〇円

施設全体の最大使用病床の数	額
一、〇四一、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの

イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

三　道府県等が経営する病院であつて、小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一〇、二三八、〇〇〇円を乗じて得た額

四　道府県等が経営する病院であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　厚生労働大臣が定める施設の基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等」という。）の有する病床の数	六、五〇〇、〇〇〇円

施設全体の最大使用病床の数	額
一、〇三三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	

二　新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。）の有する病床の数	五、二七四、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特定集中治療室等において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩める状態となつた者、同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を収容する室又は新生児特定集中治療室等から退出した児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。）の有する病床の数	三、四八五、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室（新生児特定集中治療室等に準ずる室において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩める状態となつた者、同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を収容する室又は新生児特定集中治療室等に準ずる室から退出した児童、若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。）の有する病床の数	二、七九〇、〇〇〇円
五　道府県等が経営する病院であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、五九九、〇〇〇円を乗じて得た額	
六　道府県等が経営する病院であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の許可病床の数として総務大臣が調査した数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額	
次の算式によつて算定した額とする。	
算式	
A×0.010×α	
算式の符号	
A　農林水産業被害報告取りまとめ要領（昭和48年５月21日付農林省次官通達）に規定する被害報告の結果に基づくその年の１月１日から10月31日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による当該道府県の農作物被害額（以下「農作物被害額」という。）	
十　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	

二　新生児特定集中治療室等に準ずる機能を有するものとして新生児特定集中治療室又は総合周産期特定集中治療室（以下「新生児特定集中治療室等に準ずる室」という。）の有する病床の数	五、二〇〇、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室（新生児特定集中治療室等において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩める状態となつた者、同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を収容する室又は新生児特定集中治療室等から退出した児童若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。）の有する病床の数	三、四三五、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室（新生児特定集中治療室等に準ずる室において管理していた者のうち、軽快して管理の程度を緩める状態となつた者、同室における管理が必要とされる状態に移行することが予想されるものの現時点では管理の程度が緩やかな状態である者若しくは生命の危険性が低いか若しくは消失した妊婦若しくはじよく婦を収容する室又は新生児特定集中治療室等に準ずる室から退出した児童、若しくは点滴、酸素投与等の処置を必要とする児童を収容する室。以下同じ。）の有する病床の数	二、七五〇、〇〇〇円
五　道府県等が経営する病院であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、五七五、〇〇〇円を乗じて得た額	
六　道府県等が経営する病院であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の許可病床の数として総務大臣が調査した数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額	
次の算式によつて算定した額とする。	
算式	
A×0.010×α	
算式の符号	
A　農林水産業被害報告取りまとめ要領（昭和48年５月21日付農林省次官通達）に規定する被害報告の結果に基づくその年の１月１日から10月31日までの間に発生した干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による当該道府県の農作物被害額（以下「農作物被害額」という。）	
十　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	

α　農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
六四〇′〇〇〇円未満	一・〇〇
六四〇′〇〇〇円以上一′一八〇′〇〇〇円未満	一・一五
一′一八〇′〇〇〇円以上	一・三〇

次の算式によつて算定した額とする。

十一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

算式

AのBに対する割合が1.00を超える道府県

C×（２／３）×0.7

AのBに対する割合が0.50を超え1.00以下の道府県

A×0.0025×（２／３）×0.7

算式の符号

A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第４項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

C　次の表の上欄に掲げるAの区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
Aのうち B以下の分	〇・〇一〇
Aのうち Bを超え Bの二倍までの分	〇・〇一五
Aのうち Bの二倍を超える分	〇・〇二〇

十二　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督施設高度化対策事業に係る施設をいう。次号において同じ。）の建設改良に要

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　卸売市場等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場若しくは同法第十三条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る施設又は平成十六年度以前に国の補助金を受けて施行した水産物流通加工

α　農作物被害額を最近の農林業センサスの結果による当該道府県の主業経営体数に準主業経営体数を加えた数と副業的経営体数に0.25を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を合算した数で除して得た額について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
六四〇′〇〇〇円未満	一・〇〇
六四〇′〇〇〇円以上一′一八〇′〇〇〇円未満	一・一五
一′一八〇′〇〇〇円以上	一・三〇

次の算式によつて算定した額とする。

十一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。

算式

AのBに対する割合が1.00を超える道府県

C×（２／３）×0.7

AのBに対する割合が0.50を超え1.00以下の道府県

A×0.0025×（２／３）×0.7

算式の符号

A　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該道府県の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額

B　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第２条第４項に規定する標準税収入をいう。以下同じ。）の合算額

C　次の表の上欄に掲げるAの区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
Aのうち B以下の分	〇・〇一〇
Aのうち Bを超え Bの二倍までの分	〇・〇一五
Aのうち Bの二倍を超える分	〇・〇二〇

十二　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　卸売市場等（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第四条の規定により農林水産大臣の認定を受けて開設される中央卸売市場若しくは同法第十三条の規定により都道府県知事の認定を受けて開設される地方卸売市場に係る施設又は平成十六年度以前に国の補助金を受けて施行した水産物流通加工施設高度化対策事業に係る施設をいう。次号において同じ。）の建設改良に要

に要する経費があること。

する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

二　卸売市場等において、設置者が市場内の取引の公正を期するために行う業者の指導監督に要する経費等として前年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（前年度営業費用（地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する事業にあつては減価償却費、資産減耗費及び受託工事費を除き、同法の規定を適用しない事業にあつては受託工事費を除く。）に〇・三を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業以外の事業で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十四　重要文化財等の保存等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　当該道府県の区域内に所在する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	重要文化財のうち建造物であるもの　二九〇、〇〇〇円 重要文化財のうち建造物以外のもの　一〇、〇〇〇円 重要伝統的建造物群保存地区　一、四七〇、〇〇〇円 重要無形文化財（選定保存技術を含む。）　三二〇、〇〇〇円 重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財　八〇、〇〇〇円 史跡名勝天然記念物　二七〇、〇〇〇円

に要する経費があること。

する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

二　卸売市場等において、設置者が市場内の取引の公正を期するために行う業者の指導監督に要する経費等として前年度中に一般会計から市場事業特別会計に繰り入れた額（前年度営業費用（地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用する事業にあつては減価償却費、資産減耗費及び受託工事費を除き、同法の規定を適用しない事業にあつては受託工事費を除く。）に〇・三を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業以外の事業で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

十四　重要文化財等の保存等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　当該道府県の区域内に所在する文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録又は選定に係る文化財	重要文化財のうち建造物であるもの　二九〇、〇〇〇円 重要文化財のうち建造物以外のもの　一〇、〇〇〇円 重要伝統的建造物群保存地区　一、四七〇、〇〇〇円 重要無形文化財（選定保存技術を含む。）　三二〇、〇〇〇円 重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財　八〇、〇〇〇円 史跡名勝天然記念物　二七〇、〇〇〇円

二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該道府県の条例により指定又は登録された文化財	建造物　二五〇、〇〇〇円 美術工芸品　一〇、〇〇〇円 無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財及び記念物　三〇、〇〇〇円

二　当該年度の四月一日現在における当該道府県の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に三〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	〇・八
緊急調査のうち試掘確認調査	〇・八
緊急調査のうち本発掘調査	〇・三

四　文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺整備法」という。）の規定により、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた次の各号に掲げる事業（医療法第一条の五第一項に規定する病院の防音工事及び水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道の整備事業を除く。）に要する経費のうち、当該道府県が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額（定額補助に係る国庫補助事業については、当該補助金の額の二分の一又は当該道府県が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額）に〇・五を乗じて得た額とする。

一　防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

二　防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定施設の整備事業

十五　防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること。

二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該道府県の条例により指定又は登録された文化財	建造物　二五〇、〇〇〇円 美術工芸品　一〇、〇〇〇円 無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財及び記念物　三〇、〇〇〇円

二　当該年度の四月一日現在における当該道府県の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に三〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	〇・八
緊急調査のうち試掘確認調査	〇・八
緊急調査のうち本発掘調査	〇・三

四　文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺整備法」という。）の規定により、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた次の各号に掲げる事業（医療法第一条の五第一項に規定する病院の防音工事及び水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第一項に規定する水道の整備事業を除く。）に要する経費のうち、当該道府県が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額（定額補助に係る国庫補助事業については、当該補助金の額の二分の一又は当該道府県が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額）に〇・五を乗じて得た額とする。

一　防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

二　防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定施設の整備事業

十五　防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること。

十六　緩衝緑地造成事業に要する経費があること。

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した緩衝緑地造成事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額（当該地方公共団体が負担する分及び平成十四年度以降の新規事業については当該事業に要する経費の財源に充てるため解散前の環境事業団が借り入れた借入金の償還に要する経費分に限る。以下この号において「支出額」という。）に〇・五を乗じて得た額（ただし、支出額が三億円を超える場合においては、三億円以下の額にあつては〇・五を、三億円を超える額にあつては〇・二五をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。）とする。

十七　地籍調査に要する経費があること。

道府県が当該年度において負担する地籍調査に要する経費であつて国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による国庫負担金、社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業に限る。）、社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助又は新しい地方経済・生活環境創生交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業又は社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助に限る。）を伴うものに〇・八を乗じて得た額

十八　職員の海外派遣に要する経費があること。

国際化施策として実施する職員の海外派遣に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

十九　高等学校寄宿舎に要する経費があること。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×352,000円

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における道府県立の高等学校の寄宿舎入舎生徒数として総務大臣が調査した数

二　高等学校及び中等教育学校の後期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十　下水の高度処理に要する経費があること。

下水の高度処理に要する経費（工場又は事業所等からの排水に係るものを除く。）として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額とする。

二十一　自動車運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×66,833円×0.5

算式の符号

A　前年度の３月31日現在における当該道府県の経営する自動車運送事業職員数として総務大臣が調査した数

二　地方公共団体の経営する自動車運送事業について、共済年金に係る追加費用の負担に要する経費として当該道府県が当該年度中に一般会計から自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

十六　緩衝緑地造成事業に要する経費があること。

独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した緩衝緑地造成事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額（当該地方公共団体が負担する分及び平成十四年度以降の新規事業については当該事業に要する経費の財源に充てるため解散前の環境事業団が借り入れた借入金の償還に要する経費分に限る。以下この号において「支出額」という。）に〇・五を乗じて得た額（ただし、支出額が三億円を超える場合においては、三億円以下の額にあつては〇・五を、三億円を超える額にあつては〇・二五をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。）とする。

十七　地籍調査に要する経費があること。

道府県が当該年度において負担する地籍調査に要する経費であつて国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第九条の二第二項の規定による国庫負担金、社会資本整備総合交付金（社会資本整備円滑化地籍整備事業に限る。）又は社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助を伴うものに〇・八を乗じて得た額

十八　職員の海外派遣に要する経費があること。

国際化施策として実施する職員の海外派遣に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

十九　高等学校寄宿舎に要する経費があること。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×326,000円

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における道府県立の高等学校の寄宿舎入舎生徒数として総務大臣が調査した数

二　高等学校及び中等教育学校の後期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二十　下水の高度処理に要する経費があること。

下水の高度処理に要する経費（工場又は事業所等からの排水に係るものを除く。）として当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・七を乗じて得た額とする。

二十一　自動車運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×91,238円×0.5

算式の符号

A　前年度の３月31日現在における当該道府県の経営する自動車運送事業職員数として総務大臣が調査した数

二　地方公共団体の経営する自動車運送事業について、共済年金に係る追加費用の負担に要する経費として当該道府県が当該年度中に一般会計から自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

二十二　高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があること。

次の算式によって算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者生活福祉センター又は老人訪問看護ステーションの施設の整備事業に要する経費の財源に充てるため平成16年度までに借り入れた地方債（厚生福祉施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債又は介護サービス施設整備事業債に限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　平成17年３月31日までに、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、高齢者生活福祉センター若しくは老人訪問看護ステーションの施設を整備し、又は介護サービス関連施設緊急整備事業（特別養護老人ホーム等の居室改善事業又は小規模特別養護老人ホームの新設事業等をいう。以下同じ。）を実施した社会福祉法人等に対して当該道府県が行う当該年度における利子補給に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十三　離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。

離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額とする。

二十四　渡船場に要する経費があること。

当該年度における渡船場（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条に規定する道路に該当するものに限る。以下同じ。）の維持管理に要する経費から特定財源の額を控除した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費から当該国の補助金の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十六　座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十二　高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があること。

次の算式によって算定した額とする。

算式

（A＋B）×0.5

算式の符号

A　老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、ケアハウス、高齢者生活福祉センター又は老人訪問看護ステーションの施設の整備事業に要する経費の財源に充てるため平成16年度までに借り入れた地方債（厚生福祉施設整備事業債、社会福祉施設整備事業債又は介護サービス施設整備事業債に限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　平成17年３月31日までに、老人短期入所施設、デイサービスセンター、在宅介護支援センター、特別養護老人ホーム、老人保健施設、ケアハウス、高齢者生活福祉センター若しくは老人訪問看護ステーションの施設を整備し、又は介護サービス関連施設緊急整備事業（特別養護老人ホーム等の居室改善事業又は小規模特別養護老人ホームの新設事業等をいう。以下同じ。）を実施した社会福祉法人等に対して当該道府県が行う当該年度における利子補給に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二十三　離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。

離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から港湾整備事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額とする。

二十四　渡船場に要する経費があること。

当該年度における渡船場（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条に規定する道路に該当するものに限る。以下同じ。）の維持管理に要する経費から特定財源の額を控除した額に〇・六を乗じて得た額とする。

二十五　がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費から当該国の補助金の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十六　座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該道府県が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二十七　離島航路等の維持に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

二十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る公有以外の林野の面積に14.6円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二十九　島しよ数が多いため特別の財政需要があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×5＋B×0.5＋C）×D×8,403,000円×１／３

算式の符号

A　当該道府県の区域内の島しよに存在する地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第１項に規定する支庁又は地方事務所の数

B　当該道府県の区域内の島しよに存在する地方自治法第156条第１項に規定する行政機関の数

C　当該道府県の区域内の島しよに存在する市町村役場の数

D　当該道府県における本土と島しよまでの間の平均距離について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
七十五キロメートル未満	○・五
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・○
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	二・○
三百五十キロメートル以上	三・○

三十　農家負担金軽減支援対策に要する経費があるとき。

国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。

二十七　離島航路等の維持に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　離島航路又は交通が著しく不便である地域間を連絡する航路（以下「離島航路等」という。）の維持に要する経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が離島航路等の維持に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

二十八　森林病害虫等防除事業に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該道府県が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野行政費に係る公有以外の林野の面積に18.1円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二十九　島しよ数が多いため特別の財政需要があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A×5＋B×0.5＋C）×D×8,356,000円×１／３

算式の符号

A　当該道府県の区域内の島しよに存在する地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第１項に規定する支庁又は地方事務所の数

B　当該道府県の区域内の島しよに存在する地方自治法第156条第１項に規定する行政機関の数

C　当該道府県の区域内の島しよに存在する市町村役場の数

D　当該道府県における本土と島しよまでの間の平均距離について、次の表の上欄に掲げる区分に応ずる下欄に掲げる率

区分	率
七十五キロメートル未満	○・五
七十五キロメートル以上百五十キロメートル未満	一・○
百五十キロメートル以上三百五十キロメートル未満	二・○
三百五十キロメートル以上	三・○

三十　農家負担金軽減支援対策に要する経費があるとき。

国と協調して実施する農家負担金軽減支援対策事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に○・五を乗じて得た額とする。

三十一　地盤沈下対策に要する経費

地盤沈下防止対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（地盤沈下によつて被害を受けた公共施設の補修等に要する経費にあつては、〇・三）を乗じて得た額とする。

三十二　公害健康被害の補償等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ）×0.8＋（Ｃ＋Ｄ）×0.6

算式の符号

Ａ　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）又は同法に基づく命令の規定により道府県が施行する事務（国の補助金を受けて施行するものに限る。）の処理に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額

Ｂ　国の補助金を受けて施行する公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律第46条に規定するものに限る。）に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額

Ｃ　道府県が単独事業として施行する公害に係る住民の健康被害の救済及び補償に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　道府県が単独事業として施行する公害保健福祉事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十三　留学生支援に要する経費があること。

道府県が単独事業として実施する留学生（日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）等において教育を受ける外国人学生で、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。）を支援する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十四　合併市町村に対する補助金、交付金等があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。次条において「旧法」という。）附則第二条第二項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として合併市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下この号において「改正前法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として、改正前法第五十九条第一項に規定する構想に基づき合併を行つた市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十一　地盤沈下対策に要する経費

地盤沈下防止対策事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五（地盤沈下によつて被害を受けた公共施設の補修等に要する経費にあつては、〇・三）を乗じて得た額とする。

三十二　公害健康被害の補償等に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ）×0.8＋（Ｃ＋Ｄ）×0.6

算式の符号

Ａ　公害健康被害の補償等に関する法律（昭和48年法律第111号）又は同法に基づく命令の規定により道府県が施行する事務（国の補助金を受けて施行するものに限る。）の処理に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額

Ｂ　国の補助金を受けて施行する公害保健福祉事業（公害健康被害の補償等に関する法律第46条に規定するものに限る。）に要する経費のうち当該年度において当該道府県が負担すべき額

Ｃ　道府県が単独事業として施行する公害に係る住民の健康被害の救済及び補償に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　道府県が単独事業として施行する公害保健福祉事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

三十三　留学生支援に要する経費があること。

道府県が単独事業として実施する留学生（日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）等において教育を受ける外国人学生で、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の四に定める「留学」の在留資格により在留する者をいう。）を支援する事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十四　合併市町村に対する補助金、交付金等があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（昭和四十年法律第六号。次条において「旧法」という。）附則第二条第二項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として合併市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　市町村の合併（市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十二年法律第十号）による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下この号において「改正前法」という。）附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）後のまちづくりのための補助金、交付金等として、改正前法第五十九条第一項に規定する構想に基づき合併を行つた市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十五　公債費負担が多額であること。

特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県又は令和六年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上かつ令和五年度の財政力指数が〇・四九以下である道府県について、次の算式によって算定した額とする。

算式

Ａ×0.5

算式の符号

Ａ　年利率が４％以上の政府資金又は旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第９条第１項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下同じ。）による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

三十六　森林整備法人に対する長期借入金に係る利子補給、無利子長期貸付及び債務引受けに要する経費があること。

次の算式によって算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ）×0.5

算式の符号

Ａ　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に規定する森林整備法人（以下単に「森林整備法人」という。）の長期借入金に係る利子補給額又は森林整備法人の長期借入金に係る支払利子額に、森林整備法人が締結する同法第二条第三項に規定する分収林契約における造林等面積に対する長伐期施業、複層林施業等を推進する面積の割合（以下「長伐期施業等推進面積割合」という。）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額

Ｂ　当該年度末現在における森林整備法人に対する無利子長期貸付金残高の見込額に、当該森林整備法人が金融機関から長期借入金をしたとした場合における当該長期借入金の利率及び当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

Ｃ　平成21年３月31日までに、森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行つていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

Ｄ　平成26年３月31日以降に解散する森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行つていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

Ｅ　平成29年３月31日までに、森林整備法人の解散に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

三十五　公債費負担が多額であること。

特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県又は令和五年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上かつ令和四年度の財政力指数が〇・四九以下である道府県について、次の算式によって算定した額とする。

算式

Ａ×0.5

算式の符号

Ａ　年利率が４％以上の政府資金又は旧公営企業金融公庫資金（地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）附則第９条第１項の規定による解散前の公営企業金融公庫の資金をいう。以下同じ。）による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

三十六　森林整備法人に対する長期借入金に係る利子補給、無利子長期貸付及び債務引受けに要する経費があること。

次の算式によって算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

算式

（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ＋Ｅ）×0.5

算式の符号

Ａ　分収林特別措置法（昭和三十三年法律第五十七号）第十条第二号に規定する森林整備法人（以下単に「森林整備法人」という。）の長期借入金に係る利子補給額又は森林整備法人の長期借入金に係る支払利子額に、森林整備法人が締結する同法第二条第三項に規定する分収林契約における造林等面積に対する長伐期施業、複層林施業等を推進する面積の割合（以下「長伐期施業等推進面積割合」という。）を乗じて得た額のうちいずれか少ない額

Ｂ　当該年度末現在における森林整備法人に対する無利子長期貸付金残高の見込額に、当該森林整備法人が金融機関から長期借入金をしたとした場合における当該長期借入金の利率及び当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

Ｃ　平成21年３月31日までに、森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行つていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

Ｄ　平成26年３月31日以降に解散する森林整備法人の長期借入金に係る債務（道府県が損失補償を行つていたものに限る。）を引き受けた場合における当該債務（道府県が引き受けた債務に限る。）に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

Ｅ　平成29年３月31日までに、森林整備法人の解散に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債に係る支払利子額に、当該森林整備法人が締結する分収林契約における長伐期施業等推進面積割合を乗じて得た額

三十七　水俣病総合対策事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する水俣病総合対策事業（健康管理事業、医療事業及び申請者医療事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十八　医師の確保のための奨学金又は貸付金に要する経費があること。

医療法第三十一条に規定する公的医療機関のうち当該道府県の知事が指定する機関（以下この号において「公的医療機関等」という。）に卒業後一定期間医師として勤務することを条件として、当該道府県が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学において医学を履修する課程に在学する者に対して支給した奨学金又は貸し付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県にあつては、〇・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）及び医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した後に、当該道府県において特に充実する必要がある診療科として当該道府県が指定する診療科（以下この号において「特定診療科」という。）に係る専門的研修を受けている医師に対して、研修修了後の一定期間を公的医療機関等の特定診療科において医師として勤務することを条件として当該道府県が支給した研修資金又は貸し付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県にあつては、〇・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）との合算額とする。

三十九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三十七　水俣病総合対策事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行する水俣病総合対策事業（健康管理事業、医療事業及び申請者医療事業に限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十八　医師の確保のための奨学金又は貸付金に要する経費があること。

医療法第三十一条に規定する公的医療機関のうち当該道府県の知事が指定する機関（以下この号において「公的医療機関等」という。）に卒業後一定期間医師として勤務することを条件として、当該道府県が学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学において医学を履修する課程に在学する者に対して支給した奨学金又は貸し付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県にあつては、〇・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）及び医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の二第一項の規定による臨床研修を修了した後に、当該道府県において特に充実する必要がある診療科として当該道府県が指定する診療科（以下この号において「特定診療科」という。）に係る専門的研修を受けている医師に対して、研修修了後の一定期間を公的医療機関等の特定診療科において医師として勤務することを条件として当該道府県が支給した研修資金又は貸し付けた貸付金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（当該道府県の区域内における医師の確保が特に必要であると総務大臣が認めた道府県にあつては、〇・五）を乗じて得た額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）との合算額とする。

三十九　家畜伝染病対策に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）に基づき国の負担金又は補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から、当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が家畜伝染病対策に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

当該年度の十月三十一日までに発生した赤潮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

四十一　赤潮対策に要する経費があること。

四十二　再生振替特例債の利子支払額があること。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十二条第一項の規定に基づき、再生振替特例債を発行した道府県の当該年度における当該再生振替特例債の利子支払額として総務大臣が調査した額（当該調査した額が、同一の条件をもつて財政融資資金から借り入れた場合の借入金につき支払う利子の額を超える場合は、当該利子の額とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の七第一項に規定する地方債（以下「第三セクター等改革推進債」という。）のうち、第一号から第五号までに掲げるものに係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額の合算額に、第六号によつて算定した額を加えた額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

四十三　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

一　森林整備法人の解散又は当該法人の事業の再生に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

二　地方道路公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、有料道路整備資金貸付を受けて行つた事業に係るもの

三　土地開発公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、十年以内に事業化する土地に係るもの、国又は当該土地開発公社に出資した地方公共団体以外の地方公共団体等から取得した土地に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業のために取得した土地に係るもの

四　地方住宅供給公社の解散又は当該公社の事業の再生に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、国の施策に基づいて実施した事業に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業に係るもの

五　公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法（平成十一年法律第五十一号）に基づき国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

当該年度の十月三十一日までに発生した赤潮対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

四十一　赤潮対策に要する経費があること。

四十二　再生振替特例債の利子支払額があること。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号。以下「健全化法」という。）第十二条第一項の規定に基づき、再生振替特例債を発行した道府県の当該年度における当該再生振替特例債の利子支払額として総務大臣が調査した額（当該調査した額が、同一の条件をもつて財政融資資金から借り入れた場合の借入金につき支払う利子の額を超える場合は、当該利子の額とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第三十三条の五の七第一項に規定する地方債（以下「第三セクター等改革推進債」という。）のうち、第一号から第五号までに掲げるものに係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額の合算額に、第六号によつて算定した額を加えた額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

四十三　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

一　森林整備法人の解散又は当該法人の事業の再生に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

二　地方道路公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、有料道路整備資金貸付を受けて行つた事業に係るもの

三　土地開発公社の解散又は当該公社が行う業務の一部の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、十年以内に事業化する土地に係るもの、国又は当該土地開発公社に出資した地方公共団体以外の地方公共団体等から取得した土地に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業のために取得した土地に係るもの

四　地方住宅供給公社の解散又は当該公社の事業の再生に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもののうち、国の施策に基づいて実施した事業に係るもの及び認可を受けて行う市街地再開発事業又は土地区画整理等の公共事業に係るもの

五　公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十五年度までに借り入れたもの

六　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債（公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十六年度以降に借り入れたものに限る。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、令和六年度の実質公債費比率が十・一パーセント未満又は令和六年度の将来負担比率が百四十八・七パーセント未満である道府県にあつては、零とする。）

算式

（Ａ－Ｂ×0.1）×Ｃ×0.5

算式の符号

Ａ　第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

Ｂ　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該道府県の標準財政規模の額

Ｃ　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度の十月三十一日までに行つた応援等に要した経費を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

公的病院等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的病院等について、次の表の区分の欄に掲げる病院の区分に従い、同表の病床の数の欄に掲げる病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下この号において同じ。）の数（同表の区分の欄第一号から第三号までに掲げる病院については、要件該当最大使用病床の数とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

区　分	病床の数	乗ずる額	加える額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未

四十四　被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

六　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、第三セクター等改革推進債（公営企業の廃止に要する経費の財源に充てるため平成二十六年度以降に借り入れたものに限る。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、令和五年度の実質公債費比率が十・一パーセント未満又は令和五年度の将来負担比率が百五十四・二パーセント未満である道府県にあつては、零とする。）

算式

（Ａ－Ｂ×0.1）×Ｃ×0.5

算式の符号

Ａ　第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

Ｂ　地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）第13条の規定によつて算定した当該道府県の標準財政規模の額

Ｃ　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度の十月三十一日までに行つた応援等に要した経費を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

公的病院等（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する病院をいう。以下同じ。）に対して助成を行つている道府県について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的病院等に対して二以上の都道府県又は市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該地方団体の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的病院等について、次の表の区分の欄に掲げる病院の区分に従い、同表の病床の数の欄に掲げる病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下この号において同じ。）の数（同表の区分の欄第一号から第三号までに掲げる病院については、要件該当最大使用病床の数とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ同表の乗ずる額の欄に掲げる額を乗じ、これに同表の加える額の欄に掲げる額を加えて得た額の合算額

区　分	病床の数	乗ずる額	加える額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未

四十四　被災地域の応援等に要する経費があること。

四十五　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。		満である場合にあつては三〇、八六、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては二、一四、〇〇〇円
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇、三四三、〇〇〇円
三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇、三四三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく

ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。		満である場合にあつては三〇、八六、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては二、一四、〇〇〇円
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては二〇、五四〇、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇、三四三、〇〇〇円
三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	その有する病床（感染症病床を除く。）の数が一〇〇床未満である場合にあつては一、一三八、〇〇〇円、一〇〇床以上である場合にあつては〇、三四三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく

			当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	○円
四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数		二、二一〇、〇〇〇円	○円
	精神病床の許可病床の数		一、六一三、〇〇〇円	○円
五　リハビリテーション専門病院	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数		四四五、〇〇〇円	○円

二　公的病院等について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下この号において同じ。）の数（同表の上欄第一号から第三号までに掲げる病院については中核要件該当施設全体の最大使用病床の数とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額を控除した額（控除した額が負数となるときは、零とする。））の合算額

			当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）	○円
四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床の許可病床の数		二、一七四、〇〇〇円	○円
	精神病床の許可病床の数		一、五一三、〇〇〇円	○円
五　リハビリテーション専門病院	施設全体の最大使用病床の数、結核病床の許可病床の数及び精神病床の許可病床の数の合算数		三七五、〇〇〇円	○円

二　公的病院等について、次の表の上欄に掲げる区分に従い、中欄に掲げる種別の病床（感染症病床を除いた病床の種別に属する許可病床の病床利用率が総務大臣が調査した時点から前三年継続して零であるもの及び感染症病床を除く。以下この号において同じ。）の数（中核要件該当施設全体の最大使用病床の数とする。）として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額（その有する病床（感染症病床を除く。）が一五〇床未満の場合にあつては、前号に規定する算定方法に準じて算定した額を控除した額）の合算額

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、五六一、〇〇〇円
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、〇四一、〇〇〇円
三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	一、〇四一、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数

区分	病床の数	額
一　一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　当該病院から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上となる位置に所在していること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、五四九、〇〇〇円
二　この表中前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。 ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満であること。 ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。 ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。	施設全体の最大使用病床の数	一、〇三三、〇〇〇円
三　この表中第一号及び前号に掲げる一般病院以外の一般病院で次に掲げる条件を満たすもの イ　その有する病床（感染症病床を除く。）が一〇〇床以上五〇〇床未満であること。	施設全体の最大使用病床の数	一、〇三三、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には、三十を上限とする。）に一、八六六、〇〇〇円を乗じて得た額に三三、六〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一〇、五一四、〇〇〇円を乗じて得た額

四　都道府県の医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、及び運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一八九、九三二、〇〇〇円を乗じて得た額

五　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　新生児特定集中治療室等の有する病床の数	六、五九四、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	五、二七四、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	三、四八五、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	二、七九〇、〇〇〇円

六　公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、五九九、〇〇〇円を乗じて得た額

七　公的病院等であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の数として総務大臣が調査した許可病床の数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額

ロ　直近の国勢調査に基づく当該病院の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満であること。

ハ　道府県の医療計画において、二次救急医療機関又は三次救急医療機関として位置づけられていること。

ニ　へき地医療拠点病院又は災害拠点病院の指定を受けていること。

を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

三　救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第二条の規定により告示された公的病院等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数（その数が三十を超える場合には、三十を上限とする。）に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算した額及び小児救急医療を提供するものとして総務大臣が調査した病院数に一〇、二三八、〇〇〇円を乗じて得た額

四　都道府県の医療計画に基づき法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが整備し、及び運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一八二、一〇二、〇〇〇円を乗じて得た額

五　公的病院等であつて周産期医療を提供しているものについて、次の表の上欄に掲げる種別の病床の数として総務大臣が調査した数に、それぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額

区分	額
一　新生児特定集中治療室等の有する病床の数	六、五〇〇、〇〇〇円
二　新生児特定集中治療室等に準ずる室の有する病床の数	五、二〇〇、〇〇〇円
三　新生児特定集中治療室等の後方病室の有する病床の数	三、四三五、〇〇〇円
四　新生児特定集中治療室等に準ずる室の後方病室の有する病床の数	二、七五〇、〇〇〇円

六　公的病院等であつて小児医療を提供しているものについて、小児医療のための専用の病床の数として総務大臣が調査した数に一、五七五、〇〇〇円を乗じて得た額

七　公的病院等であつて感染症病床を有するものについて、感染症病床の数として総務大臣が調査した許可病床の数に四、二五一、〇〇〇円を乗じて得た額

四十六　医師等の派遣を受けることに要する経費があること。

道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院に限る。）若しくは診療所、不採算地区公的病院等（公的病院等のうち不採算地区（当該病院の所在地から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上又は直近の国勢調査に基づく当該病院の所在地の半径五キロメートル以内の人口が十万人未満の地区をいう。以下同じ。）に所在するもの又は救急医療を担うものであつて、「公的医療機関等二〇二五プラン」を策定しているものをいう。以下同じ。）又は不採算地区公的診療所等（公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）であつて、不採算地区に所在するもの又は救急医療を担うもののうち、都道府県の医療計画において五疾病六事業の対応医療機関として位置づけられ、かつ、地域医療構想を踏まえた役割又は機能の見直しに伴い診療所となつたもの（地域医療構想の策定前においては、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）による改正後の医療法に基づき医療機能を分化したもの又は連携を推進したものを含む。）をいう。以下同じ。）において医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師その他の医療従事者（以下「医師等」という。）の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては、設立団体から交付を受けた額）若しくは一般会計において負担した額のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

四十七　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費及び救済給付（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三条に規定する救済給付をいう。）の支給に要する費用に充てるために独立行政法人環境再生保全機構に対して拠出する資金の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

四十八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てて

四十六　医師等の派遣を受けることに要する経費があること。

道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院に限る。）若しくは診療所、不採算地区公的病院等（公的病院等のうち不採算地区（当該病院の所在地から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上又は直近の国勢調査に基づく当該病院の所在地の半径五キロメートル以内の人口が十万人未満の地区をいう。以下同じ。）に所在するもの又は救急医療を担うものであつて、「公的医療機関等二〇二五プラン」を策定しているものをいう。以下同じ。）又は不採算地区公的診療所等（公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）であつて、不採算地区に所在するもの又は救急医療を担うもののうち、都道府県の医療計画において五疾病六事業の対応医療機関として位置づけられ、かつ、地域医療構想を踏まえた役割又は機能の見直しに伴い診療所となつたもの（地域医療構想の策定前においては、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）による改正後の医療法に基づき医療機能を分化したもの又は連携を推進したものを含む。）をいう。以下同じ。）において医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師その他の医療従事者（以下「医師等」という。）の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては、設立団体から交付を受けた額）若しくは一般会計において負担した額のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

四十七　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費及び救済給付（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三条に規定する救済給付をいう。）の支給に要する費用に充てるために独立行政法人環境再生保全機構に対して拠出する資金の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

四十八　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てて

道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和六年度においては、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた都道府県のうち石川県が経営する病院であつて、経営強化プランを策定するための作業に着手しているものとして総務大臣が調査した病院を含む。）に限る。）若しくは診療所、不採算地区公的病院等（公的病院等のうち不採算地区（当該病院の所在地から最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上又は直近の国勢調査に基づく当該病院の所在地の半径五キロメートル以内の人口が十万人未満の地区をいう。以下同じ。）に所在するもの又は救急医療を担うものであつて、「公的医療機関等二〇二五プラン」を策定しているものをいう。以下同じ。）又は不採算地区公的診療所等（公的診療所等（法人税法第二条第六号に規定する公益法人等のうち総務大臣が定めるものが開設する診療所をいう。以下同じ。）であつて、不採算地区に所在するもの又は救急医療を担うもののうち、都道府県の医療計画において五疾病六事業の対応医療機関として位置づけられ、かつ、地域医療構想を踏まえた役割又は機能の見直しに伴い診療所となつたもの（地域医療構想の策定前においては、良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十四号）による改正後の医療法に基づき医療機能を分化したもの又は連携を推進したものを含む。）をいう。以下同じ。）において医師、看護師、薬剤師、臨床検査技師その他の医療従事者（以下「医師等」という。）の派遣を受けることに要する経費として総務大臣が調査した額又は当該経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（公立大学法人等が経営するものにあつては、設立団体から交付を受けた額）若しくは一般会計において負担した額のいずれか少ない額に〇・六を乗じて得た額とする。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費及び救済給付（石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）第三条に規定する救済給付をいう。）の支給に要する費用に充てるために独立行政法人環境再生保全機構に対して拠出する資金の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（発行について地方財政法第五条の三第六項の規定による届出がされた地方債のうち同条第一項の規定による協議を受けたならば同条第十項に規定する基準に照らして同意をすることとなると認められるものとして総務大臣が指定するものを含む。以下同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成十五年法律第九十八号）第四条第一項に規定する実施計画に基づく特定支障除去等事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額とする。

四十九　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

五十　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利子支払額等があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ×0.5

算式の符号

Ａ　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資（当該道府県が無利子で貸し付けるもので、当該民間事業者等が新たに従業員等を雇用することが融資の条件とされているものに限る。以下同じ。）に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものを除く。）の当該年度における利子支払額

Ｂ　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものに限る。）の当該年度における利子支払額

二　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.75

算式の符号

Ａ　地域の振興に資する事業（平成27年度以降に着手したものに限る。）を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に係る債権の保全及び回収の確保を図るため連帯保証を徴する場合に、民間事業者等が保証人に支払う連帯保証料に対して、当該道府県が補助金・交付金等として交付する場合の当該年度における交付額

四十九　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二十年法律第三十二号）第五条第一項に規定する特定間伐等促進計画に基づく特定間伐等の実施又は助成に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

五十　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利子支払額等があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.75＋Ｂ×0.5

算式の符号

Ａ　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資（当該道府県が無利子で貸し付けるもので、当該民間事業者等が新たに従業員等を雇用することが融資の条件とされているものに限る。以下同じ。）に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものを除く。）の当該年度における利子支払額

Ｂ　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に要する経費に充てるために平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（用地事業に係るものに限る。）の当該年度における利子支払額

二　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.75

算式の符号

Ａ　地域の振興に資する事業（平成27年度以降に着手したものに限る。）を行う民間事業者等に対する金融機関との協調融資に係る債権の保全及び回収の確保を図るため連帯保証を徴する場合に、民間事業者等が保証人に支払う連帯保証料に対して、当該道府県が補助金・交付金等として交付する場合の当該年度における交付額

五十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十二　文化財の災害復旧に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十三　消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×224,866,000円×0.5

算式の符号

A　消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する国有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数

五十四　消防の広域化又は連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のための補助金、交付金等として市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

市町村の消防の広域化又は連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のための補助金、交付金等として市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十五　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×B×1,053,000円＋A×584,000円

算式の符号

A　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第３号ｃ１に規定する学級数

B　普通交付税に関する省令第12条第５項の表市町村の項第９号の規定に準じて算定した事業費補正係数

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される人工造林、倒木起こし及びこれらと一体的に実施される森林作業道整備（道府県以外のものが行う事業であつて、森林環境保全整備事業実施要領（平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十五号林野庁長官通知）に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、当該年度に要する経費の百分の十七に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十六　造林事業に要する経費があること。

五十一　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。

当該年度の十月三十一日までに災害復旧等に従事させるため地方自治法第二百五十二条の十七の規定により職員の派遣を受けた道府県について、当該受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十二　文化財の災害復旧に要する経費があること。

文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定又は登録された文化財の災害復旧に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十三　消防ヘリコプターの管理運営に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×225,442,000円×0.5

算式の符号

A　消防組織法（昭和22年法律第226号）第50条の規定に基づき当該道府県が無償で使用する国有の消防ヘリコプターの数として総務大臣が調査した数

五十四　消防の広域化又は連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のための補助金、交付金等として市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

五十五　中等教育学校（前期課程）等の運営に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×B×1,025,000円＋A×534,000円

算式の符号

A　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第３号ｃ１に規定する学級数

B　普通交付税に関する省令第12条第５項の表市町村の項第９号の規定に準じて算定した事業費補正係数

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第二条第一項の規定により政令で指定する災害を原因として、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十三条の二第二項の規定により告示された区域内において実施される人工造林、倒木起こし及びこれらと一体的に実施される森林作業道整備（道府県以外のものが行う事業であつて、森林環境保全整備事業実施要領（平成十四年三月二十九日付け十三林整整第八百八十五号林野庁長官通知）に基づき交付される国の補助金を受けて道府県が補助をするものをいう。）に要する経費のうち、当該年度に要する経費の百分の十七に相当する額に〇・八を乗じて得た額とする。

五十六　造林事業に要する経費があること。

五十七　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

五十八　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第一項の規定に基づき市町村が作成する創業支援等事業計画（以下「創業支援等事業計画」という。）に位置付けられている事業について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の交付金を受けて実施する地域密着型事業の実施に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

二　地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額

五十九　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。

語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十　保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費があること。

保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十一　福祉事務所を設置しない道府県において生活保護に要する経費があること。

当該道府県の区域内のすべての町村が社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定により福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置して生活保護に関する事務を行う道府県について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$145{,}620円\times[\{A+(B-C\times0.980)\times1.013\}\times\alpha]$

$C\times0.980,(B-C\times0.980)\times1.013$及び$\{A+(B-C\times0.980)\times1.013\}$

$\times\alpha$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

五十七　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第五項に規定する環境省令で定めるものをいう。以下同じ。）の捕獲等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて実施する指定管理鳥獣の調査、研究等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

五十八　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十七条第一項の規定に基づき市町村が作成する創業支援等事業計画（以下「創業支援等事業計画」という。）に位置付けられている事業について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の交付金を受けて実施する地域密着型事業の実施に係る初期投資への支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が五〇、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

二　地域の資源と資金を活用して創業を行う法人等に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額

五十九　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。

語学指導等を行う外国青年招致事業により招致した外国青年を雇用する私立学校に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十　保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費があること。

保育士修学資金貸付等事業、児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業及び介護福祉士修学資金等貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十一　福祉事務所を設置しない道府県において生活保護に要する経費があること。

当該道府県の区域内のすべての町村が社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十四条第三項又は第四項の規定により福祉に関する事務所（以下「福祉事務所」という。）を設置して生活保護に関する事務を行う道府県について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$147{,}510円\times[\{A+(B-C\times0.977)\times0.989\}\times\alpha]$

$C\times0.977,(B-C\times0.977)\times0.989$及び$\{A+(B-C\times0.977)\times0.989\}$

$\times\alpha$に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号	算式の符号
A　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号２に定める被生活保護者等の数のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第71条第２号の規定により都道府県が費用を支弁する者並びに同法第73条第１号及び第２号の規定により都道府県が費用を負担する者（以下「居住地不明者等」という。）の数の合計数	A　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号２に定める被生活保護者等の数のうち、生活保護法（昭和25年法律第144号）第71条第２号の規定により都道府県が費用を支弁する者並びに同法第73条第１号及び第２号の規定により都道府県が費用を負担する者（以下「居住地不明者等」という。）の数の合計数
B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号３に定める被生活保護者等の実数のうち居住地不明者等の実数の合計数	B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号３に定める被生活保護者等の実数のうち居住地不明者等の実数の合計数
C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数	C　普通交付税に関する省令第９条第１項の表都道府県の項第６号４に定める前年度における被生活保護者等の数のうち居住地不明者等の数の合計数
α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率	α　普通交付税に関する省令別表第２の５に定める率
原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。	原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。
六十二　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。	六十二　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。
六十三　公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校及び高等学校の運営に要する経費があること。	六十三　公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校及び高等学校の運営に要する経費があること。
地方独立行政法人法第七十七条の二の規定に基づき公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校（以下「附属中学校」という。）及び高等学校（以下「附属高校」という。）の運営に要する経費について、次の各号によって算定した額の合算額とする。	地方独立行政法人法第七十七条の二の規定に基づき公立大学法人が設置する大学に附属させて設置する中学校（以下「附属中学校」という。）及び高等学校（以下「附属高校」という。）の運営に要する経費について、次の各号によって算定した額の合算額とする。
一　次に掲げる額の合算額	一　次に掲げる額の合算額
イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。	イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。
(1)　当該附属中学校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	(1)　当該附属中学校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額	(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額
ロ　当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額	ロ　当該年度の市町村の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額
二　次に掲げる額の合算額	二　次に掲げる額の合算額
イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。	イ　次の(1)又は(2)によって算定した額のうち、いずれか少ない額とする。
(1)　当該附属高校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額	(1)　当該附属高校の教職員に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（教職員数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額	(2)　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（教職員数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額
ロ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（生徒数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額	ロ　当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた高等学校費（生徒数を測定単位とするものに限る。）の額の算定方法に準じて算定した額
「六、二七一、〇〇〇」とあるのは、「八、二九八、〇〇〇」と読み替えるものとする。	「五、九〇九、〇〇〇」とあるのは、「七、九一二、〇〇〇」と読み替えるものとする。

六十四　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。	次の各号によつて算出した額の合算額とする。 一　当該道府県が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 二　当該道府県が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う国の補助金を受けて施行する地域活性化雇用創造プロジェクト事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額及び無料職業紹介事業の開始等と連携して行うその他の雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
六十五　災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。	災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
六十六　医師等の派遣に要する経費があること。	道府県等が経営する病院（経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院に限る。）若しくは診療所、不採算地区公的病院等又は不採算地区公的診療所等において他の地方公共団体等が経営する病院又は診療所に対する医師等の派遣に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又は当該医師等のうち医師の派遣の日数として総務大臣が調査した数に五〇、〇〇〇円を乗じて得た額と当該医師等のうち医師以外の者の派遣の日数として総務大臣が調査した数に三八、〇〇〇円を乗じて得た額との合算額のいずれか少ない額とする。
六十七　学びの多様化学校の運営に要する経費があること。	道府県立の学びの多様化学校の運営に要する経費について、当該年度の道府県の基準財政需要額の算定に用いた中学校費の額の算定方法に準じて算定した額とする。
六十八　性犯罪・性暴力被害者支援に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A－B）×0.5 算式の符号 A　性犯罪・性暴力被害者支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額 B　当該年度の基準財政需要額のうち当該道府県が性犯罪・性暴力被害者支援に要する経費に相当する額として総務大臣が算定した額

六十四　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。	次の各号によつて算出した額の合算額とする。 一　当該道府県が職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。 二　当該道府県が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う国の補助金を受けて施行する地域活性化雇用創造プロジェクト事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額及び無料職業紹介事業の開始等と連携して行うその他の雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の合算額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
六十五　災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。	災害復旧等に従事させるため職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二条の四第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。）又は同法第三条第三項第三号に規定する職を占める地方公務員（国及び地方公共団体以外の法人に現に雇用されている者であつて、当該法人に雇用されたまま採用されるものに限る。）を採用した道府県について、当該職員に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
六十六　医師等の派遣に要する経費があること。	［新設］
六十七　学びの多様化学校の運営に要する経費があること。	［新設］
六十八　性犯罪・性暴力被害者支援に要する経費があること。	［新設］

二　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額

ロ　次の算式によつて算定した額

算式

（A－B×0.01）×0.15

算式の符号

A　前年度の10月１日から当該年度の９月30日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金の額

B　当該年度の基準財政需要額

ハ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第二号の規定（福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村又は当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において福祉事務所を設置することにより生活保護に関する事務を行うこととなつた町村が、当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市となつた場合を除く。）により算定した額

ニ　期末手当及び勤勉手当の支給に当たつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）に規定する期末手当若しくは勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当若しくは勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つている道府県について、一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当及び勤勉手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当及び勤勉手当（実質的にこれらに相当する給付を含む。）の額（以下「超過支給額」という。）で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

ホ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

ト　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第九号の規定により算定した額

チ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十一号の規定により算定した額

リ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十四号の規定により算定した額

ヌ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十六号の規定により算定した額

ル　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十七号の規定により算定した額

ヲ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十八号の規定により算定した額

ワ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十九号の規定により算定した額

カ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第二十一号の規定により算定した額

ヨ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第二十三号の規定により算定した額

二　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額

ロ　次の算式によつて算定した額

算式

（A－B×0.01）×0.15

算式の符号

A　前年度の10月１日から当該年度の９月30日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金の額

B　当該年度の基準財政需要額

ハ　道府県の区域内の市町村について第三条第一項第二号の表第二号の規定（福祉事務所を設置して生活保護に関する事務を行う町村又は当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において福祉事務所を設置することにより生活保護に関する事務を行うこととなつた町村が、当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市となつた場合を除く。）により算定した額

ニ　期末手当及び勤勉手当の支給に当たつて、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号。以下「一般職給与法」という。）に規定する期末手当若しくは勤勉手当の支給割合を超える支給割合を用い、又は期末手当若しくは勤勉手当の基礎額について一般職給与法に規定する方法と著しく異なる方法による加算措置を行つている道府県について、一般職給与法に規定する期末手当及び勤勉手当の支給割合並びに当該道府県の期末手当及び勤勉手当の基礎額から当該加算措置に係る額を控除して得た基礎額により計算して得た額の総額を超えて支給された期末手当及び勤勉手当（実質的にこれらに相当する給付を含む。）の額（以下「超過支給額」という。）で前年度までの特別交付税の額の算定の基礎に算入されなかつた超過支給額を基礎として算定した額

ホ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第五号の規定により算定した額

ヘ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第八号の規定により算定した額

［新設］

ト　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十号の規定により算定した額

チ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十三号の規定により算定した額

リ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十五号の規定により算定した額

ヌ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十六号の規定により算定した額

ル　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十七号の規定により算定した額

ヲ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第十八号の規定により算定した額

ワ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第二十号の規定により算定した額

カ　道府県の区域内の市町村について次条第一項第二号の表第二十二号の規定により算定した額

三　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

3　第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のうち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

4　第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇二を乗じて得た額 二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
り災世帯数	二四、六〇〇円
全壊家屋の戸数	一八三、六〇〇円
半壊家屋の戸数	九一、九〇〇円
浸水家屋の戸数	床上　五、二〇〇円 床下　二、八〇〇円

三　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前項の場合において、前年度以前の各事項の算定額について、必要な経費の見込額等により算定した額が実際に要した経費を著しく上回り、又は算定の基礎に用いた数について誤りがあること等により特別交付税の額が過大に算定されたと認められるときは、総務大臣が定めるところにより、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額を控除するものとする。

3　第一項の場合において、各道府県に対して交付すべき特別交付税の額が当該道府県の財政規模に比して著しく少額であると認められるとき、当該道府県の財政状況からみて考慮する必要がないと認められる事項があるときその他特別の事情があると認められるときは、当該額のうち同項第三号の額を除き、その全部又は一部を零とすることができる。

4　第一項第一号に掲げる各事項のうち総務大臣が必要があると認めるものに係る額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については、当該年度の三月分の特別交付税の額の算定の基礎に含めるものとする。

（市町村に係る十二月分の算定方法）

第三条　各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額に〇・〇二を乗じて得た額 二　その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害（火災を除く。）について、総務大臣が調査した次の表の上欄に掲げる項目ごとの数値にそれぞれ下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

項目	額
り災世帯数	二三、五〇〇円
全壊家屋の戸数	一七六、七〇〇円
半壊家屋の戸数	八八、二〇〇円
浸水家屋の戸数	床上　五、一〇〇円 床下　二、七〇〇円

農作物被害面積（ヘクタール）	七、一〇〇円 （ただし、農作物の作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては一〇、〇〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

三　当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該救助実施市（災害救助法第二条の二第一項に定める市をいう。以下同じ。）が災害救助法の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該救助実施市の負担すべき額を超えるときは、当該救助実施市が負担すべき額とする。

二　大火災があつたこと。

前年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災で次の表の上欄に掲げる人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した人口をいう。以下別の定めがある場合を除き同じ。）による市町村の区分に従い、一回の火災によりそれぞれ下欄に掲げる世帯数以上の世帯がり災（小損を除く。以下この号において同じ。）したものについて、当該火災の対策のために市町村が要した経費又は一三二、〇〇〇円（次の表の下欄に掲げる世帯数の五倍以上の世帯がり災した場合にあつては、一四七、〇〇〇円）に当該世帯の数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の合算額とする。

市町村の区分	世帯数
人口一〇、〇〇〇人未満の市町村	二〇世帯
人口一〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満の市町村	三〇世帯
人口五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満の市町	四〇世帯
人口一〇〇、〇〇〇人以上の市	五〇世帯

三　公共施設火災があつたこと。

当該年度の前三年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災により、市町村又は市町村が組織する一部事務組合若しくは広域連合が所有する施設が百平方メートル（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以上焼失したものについて、当該施設の行政機能の維持及び復旧のために要した経費に、次の表の上欄に掲げる当該火災の発生原因の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

火災の発生原因	乗率
災害	〇・八
その他	〇・五

農作物被害面積（ヘクタール）	六、九〇〇円 （ただし、農作物の作付面積に対する被害面積の割合が三〇パーセントを超えるものにあつては九、七〇〇円）
死者及び行方不明者の数	八七五、〇〇〇円
障害者の数	四三七、五〇〇円

三　当該年度の十月三十一日までに発生した災害のため当該救助実施市（災害救助法第二条の二第一項に定める市をいう。以下同じ。）が災害救助法の規定により負担する経費のうち、同法第二十一条の規定による国の負担金の額の算定の基礎となる額に〇・四を乗じて得た額。ただし、当該額が同条の規定により当該救助実施市の負担すべき額を超えるときは、当該救助実施市が負担すべき額とする。

二　大火災があつたこと。

前年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災で次の表の上欄に掲げる人口（国勢調査令（昭和五十五年政令第九十八号）によつて調査した人口をいう。以下別の定めがある場合を除き同じ。）による市町村の区分に従い、一回の火災によりそれぞれ下欄に掲げる世帯数以上の世帯がり災（小損を除く。以下この号において同じ。）したものについて、当該火災の対策のために市町村が要した経費又は一二九、〇〇〇円（次の表の下欄に掲げる世帯数の五倍以上の世帯がり災した場合にあつては、一四三、〇〇〇円）に当該世帯の数を乗じて得た額のうち、いずれか少ない額の合算額とする。

市町村の区分	世帯数
人口一〇、〇〇〇人未満の市町村	二〇世帯
人口一〇、〇〇〇人以上五〇、〇〇〇人未満の市町村	三〇世帯
人口五〇、〇〇〇人以上一〇〇、〇〇〇人未満の市町	四〇世帯
人口一〇〇、〇〇〇人以上の市	五〇世帯

三　公共施設火災があつたこと。

当該年度の前三年度の一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に発生した火災により、市町村又は市町村が組織する一部事務組合若しくは広域連合が所有する施設が百平方メートル（表示単位は平方メートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）以上焼失したものについて、当該施設の行政機能の維持及び復旧のために要した経費に、次の表の上欄に掲げる当該火災の発生原因の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額とする。

火災の発生原因	乗率
災害	〇・八
その他	〇・五

四　家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五　再生振替特例債の利子支払額があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度の十月三十一日までに行つた応援等に要した経費を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
八　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
九　赤潮対策に要する経費があること。	

四　家畜伝染病対策に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため家畜伝染病予防法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額 二　当該年度の十月三十一日までに発生した口蹄疫、伝達性海綿状脳症、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ等のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、農家支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額 前条第一項第一号の表第四十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
五　再生振替特例債の利子支払額があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費（災害が発生するおそれがある場合において当該年度の十月三十一日までに行つた応援等に要した経費を含む。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
六　被災地域の応援等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
七　災害対応に係る職員派遣の受入れに要する経費があること。	前条第一項第一号の表第六十五号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。
八　災害復旧等に従事させるため採用した職員に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第四十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
九　赤潮対策に要する経費があること。	

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	イの表第一号一の額に〇・五を乗じて得た額と同表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額との合算額とする。
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	前条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号の表中「一・一五」とあるのは「一・三〇」と、「一・三〇」とあるのは「一・六〇」と読み替えるものとする。
三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。	その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害等について、国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四　文化財の災害復旧に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　前年度分の災害復旧事業、辺地対策事業、過疎対策事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業、地震対策緊急整備事業、合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業（次号及び第五条第一項第二号の表第一号において「災害復旧事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第五条第一項の表第四十号若しくは第四十一号又は同令附則第四条第二項に規定する地方債の範囲の例に準じて総務大臣

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	イの表第一号一の額に〇・五を乗じて得た額と同表第一号二の額に〇・二を乗じて得た額との合算額とする。
二　干害、冷害、凍霜害、ひよう害等による特別の財政需要があること。	前条第一項第一号の表第十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号の表中「一・一五」とあるのは「一・三〇」と、「一・三〇」とあるのは「一・六〇」と読み替えるものとする。
三　災害等廃棄物処理事業に要する経費があること。	その年の一月一日から十月三十一日までの間に発生した災害等について、国の補助金を受けて施行する災害等廃棄物処理事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。
四　文化財の災害復旧に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　前年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　前年度分の災害復旧事業、辺地対策事業、過疎対策事業、石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業、地震対策緊急整備事業、合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業（次号及び第五条第一項第二号の表第一号において「災害復旧事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第五条第一項の表第四十号若しくは第四十一号又は同令附則第四条第二項に規定する地方債の範囲の例に準じて総務大臣

月三十一日までの間において借り入れた地方債又は当該年度分の災外復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の元利償還金があること。

が定めるものに限る。次号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（単独災害復旧事業及び小災害に係るものについては、同令第十七条第一項の規定に準じて算定した単独災害復旧事業債償還費及び小災害債償還費の数値に乗ずべき率をこれらに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
公共災害復旧事業に係るもの	○・九五〇
地盤沈下等対策事業、緊急治山等事業、特殊土壌対策事業、鉱害復旧事業及び激甚災害対策特別緊急事業に係るもの	○・五七〇
単独災害復旧事業及び小災害（農地等小災害を除く。）に係るもの	○・四七五
農地等小災害に係るもの	○・九九七五
辺地対策事業に係るもの	○・八〇〇
過疎対策事業に係るもの	○・七〇〇
石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	○・五〇〇
合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	○・七〇〇

二　当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

三　前年度分の自然災害防止事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業（次号及び第五条第一項第二号の表第一号において「自然災害防止事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（自然災害防止事業に係るものについては、同令第十二条第五項の表市町村の項第七号の算式Ⅱに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
自然災害防止事業に係るもの	○・二八五

月三十一日までの間において借り入れた地方債又は当該年度分の災外復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の元利償還金があること。

が定めるものに限る。次号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（単独災害復旧事業及び小災害に係るものについては、同令第十七条第一項の規定に準じて算定した単独災害復旧事業債償還費及び小災害債償還費の数値に乗ずべき率をこれらに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
公共災害復旧事業に係るもの	○・九五〇
地盤沈下等対策事業、緊急治山等事業、特殊土壌対策事業、鉱害復旧事業及び激甚災害対策特別緊急事業に係るもの	○・五七〇
単独災害復旧事業及び小災害（農地等小災害を除く。）に係るもの	○・四七五
農地等小災害に係るもの	○・九九七五
辺地対策事業に係るもの	○・八〇〇
過疎対策事業に係るもの	○・七〇〇
石油コンビナート等特別防災区域緑地等設置事業及び地震対策緊急整備事業に係るもの	○・五〇〇
合併市町村建設事業及び原子力発電施設等立地地域振興事業に係るもの	○・七〇〇

二　当該年度分の災害復旧事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

三　前年度分の自然災害防止事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業（次号及び第五条第一項第二号の表第一号において「自然災害防止事業等」という。）に要する経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号及び第五条第一項第二号の表第一号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（自然災害防止事業に係るものについては、同令第十二条第五項の表市町村の項第七号の算式Ⅱに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
自然災害防止事業に係るもの	○・二八五

四　当該年度分の自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

五　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表市町村の項第十七号の算式Ⅲに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に〇・四七五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）

六　当該年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四七五を乗じて得た額

七　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号、令和二年七月豪雨、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

八　当該年度分の災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

二　当該年度の四月二日以降において町村が市となり又は市の区域が

四　当該年度分の自然災害防止事業等に要する経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に前号の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

五　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（普通交付税に関する省令第十二条第五項に規定する事業費補正係数の算定の基礎となつた地方債の範囲の例に準じて総務大臣が定めるものに限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額（同令第十二条第五項の表市町村の項第十七号の算式Ⅲに規定する元利償還金の額に乗ずべき率の算定方法に準じて算定した率をこれに乗じて得た額とする。次号において同じ。）に〇・四七五を乗じて得た額（平成二十八年熊本地震による災害に係るものにあつては、同算式に規定する方法により算定した額とする。次号において同じ。）

六　当該年度分の災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四七五を乗じて得た額

七　前年度分の災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の六月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十五号、令和元年台風第十九号、令和二年七月豪雨及び令和六年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨及び令和六年能登半島地震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）に限る。次号において同じ。）の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

八　当該年度分の災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費の財源に充てるため当該年度の四月一日から十月三十一日までの間において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・九五を乗じて得た額

二　当該年度の四月二日以降において町村が市となり又は市の区域が

当該年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき生活保護費に係る額（ただし、同令第九条第一項の表市町村の項第七号算式アの符号C及びDを零として

変更したことによる生活保護費の増加があること。

三　特別とん譲与税の精算に係る精算不能額があること。

四　法人税割の精算に係る精算不能額があること。

五　当該年度の四月二日以降において町村が市となり又は市の区域が変更したこと等による社会福祉費及びこども子育て費の増加があること。

六　軽費老人ホームの運営に要する経費があること。

算定した額とする。）が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額（ただし、同令第九条第一項の表市町村の項第七号算式アの符号C及びDを零として算定した額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

普通交付税に関する省令第四十条第二号の規定により算定した額が過大算定額である場合において、当該過大算定額に係る額が同条第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該超える額とする。

普通交付税に関する省令附則第十五条第一項第二号から第六号までの規定により算定した額の合算額が過大算定額である場合において、当該過大算定額に係る額が同項第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該超える額（当該超える額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき社会福祉費及びこども子育て費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費及びこども子育て費に係る額（合併の場合にあつては、当該町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　軽費老人ホームの利用料減免事業に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税における基準財政需要額のうち、高齢者保健福祉費の算定に用いた65歳以上の人口に、指定都市（地方自治法第252条の19第１項の指定都市をいう。以下同じ。）及び中核市以外の市町村にあつては71円を、指定都市及び中核市にあつては1,429円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

変更したことによる生活保護費の増加があること。

三　特別とん譲与税の精算に係る精算不能額があること。

四　法人税割の精算に係る精算不能額があること。

五　当該年度の四月二日以降において町村が市となり又は市の区域が変更したこと等による社会福祉費及びこども子育て費の増加があること。

六　軽費老人ホームの運営に要する経費があること。

算定した額とする。）が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた生活保護費に係る額（ただし、同令第九条第一項の表市町村の項第七号算式アの符号C及びDを零として算定した額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

普通交付税に関する省令第四十条第二号の規定により算定した額が過大算定額である場合において、当該過大算定額に係る額が同条第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該超える額とする。

普通交付税に関する省令附則第十五条第一項第二号から第六号までの規定により算定した額の合算額が過大算定額である場合において、当該過大算定額に係る額が同項第一号の規定により算定した額を超えるときは、当該超える額（当該超える額が五〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において市制を施行し、又は町村を合併し、若しくは町村との境界変更を行つた市について、当該市制の施行又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき社会福祉費及びこども子育て費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた社会福祉費及びこども子育て費に係る額（合併の場合にあつては、当該町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該市制の施行又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.8

算式の符号

A　軽費老人ホームの利用料減免事業に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　当該年度の普通交付税における基準財政需要額のうち、高齢者保健福祉費の算定に用いた65歳以上の人口に、指定都市（地方自治法第252条の19第１項の指定都市をいう。以下同じ。）及び中核市以外の市町村にあつては71円を、指定都市及び中核市にあつては1,413円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

七　当該年度の四月二日以降において建築主事の設置を行い又は市の区域が変更したこと等によるその他の土木費の増加があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項若しくは第二項若しくは同法第九十七条の二第一項の規定による建築主事の設置（以下この号において「建築主事の設置」という。）を行つた市町村（以下この号において「建築主事の設置市町村」という。）又は合併若しくは境界変更を行つた建築主事の設置市町村について、当該四月二日以降の建築主事の設置又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべきその他の土木費に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いたその他の土木費に係る額（合併の場合にあつては、当該建築主事の設置市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の建築主事の設置又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

八　当該年度の四月二日以降において保健所設置市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に定める市をいう。以下同じ。）となつた市又は合併若しくは境界変更を行つた保健所設置市について、当該四月二日以降の保健所の設置又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき保健衛生費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた保健衛生費に係る額（合併の場合にあつては、当該保健所設置市以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の保健所の設置又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

九　当該年度の四月二日以降において児童相談所設置中核市（児童福祉法（昭和二十三年政令第七十四号）第五十九条の四に定める児童相談所設置市で中核市であるものをいう。以下同じ。）となつた中核市又は合併若しくは境界変更を行つた児童相談所設置中核市について、当該四月二日以降の児童相談所の設置又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき保健衛生費に係る額が、当該児童相談所設置中核市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた保健衛生費に係る額（合併の場合にあつては、当該児童相談所設置中核市以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当

七　当該年度の四月二日以降において建築主事の設置を行い又は市の区域が変更したこと等によるその他の土木費の増加があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四条第一項若しくは第二項若しくは同法第九十七条の二第一項の規定による建築主事の設置（以下この号において「建築主事の設置」という。）を行つた市町村（以下この号において「建築主事の設置市町村」という。）又は合併若しくは境界変更を行つた建築主事の設置市町村について、当該四月二日以降の建築主事の設置又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべきその他の土木費に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いたその他の土木費に係る額（合併の場合にあつては、当該建築主事の設置市町村以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の建築主事の設置又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

八　当該年度の四月二日以降において保健所設置市（地域保健法施行令（昭和二十三年政令第七十七号）第一条に定める市をいう。以下同じ。）となつた市又は合併若しくは境界変更を行つた保健所設置市について、当該四月二日以降の保健所の設置又は合併若しくは境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき保健衛生費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた保健衛生費に係る額（合併の場合にあつては、当該保健所設置市以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の保健所の設置又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

［新設］

と等による子育て費の増加があること。

十　当該年度の四月二日以降において計量法指定市町村となつたことによる商工行政費の増額があること。

十一　当該年度の四月二日以降において中小企業支援法指定市となつたことによる商工行政費の増額があること。

十二　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる都市計画費の増額があること。

十三　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによるその他の土木費の増額があること。

該四月二日以降の児童相談所の設置又は合併若しくは境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において計量法（平成四年法律第五十一号）第十条第二項の政令で定める市町村となつた市町村について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項の政令で指定する市となつた市について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において地方自治法第二百五十二条の二十二に規定する中核市となつた市について、仮に同年度の四月一日に中核市であつたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき都市計画費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた都市計画費に係る額を超える場合に、当該超える額に中核市となつた日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。

九　当該年度の四月二日以降において計量法指定市町村となつたことによる商工行政費の増加があること。

十　当該年度の四月二日以降において中小企業支援法指定市となつたことによる商工行政費の増額があること。

十一　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる都市計画費の増額があること。

十二　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによるその他の土木費の増額があること。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において計量法（平成四年法律第五十一号）第十条第二項の政令で定める市町村となつた市町村について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市町村の同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において中小企業支援法（昭和三十八年法律第百四十七号）第三条第一項の政令で指定する市となつた市について、当該指定が同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき商工行政費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた商工行政費に係る額を超える場合に、当該超える額に当該指定の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において地方自治法第二百五十二条の二十二に規定する中核市となつた市について、仮に同年度の四月一日に中核市であつたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定に用いるべき都市計画費に係る額が、当該市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた都市計画費に係る額を超える場合に、当該超える額に中核市となつた日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の土木費」と読み替えるものとする。

十四　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによるその他の教育費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。

十五　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる生活保護費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「生活保護費」と読み替えるものとする。

十六　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる社会福祉費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「社会福祉費」と読み替えるものとする。

十七　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる保健衛生費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「保健衛生費」と読み替えるものとする。

十八　当該年度の四月二日以降において中核市となつたこ

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「こども子育て費」と読み替えるものとする。

十三　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによるその他の教育費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「その他の教育費」と読み替えるものとする。

十四　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる生活保護費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「生活保護費」と読み替えるものとする。

十五　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる社会福祉費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「社会福祉費」と読み替えるものとする。

十六　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる保健衛生費の増額があること。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「保健衛生費」と読み替えるものとする。

十七　当該年度の四月二日以降において中核市となつたこ

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「こども子育て費」と読み替えるものとする。

とによるこども子育て費の増額があること。

十九　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる高齢者保健福祉費の増額があること。

二十　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる地域振興費の増額があること。

二十一　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による道路橋りよう費の増加があること。

二十二　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「高齢者保健福祉費」と読み替えるものとする。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「地域振興費」と読み替えるものとする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において合併又は境界変更を行つた指定都市について、当該四月二日以降の合併又は境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）に係る額が、当該指定都市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該指定都市以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「都市計画費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「都市計画費に」と読み替えるものとする。

とによるこども子育て費の増額があること。

十八　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる高齢者保健福祉費の増額があること。

十九　当該年度の四月二日以降において中核市となつたことによる地域振興費の増額があること。

二十　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域が変更したこと等による道路橋りよう費の増加があること。

二十一　当該年度の四月二日以降において指定都市の区域

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「高齢者保健福祉費」と読み替えるものとする。

第十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「都市計画費」とあるのは「地域振興費」と読み替えるものとする。

当該年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間において合併又は境界変更を行つた指定都市について、当該四月二日以降の合併又は境界変更が仮に同年度の四月一日に行われたとした場合における同年度の基準財政需要額の算定（ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定は適用しない。）に用いるべき道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）に係る額が、当該指定都市の同年度の基準財政需要額の算定に用いた道路橋りよう費に係る額（合併の場合にあつては、当該指定都市以外の合併関係市町村に係る額を加えた額とする。）を超える場合に、当該超える額に当該四月二日以降の合併又は境界変更の日から同年度の三月三十一日までの日数に三百六十五分の一（当該年度が閏年の日を含む場合にあつては、三百六十六分の一）を乗じて得た数（小数点以下三位未満は、四捨五入する。）を乗じて得た額とする。

前号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「都市計画費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「都市計画費に」と読み替えるものとする。

が変更したこと等による都市計画費の増加があること。

二十三　当該年度の四月一日以降において指定都市の区域が変更したこと等によるその他の教育費の増加があること。

二十四　森林整備等に要する経費があること。

第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「その他の教育費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「その他の教育費に」と読み替えるものとする。

当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 4{,}856円 + B \times 203{,}796円 + C \times 123円$

算式の符号

A　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$a \times b$

算式の符号

a　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号。以下「森林環境税法」という。）第28条第１項に規定する私有林人工林の面積

b　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第１条の３の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率

B　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第２条第１項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第４条第１項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数

C　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第３条に規定する各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第５条第１項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口

が変更したこと等による都市計画費の増加があること。

二十三　当該年度の四月一日以降において指定都市の区域が変更したこと等によるその他の教育費の増加があること。

二十四　森林整備等に要する経費があること。

第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道路橋りよう費（面積を測定単位とするものに限る。以下この号において同じ。）」とあるのは「その他の教育費」と、「道路橋りよう費に」とあるのは「その他の教育費に」と読み替えるものとする。

当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数が零の市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

$A \times 4{,}518円 + B \times 189{,}598円 + C \times 114円$

算式の符号

A　次の算式により算定した数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

$a \times b$

算式の符号

a　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第３号。以下「森林環境税法」という。）第28条第１項に規定する私有林人工林の面積

b　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行規則（平成31年総務省令第40号。以下「森林環境税法施行規則」という。）第１条の３の表上欄に掲げる市町村の区分ごとに、それぞれ同表下欄に掲げる率

B　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第２条第１項に規定する各市町村において林業に就業する者の数。ただし、森林環境税法施行規則附則第４条第１項の規定の適用を受ける市町村については、当該規定による数

C　森林環境税法第28条第１項及び森林環境税法施行規則第３条に規定する各市町村の人口。ただし、森林環境税法施行規則附則第５条第１項の適用を受ける市町村については、当該規定による人口

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十一号一、第十三号、第十八号、第二十六号、第三十九号、第四十四号、第四十八号、第五十一号、第六十三号及び第六十七号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十号、第十一号二、第十二号、第十七号、第十九号、第四十二号、第四十三号、第四十五号、第六十号、第六十二号、第六十五号、第六十六号及び第六十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　消防団員退職報償金負担金に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A×19,200円－B×C）×0.8 算式の符号 A　前年度の10月１日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数 B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第49条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値） C　消防組織法第９条に規定する消防本部及び消防署を設置する市町村（消防事務を一部事務組合等において行う市町村又は消防事務を事務の委託により行う市町村を含む。）にあつては111円94銭、その他の市町村にあつては1,157円03銭
二　高速道路等に係る救急業務に要する経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条に定める道路をいう。）、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速道路等」という。）における救急業務（以下「高速道路等救急業務」という。）を実施する市町村について、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額（同期間中の高速道路等救急業務実施月数が一二月に満たない市町村については、当該額に高速道路等救急業務実施月数（一月未満の端数期間があるときは、その端数期間を切り上げる。）に十二分の一を乗じて得た数を乗じて得た額とする。）とする。

三　次に掲げる額の合算額

イ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第九号、第十一号一、第十三号、第十八号、第二十七号、第四十号、第四十五号、第四十九号、第五十二号、第六十四号及び第六十八号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第十号、第十一号二、第十二号、第十七号、第十九号、第二十号、第四十三号、第四十四号、第四十六号、第六十一号、第六十三号、第六十六号、第六十七号及び第六十九号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　消防団員退職報償金負担金に要する経費があること。	次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。 算式 （A×19,200円－B×C）×0.8 算式の符号 A　前年度の10月１日現在における当該市町村の非常勤消防団員の条例定員の数 B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた消防費に係る補正後の数値（普通交付税に関する省令第49条の規定の適用を受ける市町村にあつては、同条の規定を適用した後の数値） C　消防組織法第９条に規定する消防本部及び消防署を設置する市町村（消防事務を一部事務組合等において行う市町村又は消防事務を事務の委託により行う市町村を含む。）にあつては111円94銭、その他の市町村にあつては1,119円40銭
二　高速道路等に係る救急業務に要する経費があること。	前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に、高速自動車国道（高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第四条に定める道路をいう。）、本州四国連絡道路瀬戸中央自動車道及び本州四国連絡道路神戸淡路鳴門自動車道（以下「高速道路等」という。）における救急業務（以下「高速道路等救急業務」という。）を実施する市町村について、次の表の上欄に掲げる市町村の区分に従い、それぞれ下欄に掲げる額（同期間中の高速道路等救急業務実施月数が一二月に満たない市町村については、当該額に高速道路等救急業務実施月数（一月未満の端数期間があるときは、その端数期間を切り上げる。）に十二分の一を乗じて得た数を乗じて得た額とする。）とする。

区分	額
組合実施市町村（一部事務組合等を組織し、救急業務を実施する市町村をいう。以下この表において同じ。）以外の市町村	
消防庁並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	二六、一九〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	三九、二九〇、〇〇〇円
当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行っている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）	四、九一〇、〇〇〇円
その他の市町村	一九、六四〇、〇〇〇円
組合実施市町村	
新隊設置市町村	
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一三、一〇〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては八、七三〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、五五〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては五、二四〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一九、六五〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一三、一〇〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては九、八二〇、〇〇〇

区分	額
組合実施市町村（一部事務組合等を組織し、救急業務を実施する市町村をいう。以下この表において同じ。）以外の市町村	
消防庁並びに東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社（以下「高速道路株式会社」という。）が高速道路等救急業務を行うため新たに消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第四十四条第一項に規定する救急隊一隊を設置したと認める市町村で、当該年度に高速道路株式会社から当該救急隊一隊を維持するために要する費用の一部の支弁を受ける市町村（以下「新隊設置市町村」という。）	
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	二五、三六〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	三八、〇四〇、〇〇〇円
当該市町村の区域内の高速道路等のすべてにおいて高速道路株式会社が高速道路等救急業務を行っている市町村（以下「自主救急応援市町村」という。）	四、七五〇、〇〇〇円
その他の市町村	一九、〇二〇、〇〇〇円
組合実施市町村	
新隊設置市町村	
高速道路株式会社の負担割合が三分の二である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一二、六八〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては八、四五〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては六、三四〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては五、〇七〇、〇〇〇円
高速道路株式会社の負担割合が二分の一である市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては一九、〇二〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一二、六八〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては九、五一〇、〇〇〇

		自主救急応援市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては二、四六〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、六四〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、二三〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九八〇、〇〇〇円
		その他の市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては九、八二〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては六、五五〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては四、九一〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては三、九三〇、〇〇〇円

円、一〇以上である場合にあつては七、八六〇、〇〇〇円

三　たん水防除事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

四　閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・二を、過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎法第十四条第三項（過疎法附則第五条において準用する場合

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十六条の規定により国の補助金を受けて施行するたん水防除又は農地防災排水に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財政需要額の算定の基礎となつたものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・五七を、平成十四年度以降に発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・三をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・二を、過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎法第十四条第三項（過疎法附則第五条において準用する場合

		自主救急応援市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては二、三八〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては一、五八〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては一、一九〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては九五〇、〇〇〇円
		その他の市町村	当該一部事務組合等を組織する市町村の数が二である場合にあつては九、五一〇、〇〇〇円、三以上五以下である場合にあつては六、三四〇、〇〇〇円、六以上九以下である場合にあつては四、七六〇、〇〇〇円、一〇以上である場合にあつては三、八〇〇、〇〇〇円

円、一〇以上である場合にあつては七、六一〇、〇〇〇円

三　たん水防除事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

四　閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・二を、過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎法第十四条第三項（過疎法附則第五条において準用する場合

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第百二十六条の規定により国の補助金を受けて施行するたん水防除又は農地防災排水に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金（当該年度の基準財政需要額の算定の基礎となつたものを除く。）の額に、平成十三年度以前に発行について許可を得たものにあつては〇・五七を、平成十四年度以降に発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・三をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

閉山炭鉱水道施設又は特別鉱害水道施設に係る地方債の当該年度における元利償還金の額（当該地方債が、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和三十七年法律第八十八号）第六条に規定する地方債で総務大臣の指定するもの（地域財政特例対策債及び臨時財政特例債を除く。）である場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・二を、過疎地域の持続的発展等のための事業費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債で過疎法第十四条第三項（過疎法附則第五条において準用する場合

並びに過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項において過疎法附則第五条の規定を適用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。）とする。

学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に係る特別支援学級の数に、小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては九六、三〇〇円を、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程にあつては八二、七〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における隔遠地市町村（普通交付税に関する省令第十一条第一項第四号㈠に掲げる市町村をいう。）以外の市町村のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条に規定するへき地学校（へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第三条に規定する級別が三級、四級又は五級であるものに限る。）で完全給食又は補食給食を実施しているものの数に、小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては二、六四七、〇〇〇円を、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程にあつては二、九四八、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

前条第一項第一号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五　小学校又は中学校の特別支援学級があること。

六　へき地における小学校又は中学校があるため特別の財政需要があること。

七　災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び損失補償に要する経費があること。

八　災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二　災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十九号、令和二年七月豪雨、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整

並びに過疎法附則第六条第一項及び第二項、第七条第一項及び第二項並びに第八条第一項及び第二項において過疎法附則第五条の規定を適用する場合を含む。）、旧過疎地域自立促進特別措置法第十二条第三項（同法附則第五条第二項において準用する場合を含む。）、旧過疎地域振興特別措置法（昭和五十五年法律第十九号）第十二条第二項（同法附則第七項において準用する場合を含む。）又は旧過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一号）第十一条第二項の規定により総務大臣が指定したものである場合にあつては、当該元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。）とする。

学校基本調査規則（昭和二十七年文部省令第四号）によつて調査した当該年度の五月一日現在における当該市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程に係る特別支援学級の数に、小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては九六、〇〇〇円を、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程にあつては八二、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

学校基本調査規則によつて調査した当該年度の五月一日現在における隔遠地市町村（普通交付税に関する省令第十一条第一項第四号㈠に掲げる市町村をいう。）以外の市町村のへき地教育振興法（昭和二十九年法律第百四十三号）第二条に規定するへき地学校（へき地教育振興法施行規則（昭和三十四年文部省令第二十一号）第三条に規定する級別が三級、四級又は五級であるものに限る。）で完全給食又は補食給食を実施しているものの数に、小学校及び義務教育学校の前期課程にあつては二、六三八、〇〇〇円を、中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程にあつては二、九二九、〇〇〇円をそれぞれ乗じて得た額の合算額とする。

前条第一項第一号の表第一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五　小学校又は中学校の特別支援学級があること。

六　へき地における小学校又は中学校があるため特別の財政需要があること。

七　災害による被害農林漁業者等に対する経営資金等の利子補給及び損失補償に要する経費があること。

八　災害対策事業等に要する経費の財源に充てるため借り入れた特別の地方債の元利償還金があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　災害対策基本法第百二条第一項第一号に掲げる場合に係る経費に充てるため平成二十七年度以前の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

二　災害対策基本法第百二条第一項第二号に掲げる場合に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成二十八年熊本地震、平成三十年七月豪雨、令和元年台風第十九号、令和二年七月豪雨及び令和六年能登半島地震による災害に係る災害廃棄物処理対策、平成二十八年熊本地震及び平成三十年七月豪雨による災害に係る中小企業等グループ施設等復旧整備対策並びに令和二年七月豪雨及び令和六年能登半島地

備対策並びに令和二年七月豪雨、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第一号の表第八号一及び二に規定する算定方法に準じて算定した額

ロ　簡易水道事業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

ハ　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設に係る災害復旧事業に要する経費又は都道府県が行うこれらの施設に係る災害復旧事業に対する法令に基づく負担金の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

二　激甚な災害による被害を受けた市町村（指定都市を除く。）が経営するガス事業、上水道事業（高料金上水道事業を除く。）、軌道事業（地下高速鉄道事業に該当するものを除く。）及び自動車運送事業であつて次に掲げる事業のいずれか一に該当するものに係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため昭和五十八年度以降において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

イ　激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額のおおむね二〇パーセント以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌事業年度以降五事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもつて補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業

ロ　健全化法第二十二条第一項に規定する資金不足比率が同法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である事業

九　公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

震による災害に係るなりわい再建支援事業に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（平成三十年七月豪雨による災害に係る災害廃棄物処理対策に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債にあつては、「平成三十年度補正予算（第二号）に係る地方債の取扱いについて」に基づき発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の当該年度における元利償還金の額に〇・五七を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額

イ　前条第一項第一号の表第八号一及び二に規定する算定方法に準じて算定した額

ロ　簡易水道事業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から公営企業に係る特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

ハ　公共下水道、流域下水道、特定公共下水道、特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、漁業集落排水施設、林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設、特定地域生活排水処理施設若しくは個別排水処理施設に係る災害復旧事業に要する経費又は都道府県が行うこれらの施設に係る災害復旧事業に対する法令に基づく負担金の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

二　激甚な災害による被害を受けた市町村（指定都市を除く。）が経営するガス事業、上水道事業（高料金上水道事業を除く。）、軌道事業（地下高速鉄道事業に該当するものを除く。）及び自動車運送事業であつて次に掲げる事業のいずれか一に該当するものに係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため昭和五十八年度以降において借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額

イ　激甚な災害が発生した年度の料金収入見込額のおおむね二〇パーセント以上に相当する被害を当該激甚な災害により受けた事業又は激甚な災害が発生した年度の翌事業年度以降五事業年度中に発生することが見込まれる利益の総額をもつて補てんすることができない損失を伴う被害を当該激甚な災害により受けた事業

ロ　健全化法第二十二条第一項に規定する資金不足比率が同法第二十三条第一項に規定する経営健全化基準以上である事業

九　公営企業に係る災害復旧事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。

十　上水道の高料金対策に要する経費があること。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。なお、資本費、有収水量、供給単価及び高料金対策の繰出基準額は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。

一　前年度の九月三十日以前に給水を開始した高料金上水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財営第七十三号、総財準第八十三号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては、前々年度の決算における供給単価が一八一円以上の事業に限る。次号において同じ。）について、次の算式によつて算定した額

算式

A－B（負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から148円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

B　高料金上水道事業繰出基準額に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する高料金対策上水道資本費及び高料金対策上水道有収水量とする。

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては、前々年度の決算における供給単価が一八一円以上の事業に限る。）として平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（A＋B－C）×α＋C（A＋B－Cが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　統合前の上水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金上水道事業繰出基準額の合計額

B　統合前の簡易水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

十　上水道の高料金対策に要する経費があること。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。なお、資本費、有収水量、供給単価及び高料金対策の繰出基準額は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。

一　前年度の九月三十日以前に給水を開始した高料金上水道事業（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成二十六年八月二十九日付け総財公第百七号、総財営第七十三号、総財準第八十三号）に基づく経営戦略（以下「経営戦略」という。）を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては、前々年度の決算における供給単価が一八一円以上の事業に限る。次号において同じ。）について、次の算式によつて算定した額

算式

A－B（負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から148円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額（以下「高料金上水道事業繰出基準額」という。）の範囲内に限る。）に0.8を乗じて得た額

B　高料金上水道事業繰出基準額に0.5を乗じて得た額。この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する高料金対策上水道資本費及び高料金対策上水道有収水量とする。

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金上水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金上水道事業繰出基準額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

三　複数の簡易水道事業が統合して設置された上水道事業又は簡易水道事業が統合された上水道事業（以下「統合水道」という。）であつて、統合水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては、前々年度の決算における供給単価が一七八円以上の事業に限る。）として平成二十七年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（A＋B－C）×α＋C（A＋B－Cが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　統合前の上水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金上水道事業繰出基準額の合計額

B　統合前の簡易水道事業がなお統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

Ｃ　統合水道における高料金上水道事業繰出基準額

α　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

四　複数の上水道事業又は簡易水道事業が二以上の市町村にまたがつて経営統合して設置された上水道事業（以下「広域水道」という。）であつて、広域水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては、前々年度の決算における供給単価が一八一円以上の事業に限る。）として平成三十年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（Ａ＋Ｂ－Ｃ）×α＋Ｃ（Ａ＋Ｂ－Ｃが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

Ａ　経営統合前の上水道事業がなお経営統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金上水道事業繰出基準額の合計額

Ｂ　経営統合前の簡易水道事業がなお経営統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

Ｃ　広域水道における高料金上水道事業繰出基準額

α　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

Ｃ　統合水道における高料金上水道事業繰出基準額

α　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度（給水を開始した日が四月一日の場合は給水を開始した日の属する年度。以下同じ。）から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

四　複数の上水道事業又は簡易水道事業が二以上の市町村にまたがつて経営統合して設置された上水道事業（以下「広域水道」という。）であつて、広域水道（経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業であり、かつ、福島県双葉郡浪江町及び双葉地方水道企業団以外が経営する事業にあつては、前々年度の決算における供給単価が一七八円以上の事業に限る。）として平成三十年四月二日以降に給水を開始した事業について、次の算式によつて算定した額の範囲内において当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・八を乗じて得た額から高料金上水道事業繰出基準額に〇・五を乗じて得た額を控除した額

算式

（Ａ＋Ｂ－Ｃ）×α＋Ｃ（Ａ＋Ｂ－Ｃが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

Ａ　経営統合前の上水道事業がなお経営統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金上水道事業繰出基準額の合計額

Ｂ　経営統合前の簡易水道事業がなお経営統合前の給水区域をもつて存続したとして算定した高料金対策の繰出基準額の合計額

Ｃ　広域水道における高料金上水道事業繰出基準額

α　次の表の上欄に掲げる経過年度の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる率

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、次の各号によつて算定した額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村若しくは市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額及び指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号一の表中

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床

区分	率
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して一年目から五年目までの年度	一・〇
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して六年目の年度	〇・九
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して七年目の年度	〇・七
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して八年目の年度	〇・五
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して九年目の年度	〇・三
給水を開始した日の属する年度の翌年度から起算して十年目の年度	〇・一

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　前条第一項第一号の表第十二号一に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

二　前条第一項第一号の表第十二号二に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市にあつては、同号中「〇・七」とあるのは「〇・三」と読み替えるものとする。

十一　卸売市場等の建設改良又は卸売市場等における業者の指導監督に要する経費があること。

十二　病院に要する経費があること。

医療法第一条の五第一項に規定する病院のうち市町村等が経営するものについて、次の各号によつて算定した額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額等（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村若しくは市町村が組織する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する病院にあつては運営費負担金等のうち繰出金に相当する額及び指定管理者制度を導入している病院にあつては指定管理料等のうち繰出金に相当する額とする。）として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第九号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号一の表中

四　次号に掲げる病院以外の病院	結核病床

床の許の数	二、二一〇、〇〇〇円	〇円

とあるのは

四　次号に掲げる病院以外の病院　結核病床の許可病床の数　二、二一〇、〇〇〇円　〇円　精神病床の許可病床の数　一、六一三、〇〇〇円　〇円

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

二　都道府県の医療計画に基づき市町村等が整備し、及び運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一八九、九三二、〇〇〇円を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

十四　学校医等の公務災害補償に要する経費があること。

十五　防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第二条の規定に基づき当該市町村が行う公務災害補償に要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

防衛施設周辺整備法の規定により前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた次の各号に掲げる事業（医療法第一条の五第一項に規定する病院の防音工事並びに水道法第三条第一項に規定する水道及び市町村の主たる事務所の整備事業を除く。）に要する経費のうち、当該市町村が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除し

床の許の数	二、一七四、〇〇〇円	〇円

とあるのは

四　次号に掲げる病院以外の病院　結核病床の許可病床の数　二、一七四、〇〇〇円　〇円　精神病床の許可病床の数　一、五二三、〇〇〇円　〇円

とする。また、同表第一号から第三号までについては、経営強化ガイドラインに基づき経営強化プランを策定したものとして総務大臣が調査した病院（令和六年度においては、令和六年能登半島地震により著しい被害を受けた都道府県のうち石川県内の市町村等が経営する病院であつて、経営強化プランを策定するための作業に着手しているものとして総務大臣が調査した病院を含む。）について算定するものとし、同表第四号及び同条第一項第一号の表第九号六については、市町村等が経営する病院のうち、結核病床、精神病床又は感染症病床に係るものとして都道府県から市町村に対して助成を行つていないものであつて、法令上の指定等を受けているものについて算定するものとする。

二　都道府県の医療計画に基づき市町村等が整備し、及び運営する救命救急センターの数として総務大臣が調査した数に一八二、一〇二、〇〇〇円を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十三　地方公営企業等職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費があること。

十四　学校医等の公務災害補償に要する経費があること。

十五　防衛施設周辺の整備事業に要する経費があること。

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第百四十三号）第二条の規定に基づき当該市町村が行う公務災害補償に要する経費に〇・八を乗じて得た額とする。

防衛施設周辺整備法の規定により前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において国の補助金の交付決定がなされた次の各号に掲げる事業（医療法第一条の五第一項に規定する病院の防音工事並びに水道法第三条第一項に規定する水道及び市町村の主たる事務所の整備事業を除く。）に要する経費のうち、当該市町村が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除し

た額（定額補助に係る国庫補助事業については、当該補助金の額の二分の一又は当該市町村が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額）に〇・五を乗じて得た額とする。

一　防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

二　防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定施設の整備事業

当該市町村が前年度の十一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に決定又は支給した賞じゆつ金及び報償金（前年度分の特別交付税の額の算定の基礎となつたものを除く。）の額又は消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）に基づき同期間中に消防庁長官が決定又は支給した賞じゆつ金及び報償金の額のうち、いずれか少ない額とする。

十六　消防賞じゆつ金等に係る特別の財政需要があること。

十七　簡易水道の高料金対策に要する経費があること。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。なお、資本費、有収水量及び供給単価は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。

一　前々年度の決算における供給単価が一七七円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が一六二円以上である簡易水道事業（以下「高料金簡易水道事業」という。）で、前年度の九月三十日以前に給水を開始した簡易水道事業（経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。次号において同じ。）について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

算式

A－B＋C

算式の符号

A　高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から162円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額に0.5を乗じて得た額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額

B　高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に0.5を乗じて得た額。

この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する高料金対策簡易水道資本費及び高料金対策簡易水道有収水量とする。

C　海水淡水化施設を稼働して行う簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前年度における当該施設の稼働に要した電気料金及び当該年度の逆浸透膜の交換に要する経費として総務大臣が調査した額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額

た額（定額補助に係る国庫補助事業については、当該補助金の額の二分の一又は当該市町村が負担すべき額から地方債を財源として充てた額を控除した額のうちいずれか少ない額）に〇・五を乗じて得た額とする。

一　防衛施設周辺整備法第三条に規定する障害防止工事

二　防衛施設周辺整備法第八条に規定する民生安定施設の整備事業

当該市町村が前年度の十一月一日から当該年度の十月三十一日までの間に決定又は支給した賞じゆつ金及び報償金（前年度分の特別交付税の額の算定の基礎となつたものを除く。）の額又は消防表彰規程（昭和三十七年消防庁告示第一号）に基づき同期間中に消防庁長官が決定又は支給した賞じゆつ金及び報償金の額のうち、いずれか少ない額とする。

十六　消防賞じゆつ金等に係る特別の財政需要があること。

十七　簡易水道の高料金対策に要する経費があること。

次の各号に規定する算定方法によつて算定した額とする。なお、資本費、有収水量及び供給単価は、総務大臣が定める方法によつて算定するものとする。

一　前々年度の決算における供給単価が一七九円以上で、かつ、有収水量一立方メートル当たりの資本費が一五八円以上である簡易水道事業（以下「高料金簡易水道事業」という。）で、前年度の九月三十日以前に給水を開始した簡易水道事業（経営戦略を策定した事業であり、かつ、国勢調査令によつて調査した平成二十二年十月一日現在における人口が三万人以上の市町村（構成市町村の人口合計が三万人以上の地方自治法第二百八十四条第一項に規定する一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業にあつては、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業として総務大臣が調査した事業に限る。次号において同じ。）について、次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）

算式

A－B＋C

算式の符号

A　高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前々年度の決算における有収水量1㎥当たりの資本費から158円を控除した額に当該有収水量を乗じて得た額に0.5を乗じて得た額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額

B　高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に0.5を乗じて得た額。

この場合における資本費及び有収水量は、普通交付税に関する省令第9条第1項の表市町村の項第9号に規定する高料金対策簡易水道資本費及び高料金対策簡易水道有収水量とする。

C　海水淡水化施設を稼働して行う簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（前年度における当該施設の稼働に要した電気料金及び当該年度の逆浸透膜の交換に要する経費として総務大臣が調査した額（以下「高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）」という。）の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.8を乗じて得た額

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

当該市町村が経営する軌道に係る軌道撤去工事等に要する経費のうち、当該年度に当該市町村の一般会計において負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

十八　軌道撤去に要する経費があること。

［削る］

十九　大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に要する経費があること。

独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前から実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。

二十　過疎法に規定する過疎地域等に準ずる地域であるため特別の財政需要があること。

次の各号のいずれかに該当する市町村（過疎法第二条第二項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村及び過疎法附則第五条に規定する特定市町村（過疎法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）を除く。）について、市にあつては六二、〇〇〇、〇〇〇円とし、町村にあつては三三、〇〇〇、〇〇〇円とする。

一　四十年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・二五〇以上であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

二　四十年間人口減少率が〇・二〇〇以上〇・二五〇未満であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・四〇以下の市町村

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に給水を開始した高料金簡易水道事業に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（高料金簡易水道事業繰出基準額（資本費分）に高料金簡易水道事業繰出基準額（電気料金及び逆浸透膜交換経費分）を加えた額の範囲内に限る。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

当該市町村が経営する軌道に係る軌道撤去工事等に要する経費のうち、当該年度に当該市町村の一般会計において負担すべき額に〇・五を乗じて得た額とする。

十八　軌道撤去に要する経費があること。

十九　緩衝緑地造成事業に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、指定都市以外の市町村については同表第十六号中「三億円」とあるのは、「一億円」と読み替えるものとする。

二十　大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に要する経費があること。

独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定による解散前の環境事業団が実施した大気汚染対策緑地造成事業、産業廃棄物最終処分場一体緑地造成事業及び地球温暖化対策緑地建設事業に係る負担金として、当該年度において独立行政法人環境再生保全機構に支出する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三（平成十三年度以前から実施されている大気汚染対策緑地造成事業にあつては〇・五）を乗じて得た額とする。

二十一　過疎法に規定する過疎地域等に準ずる地域であるため特別の財政需要があること。

次の各号のいずれかに該当する市町村（過疎法第二条第二項の規定により公示された過疎地域をその区域とする市町村及び過疎法附則第五条に規定する特定市町村（過疎法附則第六条第一項、第七条第一項及び第八条第一項の規定により特定市町村の区域とみなされる区域を含む市町村を含む。）を除く。）について、市にあつては六二、〇〇〇、〇〇〇円とし、町村にあつては三三、〇〇〇、〇〇〇円とする。

一　四十年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る昭和五十五年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る昭和五十五年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。以下同じ。）が〇・二五〇以上であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

二　四十年間人口減少率が〇・二〇〇以上〇・二五〇未満であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・四〇以下の市町村

三　四十年間人口減少率が〇・一四五以上〇・二五〇未満であつて、高齢者比率（国勢調査の結果による令和二年の人口のうち六十五歳以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・三八〇以上又は若年者比率（国勢調査の結果による令和二年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一一〇以下であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

四　二十五年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成七年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一八〇以上であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十一　地籍調査に要する経費があること。

二十二　職員の海外派遣に要する経費があること。

二十三　高等学校寄宿舎に要する経費があること。

二十四　炭鉱離職者緊急就労対策事業等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 503{,}000円$$

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における市町村立の高等学校の寄宿舎入舎生徒数として総務大臣が調査した数

二　高等学校及び中等教育学校の後期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

国の補助金を受けて施行する炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、特定地域開発就労事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

三　四十年間人口減少率が〇・一四五以上〇・二五〇未満であつて、高齢者比率（国勢調査の結果による令和二年の人口のうち六十五歳以上の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・三八〇以上又は若年者比率（国勢調査の結果による令和二年の人口のうち十五歳以上三十歳未満の人口を同年の人口で除して得た数（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一一〇以下であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

四　二十五年間人口減少率（国勢調査の結果による市町村人口に係る平成七年の人口から当該市町村人口に係る令和二年の人口を控除して得た人口を当該市町村人口に係る平成七年の人口で除して得た数値（小数点以下三位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）をいう。）が〇・一八〇以上であり、かつ、令和四年度の財政力指数が〇・五一以下の市町村

前条第一項第一号の表第十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十二　地籍調査に要する経費があること。

二十三　職員の海外派遣に要する経費があること。

二十四　高等学校寄宿舎に要する経費があること。

二十五　炭鉱離職者緊急就労対策事業等に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

$$A \times 520{,}000円$$

算式の符号

A　当該年度の５月１日現在における市町村立の高等学校の寄宿舎入舎生徒数として総務大臣が調査した数

二　高等学校及び中等教育学校の後期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

国の補助金を受けて施行する炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、旧炭鉱離職者緊急就労対策事業従事者暫定就労事業、特定地域開発就労事業及び旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業並びに国の補助金を受けて造成された基金をもつて施行する産炭地域開発就労事業従事者自立促進事業及び産炭地域開発就労事業従事者就労確保事業の実施に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・二を乗じて得た額とする。

二十五　空港の維持管理に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×70,000,000円

算式の符号

A　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第３条の規定に基づき市町村が管理する特定地方管理空港の数

二十六　下水の高度処理に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十七　患者輸送車等に要する経費があること。

患者輸送車及び患者輸送艇並びに巡回診療車及び巡回診療船（以下「患者輸送車等」という。）の運営に要する経費として前年度の三月三十一日現在において市町村が所有している患者輸送車等（病院に配置されているもの及び感染症患者の移送に係るものを除く。市町村が組織する一部事務組合等の所有に係るものにあつては、その定置場所在地の市町村が所有するものとみなす。）の数として総務大臣が調査した数に一、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

二十八　だ捕抑留船舶等に係る固定資産税の減免があること。

総務大臣の定めるところにより当該年度において次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　だ捕抑留船舶については、減免額に〇・七五を乗じて得た額

二　以西機船底びき網漁業、以西トロール漁業及び中型かつお・まぐろ漁業に従事する船舶並びに稚内北方海域及び根室方面海域を操業の区域とする漁船については、減免額に〇・五二五を乗じて得た額

三　まき網漁業、さば釣漁業及び中型機船底びき網漁業並びにれんこ延縄漁業、つき棒漁業及びさわら流し網漁業に従事する船舶については、減免額に〇・三〇を乗じて得た額

二十九　高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十　離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十一　中核市への移行に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき当該年度において中核市の指定に係る政令が制定された市について、三〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。

二十六　空港の維持管理に要する経費があること。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×70,000,000円

算式の符号

A　空港整備法及び航空法の一部を改正する法律（平成20年法律第75号）附則第３条の規定に基づき市町村が管理する特定地方管理空港の数

二十七　下水の高度処理に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

二十八　患者輸送車等に要する経費があること。

患者輸送車及び患者輸送艇並びに巡回診療車及び巡回診療船（以下「患者輸送車等」という。）の運営に要する経費として前年度の三月三十一日現在において市町村が所有している患者輸送車等（病院に配置されているもの及び感染症患者の移送に係るものを除く。市町村が組織する一部事務組合等の所有に係るものにあつては、その定置場所在地の市町村が所有するものとみなす。）の数として総務大臣が調査した数に一、〇〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。

二十九　だ捕抑留船舶等に係る固定資産税の減免があること。

総務大臣の定めるところにより当該年度において次の各号によつて算定した額の合算額に〇・五を乗じて得た額とする。

一　だ捕抑留船舶については、減免額に〇・七五を乗じて得た額

二　以西機船底びき網漁業、以西トロール漁業及び中型かつお・まぐろ漁業に従事する船舶並びに稚内北方海域及び根室方面海域を操業の区域とする漁船については、減免額に〇・五二五を乗じて得た額

三　まき網漁業、さば釣漁業及び中型機船底びき網漁業並びにれんこ延縄漁業、つき棒漁業及びさわら流し網漁業に従事する船舶については、減免額に〇・三〇を乗じて得た額

三十　高齢者保健福祉施策の推進に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十一　離島における港湾の旅客上屋の建設改良に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

三十二　中核市への移行に要する経費があること。

地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の規定に基づき当該年度において中核市の指定に係る政令が制定された市について、三〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。

三十二　海外研修生の受入れに要する経費があること。

国際協力として実施する海外からの研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十三　渡船場に要する経費があること。

当該年度における渡船場の維持管理に要する経費から特定財源の額を控除した額に〇・六を乗じて得た額とする。

三十四　がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費から当該国の補助金の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十五　座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該市町村が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十六　市町村の合併準備に要する経費があること。

市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「合併特例法」という。）が適用されるものに限る。）準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（法定の合併協議会が設置された年度後に限る。）とする。

三十七　合併市町村において全国平均実質公債費比率以上の公債費負担又は公債費負担平準化に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　合併を行つた市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）について、当該合併関係市町村ごとに、次の算式によつて算定した額の合算額（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）（ただし、合併を行つた年度以後十箇年度に限る。）

算式

（A－B－C－D）×((E－F)／E)×α×0.5

算式の符号

A　当該合併関係市町村が起こした地方債の当該年度における元利償還金（公営企業債に係るもの及び繰上償還に係るものを除く。）

B　Aに充てられた特定財源の額

C　Aのうち当該年度の普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策事業債償還費等として基準財政需要額に算入された公債費

D　Aのうち当該年度の普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

三十三　海外研修生の受入れに要する経費があること。

国際協力として実施する海外からの研修生の受入れに要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十四　渡船場に要する経費があること。

当該年度における渡船場の維持管理に要する経費から特定財源の額を控除した額に〇・六を乗じて得た額とする。

三十五　がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費があること。

国の補助金を受けて施行するがけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費から当該国の補助金の額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

三十六　座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該市町村が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

三十七　市町村の合併準備に要する経費があること。

市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「合併特例法」という。）が適用されるものに限る。）準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（法定の合併協議会が設置された年度後に限る。）とする。

三十八　合併市町村において全国平均実質公債費比率以上の公債費負担又は公債費負担平準化に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　合併を行つた市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）について、当該合併関係市町村ごとに、次の算式によつて算定した額の合算額（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）（ただし、合併を行つた年度以後十箇年度に限る。）

算式

（A－B－C－D）×((E－F)／E)×α×0.5

算式の符号

A　当該合併関係市町村が起こした地方債の当該年度における元利償還金（公営企業債に係るもの及び繰上償還に係るものを除く。）

B　Aに充てられた特定財源の額

C　Aのうち当該年度の普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策事業債償還費等として基準財政需要額に算入された公債費

D　Aのうち当該年度の普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

E　市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における当該合併関係市町村の実質公債費比率

F　市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における合併関係市町村の実質公債費比率のうち最も低い実質公債費比率（ただし、当該最も低い実質公債費比率が、市町村合併が行われた日前の直近の全国平均実質公債費比率を下回る場合は、全国平均実質公債費比率）

α　元利償還金に占める利子（第40号において特別交付税の算定の基礎となつた利子を除く。）の割合

二　平成十七年度の四月一日から当該年度の九月三十日までの間において合併を行つた市町村（当該合併関係市町村のうち一以上の市町村の実質公債費比率が全国平均のそれを上回る場合に限る。）のうち、合併関係市町村に係る実質公債費比率の格差是正を目的として公債費負担平準化計画（公債費負担の平準化を図ろうとする市町村が、総務大臣の定めるところにより策定する計画をいう。）を実施する市町村について、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間（合併期日が前年度の十月一日以降である場合は、当該合併期日から当該年度の九月三十日までの間）に地方債の繰上償還を行つた場合における当該繰上償還に伴い支払つた補償金の額に〇・五を乗じて得た額次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×1,032,000円×B／12月

算式の符号

A　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の寄宿舎に入舎する児童又は生徒の数として総務大臣が調査した数

B　寄宿舎の運営月数として総務大臣が調査した数

二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「66,833円」とあるのは、「48,146円」と読み替えるものとする。

三十八　小学校及び中学校の寄宿舎の運営に要する経費があること。

四十　公債費負担が多額であること。

特定被災地方公共団体である市町村又は令和六年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上（合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法第七条第七項の規定による告示のあつたもの及び合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村並びに旧法第二条第二項に規

E　市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における当該合併関係市町村の実質公債費比率

F　市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における合併関係市町村の実質公債費比率のうち最も低い実質公債費比率（ただし、当該最も低い実質公債費比率が、市町村合併が行われた日前の直近の全国平均実質公債費比率を下回る場合は、全国平均実質公債費比率）

α　元利償還金に占める利子（第41号において特別交付税の算定の基礎となつた利子を除く。）の割合

二　平成十七年度の四月一日から当該年度の九月三十日までの間において合併を行つた市町村（当該合併関係市町村のうち一以上の市町村の実質公債費比率が全国平均のそれを上回る場合に限る。）のうち、合併関係市町村に係る実質公債費比率の格差是正を目的として公債費負担平準化計画（公債費負担の平準化を図ろうとする市町村が、総務大臣の定めるところにより策定する計画をいう。）を実施する市町村について、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間（合併期日が前年度の十月一日以降である場合は、当該合併期日から当該年度の九月三十日までの間）に地方債の繰上償還を行つた場合における当該繰上償還に伴い支払つた補償金の額に〇・五を乗じて得た額次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

算式

A×938,000円×B／12月

算式の符号

A　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の寄宿舎に入舎する児童又は生徒の数として総務大臣が調査した数

B　寄宿舎の運営月数として総務大臣が調査した数

二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の寄宿舎の運営に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「91,238円」とあるのは、「51,275円」と読み替えるものとする。

三十九　小学校及び中学校の寄宿舎の運営に要する経費があること。

四十一　公債費負担が多額であること。

特定被災地方公共団体である市町村又は令和五年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上（合併特例法第二条第一項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法第七条第七項の規定による告示のあつたもの及び合併特例法第二条第二項に規定する合併市町村並びに旧法第二条第二項に規

四十　自動車運送事業に係る共済追加費用に要する経費があること。

定する合併市町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）にあつては、十六・〇パーセント以上）かつ令和五年度の財政力指数が〇・四八以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5（指定都市以外の市町村にあつては、0.8）

算式の符号

A　年利率が３％を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対して支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療に限る。）に要した費用（じん臓の機能の障害がある者に対する透析に係るものに限る。）として福祉事務所を設置していない町村が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

公的病院等に対して助成を行つている市町村について、前条第一項第一号の表第四十五号（同号一の表第四号及び同号七に係るものを除く。）に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十一　指定自立支援医療（更生医療に限る。）に係る費用の負担に要する経費があること。

四十二　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

四十三　有床診療所に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（最大使用病床の数（病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数（病床機能報告制度において最大使用病床の数が報告対象外の場合は許可病床数とする。）に、次の算式により算定した数を合算した数とする。）とする。以下同じ。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

定する合併市町村（平成七年四月一日以後に同条第一項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）にあつては、十六・〇パーセント以上）かつ令和四年度の財政力指数が〇・四九以下である市町村について、次の算式によつて算定した額とする。

算式

A×0.5（指定都市以外の市町村にあつては、0.8）

算式の符号

A　年利率が３％を超える政府資金又は旧公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

生活保護法による保護を受けている世帯に属する者に対して支給される障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十八条第一項に規定する指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成十八年政令第十号）第一条の二第二号に規定する更生医療に限る。）に要した費用（じん臓の機能の障害がある者に対する透析に係るものに限る。）として福祉事務所を設置していない町村が負担する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

公的病院等に対して助成を行つている市町村について、前条第一項第一号の表第四十五号（同号一の表第四号及び同号七に係るものを除く。）に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

四十二　指定自立支援医療（更生医療に限る。）に係る費用の負担に要する経費があること。

四十三　不採算地区公的病院等の助成に要する経費があること。

四十四　有床診療所に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額又は次の各号によつて算定した額に対応する繰出見込額に相当する額として総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のうちいずれか少ない額とする。

一　医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち当該市町村が経営する診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等の経営する診療所は、都道府県知事の申告に基づき総務大臣が指定した市町村が経営するものとみなす。）であつて、次の表の区分の欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数（最大使用病床の数（病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数（病床機能報告制度において最大使用病床の数が報告対象外の場合は許可病床数とする。）に、次の算式により算定した数を合算した数とする。）とする。以下同じ。）として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前３年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

B　前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

C　前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

D　当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

区分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、二四六、〇〇〇円
二　この表中前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円
三　この表中第一号及び前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ０とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は０とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は０とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　前３年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

B　前々年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

C　前年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

D　当該年度における病床機能報告制度において都道府県に報告する一般病床等の数

区分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、二四六、〇〇〇円
二　この表中前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円
三　この表中第一号及び前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、八六六、〇〇〇円を乗じて得た額に三三、六〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、市町村が加入する一部事務組合等が経営する休日及び夜間の診療を行う病床を有しない診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、都道府県の医療計画において救急医療を担うものとして定められたものであり、次の表の上欄に掲げる区分に該当するものとして総務大臣が調査した診療所数（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合等を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合等に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

区分	額
前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が千九十五時間以上二千六百七十八時間未満の診療所	一一、六〇〇、〇〇〇円
前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が二千六百七十八時間以上四千六百二十二時間未満の診療所	二三、五〇〇、〇〇〇円
前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が四千六百二十二時間以上の診療所	三三、六〇〇、〇〇〇円

四十四　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに要する経費があること。

四十五　不採算地区公的診療所等の助成に要する経費があること。

公的診療所等に対して助成を行つている市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的診療所等に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的診療所等に係る次の表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、二四六、〇〇〇円

二　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された当該市町村の経営する救急診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

医療法第一条の五第二項に規定する診療所のうち市町村、市町村が加入する一部事務組合等が経営する休日及び夜間の診療を行う病床を有しない診療所（当該市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営するものを含む。）であつて、都道府県の医療計画において救急医療を担うものとして定められたものであり、次の表の上欄に掲げる区分に該当するものとして総務大臣が調査した診療所数（市町村が組織する一部事務組合等又は市町村が組織する一部事務組合等が同項に規定する設立団体である公立大学法人等が経営する診療所にあつては、当該一部事務組合等を組織する市町村がそれぞれ当該一部事務組合等に対して負担すべき額として、総務大臣が調査した額の割合に応じて按分した数とする。）にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額とする。

区分	額
前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が千九十五時間以上二千六百七十八時間未満の診療所	一一、三〇〇千円
前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が二千六百七十八時間以上四千六百二十二時間未満の診療所	二二、九〇〇千円
前年度の休日及び夜間の診療時間の合計時間が四千六百二十二時間以上の診療所	三二、九〇〇千円

四十五　休日夜間急患センター又は小児初期救急センターに要する経費があること。

四十六　不採算地区公的診療所等の助成に要する経費があること。

公的診療所等に対して助成を行つている市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額（当該助成の額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）（同一公的診療所等に対して複数の市町村が助成を行つている場合においては、当該助成の額の合計額に〇・八を乗じて得た額の合算額又は当該算定した額の合算額のいずれか少ない額を当該市町村の助成の額の合算額で按分して得た額）を上限とする。）とする。

一　公的診療所等に係る次の表の上欄に掲げる診療所の種類ごとの病床（前三年継続して利用のない病床の種別に属する許可病床を除く。）の数として総務大臣が調査した数にそれぞれ同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　最寄りの一般病院までの移動距離が十五キロメートル以上の診療所	三、二四六、〇〇〇円

二　この表中前号に掲げる診療所以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円
三　この表中第一号及び前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　不採算地区公的診療所等（不採算地区に所在するものに限る。）のうち病床を有しないものの数として総務大臣が調査した数に七、一〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に、一、八六六、〇〇〇円を乗じて得た額に三三、六〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「実質公債費比率が十・一パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が五・六パーセント未満」と、「将来負担比率が百四十八・七パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が六・三パーセント未満」と読み替えるものとする。）

四十六　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

四十七　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

二　この表中前号に掲げる診療所以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円
三　この表中第一号及び前号以外の診療所であつて、直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口が三万人以上十万人未満である診療所	二、一六五、〇〇〇円に直近の国勢調査に基づく当該診療所の半径五キロメートル以内の人口から三万人を控除して得た数を七万人で除して得た数を一から控除して得た数を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　不採算地区公的診療所等（不採算地区に所在するものに限る。）のうち病床を有しないものの数として総務大臣が調査した数に七、一〇〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　救急病院等を定める省令第二条の規定により告示された公的診療所等について、救急医療を要する傷病者のための専用病床の数として総務大臣が調査した数に、一、六九七、〇〇〇円を乗じて得た額に三二、九〇〇、〇〇〇円を加算して得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため持続的養殖生産確保法に基づき道府県が実施する対策に関連して国の補助金等を受けて実施する疾病まん延防止対策等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

二　当該年度の十月三十一日までに発生したコイヘルペスウイルス病のため前号の対策に関連して実施する疾病まん延防止対策、風評被害対策、養殖業者支援対策等に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

指定都市にあつては、第一号によつて算定した額又は五〇〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とし、指定都市以外の市町村にあつては、次の各号によつて算定した額の合算額又は二五〇、〇〇〇、〇〇〇円のいずれか少ない額とする。

一　前条第一項第一号の表第四十三号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「実質公債費比率が十・一パーセント未満」とあるのは「実質公債費比率が五・五パーセント未満」と、「将来負担比率が百五十四・二パーセント未満」とあるのは「将来負担比率が八・八パーセント未満」と読み替えるものとする。）

四十六　コイヘルペスウイルス病対策に要する経費があること。

四十七　第三セクター等改革推進債の利子支払額があること。

二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、令和六年度の実質公債費比率が五・六パーセント未満又は令和六年度の将来負担比率が六・三パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（Ａ－Ｂ×0.1）×Ｃ×0.5

算式の符号

Ａ　平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

Ｂ　地方財政法施行令第13条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

Ｃ　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＋Ｂ＋Ｃ

算式の符号

Ａ　統合水道（平成19年度以降に統合した事業に限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債（旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に規定する過疎地域（以下この号において「旧法過疎地域」という。）又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第２条に規定する辺地（以下この号において「辺地」という。）において実施された建設改良に要する経費の財源に充てるため平成19年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.6を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.7を乗じて得た額

Ｂ　統合水道（平成19年度以降に統合した事業に限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債（旧法過疎地域又は辺地において実施された建設改良に要する経費の財源に充てるために平成19年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものを除く。）の当該

四十八　上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改良に要する経費があること。

二　次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは零とし、平成二十五年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債（前号の算定対象となるものを除く。以下この号において同じ。）に係る当該年度における利子支払額に〇・五を乗じて得た額を上限とする。）（ただし、令和五年度の実質公債費比率が五・五パーセント未満又は令和五年度の将来負担比率が八・八パーセント未満である市町村にあつては零とする。）

算式

（Ａ－Ｂ×0.1）×Ｃ×0.5

算式の符号

Ａ　平成25年度までに借り入れた第三セクター等改革推進債の当該年度末における残高の見込額

Ｂ　地方財政法施行令第13条の規定によつて算定した当該市町村の標準財政規模の額

Ｃ　当該第三セクター等改革推進債の年利率（当該率が４％を超えるときは、４％とする。）

次の算式によつて算定した額とする。

算式

Ａ＋Ｂ＋Ｃ

算式の符号

Ａ　統合水道（平成19年度以降に統合した事業に限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債（旧過疎地域自立促進特別措置法第２条第１項に規定する過疎地域（以下この号において「旧法過疎地域」という。）又は辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第２条に規定する辺地（以下この号において「辺地」という。）において実施された建設改良に要する経費の財源に充てるために平成19年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.6を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.7を乗じて得た額

Ｂ　統合水道（平成19年度以降に統合した事業に限る。）について統合後に国から補助金を受けて簡易水道再編推進事業及び生活基盤近代化事業として実施する上水道の建設改良に要する経費の財源に充てるために発行について同意又は許可を得た地方債（旧法過疎地域又は辺地において実施された建設改良に要する経費の財源に充てるために平成19年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得たものを除く。）の当該

四十九　上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改良に要する経費があること。

年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.5を乗じて得た額

Ｃ　統合水道（平成19年度以降に統合した事業であり、かつ、経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）が、統合後に地方単独事業として実施する旧簡易水道施設（簡易水道施設であつた水道施設（平成19年４月１日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更（他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となつたものに限る。）により簡易水道施設でなくなつたものに限る。）をいう。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために令和３年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改良に係る総務大臣が定める繰出基準に該当するものに限る。）の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.5を乗じて得た額

四十九　合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費があること。

五十　合併市町村の一体化のため合併後に要する臨時的な経費があること。

五十一　医師等の派遣を受けることに要する経費があること。

五十二　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県等」とあるのは「市町村等」と読み替えるものとする。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

年度における元利償還金の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.5を乗じて得た額

Ｃ　統合水道（平成19年度以降に統合した事業であり、かつ、経営戦略を策定した事業として総務大臣が調査した事業に限る。）が、統合後に地方単独事業として実施する旧簡易水道施設（簡易水道施設であつた水道施設（平成19年４月１日以後の当該水道施設に係る簡易水道事業の廃止又は変更（他の簡易水道事業を譲り受けることに伴い、簡易水道事業以外の水道事業となつたものに限る。）により簡易水道施設でなくなつたものに限る。）をいう。）の建設改良に要する経費の財源に充てるために令和３年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金（上水道が統合後に実施する旧簡易水道施設の建設改良に係る総務大臣が定める繰出基準に該当するものに限る。）の財源に充てるため一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.5を乗じて得た額

五十　合併市町村の一体性の速やかな確立を図るため合併前に要する経費があること。

五十一　医師等の派遣を受けることに要する経費があること。

五十二　石綿対策に要する経費の財源に充てるために借り

合併市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）が合併後に実施する合併市町村の一体化に要する臨時的経費（行政の一体化に要する経費及び行政水準・住民負担水準の格差是正に要する経費）として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、合併を行つた年度以降五箇年度に限る。）とする。

前条第一項第一号の表第四十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県等」とあるのは「石川県」とあるのは「石川県内の市町村等」と読み替えるものとする。

公共施設等の石綿の除去事業に要する経費に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・四を乗じて得た額とする。

入れた地方債の元利償還金があること。

五十三　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十四　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十五　簡易水道の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A－B×α）＋C＋D（A－B×αが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。）

B　簡易水道等給水人口（普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する簡易水道等給水人口をいう。）に6,780円を乗じて得た額

α　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金に対する簡易水道事業の建設改良に要する経費に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

入れた地方債の元利償還金があること。

五十四　不法に処分された産業廃棄物に係る原状回復に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十五　特定間伐等促進対策事業に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

前条第一項第一号の表第四十八号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

前条第一項第一号の表第四十九号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

次の算式によつて算定した額とする。

算式

（A－B×α）＋C＋D（A－B×αが負数となるときは、零とする。）

算式の符号

A　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。）

五十六　簡易水道の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

B　簡易水道等給水人口（普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第９号に規定する簡易水道等給水人口をいう。）に7,260円を乗じて得た額

α　簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金に対する簡易水道事業の建設改良に要する経費に充てるため平成23年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の割合

C　統合水道について統合前の簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるために平成23年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.45を乗じて得た額

D　統合水道について統合前の簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるために令和３年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.5を乗じて得た額

中心市街地再活性化等特別対策事業に要する経費の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債に係る当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

五十六　中心市街地活性化等に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十七　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利子支払額等があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

C　統合水道について統合前の簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるために平成23年度から令和２年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.5を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.45を乗じて得た額

D　統合水道について統合前の簡易水道事業の建設改良に要する経費の財源に充てるために令和３年度以降の各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から上水道事業特別会計に繰り入れた額（当該元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に0.55を乗じて得た額の範囲内に限る。）に0.5を乗じて得た額

中心市街地再活性化等特別対策事業に要する経費の財源に充てるため平成二十三年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債に係る当該年度における元利償還金の額に〇・三を乗じて得た額とする。

五十七　中心市街地活性化等に要する経費の財源に充てるために借り入れた地方債の元利償還金があること。

五十八　地域の振興に資する事業を行う民間事業者等に対して金融機関との協調融資に要する経費に充てるために借り入れた地方債の利子支払額等があること。

前条第一項第一号の表第五十号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

五十八　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に六、一九一、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

五十九　スクールバス等に要する経費があること。

六十　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

　創業支援等事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・八を乗じて得た額

イ　創業支援等事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　創業支援等事業計画に基づき行われる地域密着型事業の企画及び準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において創業支援等事業計画に基づき行われる地域密着型事業の実施及び再構築に要する経費（前条第一項第一号の表第五十八号一に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

三　前条第一項第一号の表第五十八号一に規定する算定方法に準じて算定した額

四　前条第一項第一号の表第五十八号二に規定する算定方法に準じて算定した額

　次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

　算式

　Ａ×164,192円＋Ｂ×299,750円

　算式の符号

　Ａ　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

　Ｂ　市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

六十一　遠距離通学対策に要する経費があること。

五十九　ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

　前年度の一月一日から当該年度の十二月三十一日までの間に期間を限定して運行される市町村立の小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学の用に供するスクールバス等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額又はスクールバス等の運行台数に運行月数を乗じて得た額を十二で除して得た数に六、一〇四、〇〇〇円を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。

六十　スクールバス等に要する経費があること。

六十一　地域の資源と資金を活用して地域における経済循環を創造する取組に要する経費があること。

　創業支援等事業計画を作成した市町村について、次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　次に掲げる額の合算額に〇・八を乗じて得た額

イ　創業支援等事業計画の作成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

ロ　創業支援等事業計画に基づき行われる地域密着型事業の企画及び準備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

二　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において創業支援等事業計画に基づき行われる地域密着型事業の実施及び再構築に要する経費（前条第一項第一号の表第五十八号一に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

三　前条第一項第一号の表第五十八号一に規定する算定方法に準じて算定した額

四　前条第一項第一号の表第五十八号二に規定する算定方法に準じて算定した額

　次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額とする。

一　次の算式によつて算定した額

　算式

　Ａ×164,192円＋Ｂ×299,750円

　算式の符号

　Ａ　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程における遠距離通学児童のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

　Ｂ　市町村立の中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程における遠距離通学生徒のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した数

六十一　遠距離通学対策に要する経費があること。

六十二　遠距離通学対策に要する経費があること。

二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

ＪＥＴプログラムコーディネーターの活用に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十三　保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十四　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十五　排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十六　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。

次の各号によつて算出した額の合算額とする。

一　当該市町村が職業安定法第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該市町村が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県等」とあるのは「市町村等」と読み替えるものとする。

六十七　医師等の派遣に要する経費があること。

二　市町村立の小学校及び義務教育学校の前期課程並びに中学校、義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程の遠距離通学対策に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

ＪＥＴプログラムコーディネーターの活用に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十三　語学指導等を行う外国青年招致事業に要する経費があること。

六十四　保育士修学資金貸付等事業及びひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

六十五　原子爆弾被爆者の養護を行う施設の運営に要する経費があること。

前条第一項第一号の表第六十二号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

六十六　排水機場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十七　地方版ハローワークの設立等及びそれに関連した雇用対策に要する経費があること。

次の各号によつて算出した額の合算額とする。

一　当該市町村が職業安定法第二十九条第一項の規定により行う無料の職業紹介事業の開始等（以下この号において「無料職業紹介事業の開始等」という。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

二　当該市町村が無料職業紹介事業の開始等と連携して行う雇用創出の取組に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額

前条第一項第一号の表第六十六号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。この場合において、同号中「道府県等」とあるのは「石川県」と読み替えるものとする。

六十八　医師等の派遣に要する経費があること。

六十八　事業承継等人材マッチング支援事業に要する経費があること。	事業承継等人材マッチング支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
六十九　雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。	被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。
七十　技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化に要する経費があること。	市町村支援業務に従事する技術職員数として総務大臣が調査した数又は中長期派遣可能な技術職員数として総務大臣が調査した数のうちいずれか小さい数に五、九六九、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
七十一　地方衛生研究所の設置に要する経費があること。	当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。
七十二　指定管理鳥獣の捕獲等に要する経費があること。	前条第一項第一号の表第五十七号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。
七十三　性犯罪・性暴力被害者支援に要する経費があること。	性犯罪・性暴力被害者支援に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

六十九　地域企業人材支援事業に要する経費があること。	地域企業人材支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が一五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）に〇・五を乗じて得た額とする。
七十　雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の元利償還金があること。	被災市街地復興特別措置法（平成七年法律第十四号）第五条第一項の規定により都市計画に定められた被災市街地復興推進地域（平成二十八年度以降に定められたものに限る。）において雨水排水対策事業に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の財源に充てるため当該年度中に一般会計から下水道事業特別会計に繰り入れた額に〇・五を乗じて得た額とする。
七十一　技術職員の充実による市町村支援・中長期派遣体制の強化に要する経費があること。	市町村支援業務に従事する技術職員数として総務大臣が調査した数又は中長期派遣可能な技術職員数として総務大臣が調査した数のうちいずれか小さい数に五、七六〇、〇〇〇円を乗じて得た額とする。
七十二　地方衛生研究所の設置に要する経費があること。［新設］	当該年度の四月一日現在において地方衛生研究所を設置する中核市について、当該設置に要する経費として総務大臣が調査した額とする。

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の算式によつて算定した額に〇・八を乗じて得た額とする。 算式 ＡのＢに対する割合が1.00を超える市町村 Ａ×0.01 ＡのＢに対する割合が0.50を超え1.00以下の市町村 Ａ×0.0025 算式の符号 Ａ　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額 Ｂ　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額
二　離島航路等の維持に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　離島航路等の維持のために市町村が当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額 二　市町村が経営する離島航路等について、当該市町村が当該年度において負担する額に〇・八を乗じて得た額
三　重要文化財等の保存等に要する経費があること。	次の第一号から第四号までの規定によつて算定した額の合算額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額に、第五号の規定によつて算定した額を加えた額とする。 一　当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録（選定保存技術を含む。） 重要文化財のうち建造物であるもの	五六〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち建造物であるもの	二〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	七、七二〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三〇〇、〇〇〇円

ロ　次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定方法によつて算定した額（第三号五、第四号及び第十三号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
一　連年の災害による財政需要の増加又は財政収入の減少があること。	次の算式によつて算定した額に〇・八を乗じて得た額とする。 算式 ＡのＢに対する割合が1.00を超える市町村 Ａ×0.01 ＡのＢに対する割合が0.50を超え1.00以下の市町村 Ａ×0.0025 算式の符号 Ａ　当該年度の前４年度の１月１日から前年度の12月31日までの間に発生した災害（火災を除く。）のため当該市町村の区域内において国の負担金又は補助金を受けて施行する災害復旧事業（森林災害復旧事業を除く。）及び国が施行する災害復旧事業並びに国の補助金を受けて施行する災害対策事業に要する経費の合算額 Ｂ　当該年度の前３年度から前年度までの各年度の標準税収入の合算額
二　離島航路等の維持に要する経費があること。	次の各号によつて算定した額の合算額とする。 一　離島航路等の維持のために市町村が当該年度において交付する補助金の額に〇・八を乗じて得た額 二　市町村が経営する離島航路等について、当該市町村が当該年度において負担する額に〇・八を乗じて得た額
三　重要文化財等の保存等に要する経費があること。	次の第一号から第四号までの規定によつて算定した額の合算額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額に、第五号の規定によつて算定した額を加えた額とする。 一　当該市町村の区域内に所在する文化財保護法第二条第一項に規定する文化財について、次の表の区分の欄に掲げる文化財の種類ごとの指定件数、登録件数及び選定件数にそれぞれ同表の額の欄に掲げる額を乗じて得た額の合算額

区分	額
一　当該年度の四月一日現在における文部科学大臣の指定、登録（選定保存技術を含む。） 重要文化財のうち建造物であるもの	五六〇、〇〇〇円
重要文化財のうち建造物以外のもの	二〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち建造物であるもの	二〇、〇〇〇円
重要伝統的建造物群保存地区	七、七二〇、〇〇〇円
重要無形文化財（選定保存技術を含む。）	三〇〇、〇〇〇円

又は選定に係る文化財	
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	六一〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	九六〇、〇〇〇円
重要文化的景観	九六〇、〇〇〇円
二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村の条例により指定又は登録された文化財	
建造物	一三〇、〇〇〇円
伝統的建造物群保存地区	二三〇、〇〇〇円
美術工芸品	
登録有形文化財のうち建造物であるもの	一〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち美術工芸品であるもの	五〇、〇〇〇円
登録記念物	一〇、〇〇〇円
登録有形民俗文化財	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円
登録無形文化財	一〇、〇〇〇円
登録無形民俗文化財	二〇、〇〇〇円

二　当該年度の四月一日現在における当該市町村の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に一一〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　当該年度の四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行つた市町村については、当該減免額の合算額に〇・三七五を乗じて得た額

イ　伝統的建造物である家屋の敷地

ロ　伝統的建造物である家屋以外の家屋

ハ　伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地

四　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	〇・八
緊急調査のうち試掘確認調査	〇・八
緊急調査のうち本発掘調査	〇・三

五　文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

又は選定に係る文化財	
重要有形民俗文化財及び重要無形民俗文化財	六一〇、〇〇〇円
史跡名勝天然記念物	九六〇、〇〇〇円
重要文化的景観	九六〇、〇〇〇円
二　当該年度の五月一日現在における文化財保護法第百八十二条の規定に基づく当該市町村の条例により指定又は登録された文化財	
建造物	一三〇、〇〇〇円
伝統的建造物群保存地区	二三〇、〇〇〇円
美術工芸品	
登録有形文化財のうち建造物であるもの	一〇、〇〇〇円
登録有形文化財のうち美術工芸品であるもの	五〇、〇〇〇円
登録記念物	一〇、〇〇〇円
登録有形民俗文化財	一〇、〇〇〇円
無形文化財（選定保存技術を含む。）、民俗文化財、記念物及び文化的景観	三〇、〇〇〇円
登録無形文化財	一〇、〇〇〇円
登録無形民俗文化財	二〇、〇〇〇円

二　当該年度の四月一日現在における当該市町村の区域内に所在する前号の表の区分の欄に掲げる文化財のうち文部科学大臣の指定、登録又は選定に係るものの種類ごとの指定件数、登録件数又は選定件数の合計数に一一〇、〇〇〇円を乗じて得た額

三　当該年度の四月一日現在において当該市町村の区域内に所在する文部科学大臣の選定に係る重要伝統的建造物群保存地区における固定資産のうち、次に掲げる固定資産に係る固定資産税の減免を行つた市町村については、当該減免額の合算額に〇・三七五を乗じて得た額

イ　伝統的建造物である家屋の敷地

ロ　伝統的建造物である家屋以外の家屋

ハ　伝統的建造物である家屋以外の家屋の敷地

四　埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
保存目的調査等	〇・八
緊急調査のうち試掘確認調査	〇・八
緊急調査のうち本発掘調査	〇・三

五　文化財の活用に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

二　コミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村（当該公共情報番組の放送について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放送に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

前年度の六月三十日現在において、当該市町村の区域内に準用河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項の規定に基づき市町村長が指定した河川をいう。以下同じ。）を有する市町村について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　当該年度の普通交付税の算定に用いた当該市町村の人口に一円を乗じて得た額

二　当該市町村の区域内の前年度の六月三十日現在の準用河川の延長（表示単位はメートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に五円を乗じて得た額

三　国の補助金を受けて施行する準用河川改修事業に要する経費のうち当該市町村が負担すべき額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に〇・〇九七を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のために市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びにイの表第三十七号、第五十号及び第五十一号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）の準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のために市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びにイの表第三十七号、第五十号及び第五十一号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四　ケーブルテレビ又はコミュニティ放送による公共情報サービスに要する経費があること。

五　準用河川の改修等に要する経費があること。

六　市町村の消防の広域化又は連携・協力の準備に要する経費があること。

七　市町村の消防の広域化又は連携・協力に要する経費があること。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　ケーブルテレビの公共情報専用チャンネルにより、公共情報番組の放映を実施している市町村（当該公共情報番組の放映について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放映に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

二　コミュニティ放送により、公共情報番組の放送を実施している市町村（当該公共情報番組の放送について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、公共情報番組の制作及び放送に要した経費の額に〇・五を乗じて得た額又は二〇、〇〇〇、〇〇〇円のうちいずれか少ない額

前年度の六月三十日現在において、当該市町村の区域内に準用河川（河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第百条第一項の規定に基づき市町村長が指定した河川をいう。以下同じ。）を有する市町村について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額とする。

一　当該年度の普通交付税の算定に用いた当該市町村の人口に一円を乗じて得た額

二　当該市町村の区域内の前年度の六月三十日現在の準用河川の延長（表示単位はメートルとし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に五円を乗じて得た額

三　国の補助金を受けて施行する準用河川改修事業に要する経費のうち当該市町村が負担すべき額（国庫補助基本額に対応する部分に限る。）に〇・〇九一を乗じて得た額

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のために市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びにイの表第三十七号、第五十号及び第五十一号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

二　市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）の準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のために市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額から国の補助金、地方債その他の特定財源並びにイの表第三十七号、第五十号及び第五十一号の規定により当該年度の十二月分の特別交付税の算定の基礎とした額を控除した額に〇・五を乗じて得た額とする。

四　ケーブルテレビ又はコミュニティ放送による公共情報サービスに要する経費があること。

五　準用河川の改修等に要する経費があること。

六　市町村の消防の広域化又は連携・協力の準備に要する経費があること。

七　市町村の消防の広域化又は連携・協力に要する経費があること。

二　市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のために市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

［削る］

八‖　森林病害虫等防除事業に要する経費があるとき。

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該市町村が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数に普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に91.5円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣の駆除（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第四条の規定に基づき市町村が定める被害防止計画に基づき行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

九‖　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

二　市町村の消防の連携・協力（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものであつて、令和十一年四月一日までに行われるものに限る。）のために市町村が行う事業に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

児童生徒の増加又は災害による校舎の損壊のため、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間において、小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設等を行つた市町村について、次の算式によつて算定した額に、指定都市（特別区を含む。）にあつては〇・五を、その他の市町村にあつては〇・七を乗じて得た額とする。

算式

A×86,000円＋B×128,000円＋C×30,000円

算式の符号

A　当該市町村が建設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の建設面積

B　当該市町村が移設した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の移設面積

C　当該市町村が借用した小学校若しくは義務教育学校の前期課程又は中学校、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程のプレハブ校舎の借用面積

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×0.5

算式の符号

A　国の補助金を受けて施行する森林病害虫等防除事業に係る経費のうち当該市町村が負担する額

B　当該年度の基準財政需要額の算定に用いた林野水産行政費に係る林業及び水産業の従業者数に普通態容補正Ⅰ係数、普通態容補正Ⅱ係数、経常態容補正係数及び寒冷補正係数を乗じて得た数（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）に1,095円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

次の各号によつて算定した額の合算額とする。

一　鳥獣の駆除（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号）第四条の規定に基づき市町村が定める被害防止計画に基づき行われるものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

八‖　小学校又は中学校のプレハブ校舎の建設等に要する経費があること。

九‖　森林病害虫等防除事業に要する経費があること。

十‖　有害鳥獣の駆除に要する経費があること。

二　有害鳥獣（当該市町村を包括する都道府県の知事が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四条第一項の規定に基づき策定する鳥獣保護管理事業計画で定めるものに限る。）の駆除に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×2,968,000円×0.7

算式の符号

A　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により当該年度の９月30日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に0.8270を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第11号の２の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数

前条第１項第１号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十　老人ホーム被措置者の数が多いため特別の財政需要があるとき。

十一　地盤沈下対策に要する経費があること。

十二　留学生支援に要する経費があること。

十三　公害健康被害の補償等に要する経費があること。

四　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に〇・〇五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	〇・一五
基準財政需要額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・三
基準財政需要額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・五
基準財政需要額の二十パーセントを超え四十パーセントまでの額	〇・七
基準財政需要額の四十パーセントを超え六十パーセントまでの額	〇・八
基準財政需要額の六十パーセントを超える額	〇・九

ロ　前条第一項第二号の二に規定する額の算定方法に準じて算定した額

二　有害鳥獣（当該市町村を包括する都道府県の知事が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第四条第一項の規定に基づき策定する鳥獣保護管理事業計画で定めるものに限る。）の駆除に要する経費（前号に定める経費を除く。）のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

次の算式によつて算定した額（当該額が負数となるときは、零とする。）とする。

算式

（A－B）×2,949,000円×0.7

算式の符号

A　老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定により当該年度の９月30日現在において、養護老人ホームに入所措置されている者で当該市町村がその経費を負担したものの実人員数に0.8400を乗じて得た数（表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合計数

B　普通交付税に関する省令第９条第１項の表市町村の項第11号の２の規定に準じて算定した当該年度の当該市町村の養護老人ホーム被措置者数

前条第１項第１号の表第三十一号に規定する算定方法に準じて算定した額とする。

十一　老人ホーム被措置者の数が多いため特別の財政需要があるとき。

十二　地盤沈下対策に要する経費があること。

十三　留学生支援に要する経費があること。

十四　公害健康被害の補償等に要する経費があること。

四　次に掲げる額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

イ　前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間に開催された競馬、競輪等の公営競技に係る収益金のうち、当該年度の基準財政需要額に〇・〇五を乗じて得た額を超える額について、次の表の上欄に掲げる当該超える額の区分された額ごとにそれぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額

区分	率
超える額が基準財政需要額の五パーセントまでの額	〇・一五
基準財政需要額の五パーセントを超え十パーセントまでの額	〇・三
基準財政需要額の十パーセントを超え二十パーセントまでの額	〇・五
基準財政需要額の二十パーセントを超え四十パーセントまでの額	〇・七
基準財政需要額の四十パーセントを超え六十パーセントまでの額	〇・八
基準財政需要額の六十パーセントを超える額	〇・九

ロ　前条第一項第二号の二に規定する額の算定方法に準じて算定した額

五　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。

六　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

附　則

（算定額が著しく多額となる場合の算定方法の特例）

第三条　第二条第一項第一号の表第十五号、第二十六号若しくは第三十四号若しくは同項第三号の規定の適用を受ける道府県又は第三条第一項第二号の表第一号、同項第三号イの表第十五号、第三十五号若しくは第五十八号、同項第三号ロの表第一号若しくは同項第六号の規定の適用を受ける市町村について、これらの規定によつて算定した額が著しく多額となる場合においては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定によつて算定した額の一部を当該年度の特別交付税の額の算定の基礎から除き、翌年度以降の特別交付税の額の算定の基礎とすることができる。

（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）

第四条　令和七年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額

算式

A×0.6＋B×0.6＋C×0.6＋D

算式の符号

A　計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

B　計画に基づき当該道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

五　当該年度において基準財政収入額が基準財政需要額を超える額。ただし、普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける市町村については、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額が同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額を超える額とする。

六　地方交付税法第十九条第二項の規定による普通交付税に関する省令第四十六条の二第一項の規定により、特別交付税から交付すべき額

2　前条第二項から第四項までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、同条第二項中「前項」とあるのは「第三条第一項」と、同条第三項中「第一項」とあるのは「第三条第一項」と、「第三号」とあるのは「第六号」と、同条第四項中「第一項第一号」とあるのは「第三条第一項第三号」と読み替えるものとする。

附　則

（算定額が著しく多額となる場合の算定方法の特例）

第三条　第二条第一項第一号の表第十五号、第二十六号若しくは第三十四号若しくは同項第三号の規定の適用を受ける道府県又は第三条第一項第二号の表第一号、同項第三号イの表第十五号、第十九号、第三十六号若しくは第五十九号、同項第三号ロの表第一号若しくは同項第六号の規定の適用を受ける市町村について、これらの規定によつて算定した額が著しく多額となる場合においては、当分の間、これらの規定にかかわらず、これらの規定によつて算定した額の一部を当該年度の特別交付税の額の算定の基礎から除き、翌年度以降の特別交付税の額の算定の基礎とすることができる。

（道府県に係る十二月分の算定方法の特例）

第四条　令和六年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第三号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　へき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する道府県について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B＋C×0.6＋D＋E×0.6＋F×0.6

算式の符号

A　計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に45,000円を乗じて得た額

B　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に64,000円を乗じて得た額

C　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成５年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月１日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

D　次によつて算定した額の合算額又は次によつて算定した額に対応するものとして総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか少ない額

d１　計画に基づき当該年度に実施される巡回診療事業に係る巡回診療実施日数に53,000円を乗じて得た額

d２　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣事業に係る派遣日数に41,000円を乗じて得た額

d３　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に57,000円を乗じて得た額

d４　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に45,000円を乗じて得た額

d５　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に23,000円を乗じて得た額

二　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項前段の規定により病院又は診療所へ収容して行われる医療に係る医療費の支給に要する経費のうち当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

三　不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四を乗じて得た額

四　ニュータウン鉄道事業等（総延長に占める地下部分の割合が〇・五を超えるものに限る。）を経営する第三セクター（地方団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する株式会社をいう。）に対する出資金の財源に充てるため平成十年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一五を乗じて得た額

五　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一一、〇〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額

六　有明海におけるのりの不作による被害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

C　計画に基づき当該道府県が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

D　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に31,000円を乗じて得た額

E　計画に基づき当該道府県が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

F　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成５年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月１日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

二　沖縄の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百八号）第三条第一項前段の規定により病院又は診療所へ収容して行われる医療に係る医療費の支給に要する経費のうち当該年度において沖縄県が負担すべき額に〇・八を乗じて得た額

三　不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四を乗じて得た額

四　ニュータウン鉄道事業等（総延長に占める地下部分の割合が〇・五を超えるものに限る。）を経営する第三セクター（地方団体がその資本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資する株式会社をいう。）に対する出資金の財源に充てるため平成十年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・一五を乗じて得た額

五　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第二項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に一一七、〇〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・四を乗じて得た額

六　有明海におけるのりの不作による被害対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号。以下「電磁記録投票法」という。）第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機を用いて行う選挙に要する経費として、次によつて算定した額の合算額（公職選挙法第百条第四項又は第百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合においては、その額に〇・三七五を乗じて得た額）（電磁的記録式投票機の購入等により当該選挙に要する経費の額が当該合算額を著しく超えるときは、その額に当該超過額のうち総務大臣が必要と認めた額を加算した額）

イ　電磁記録投票法第三条第三項の規定による投票が行われる区域内の投票所数に次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額

当該区域内の一投票所当たりの平均選挙人名簿登録者数	額
千五百人未満	四七〇、〇〇〇円
千五百人以上三千人未満	七七〇、〇〇〇円
三千人以上四千五百人未満	一、一五〇、〇〇〇円
四千五百人以上	一、五三〇、〇〇〇円

ロ　当該区域内の開票所数に六二〇、〇〇〇円を乗じて得た額

八　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　当該年度において道府県が実施する定住外国人子弟等就学支援策に係る事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、当該数が0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

2　平成二十六年度から令和七年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる事項については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項で定める工業用水道事業のうち、平成二年度以前に国庫補助金を受けて工業用水道の施設建設に着手したもの（ただし、ダム等水源施設を有するものに限る。）で、総務大臣が経営健全化のための措置が必要であると認めたものについて、当該工業用水道事業の経営の健全性の確保に要する経費のうち、一般会計が工業用水道事業特別会計に出資するために借り入れた地方債に係る当該年度の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

二　地方公共団体の経営する駐車場事業（平成三年度から平成二十一年度までに駐車場の建設に着手したものに限る。）について、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）として一般会計が駐車場事業特別会計に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に、同法の規定を適用しない事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当

七　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号。以下「電磁記録投票法」という。）第二条第二号に規定する電磁的記録式投票機を用いて行う選挙に要する経費として、次によつて算定した額の合算額（公職選挙法第百条第四項又は第百二十七条の規定により投票が行われなかつた場合においては、その額に〇・三七五を乗じて得た額）（電磁的記録式投票機の購入等により当該選挙に要する経費の額が当該合算額を著しく超えるときは、その額に当該超過額のうち総務大臣が必要と認めた額を加算した額）

イ　電磁記録投票法第三条第三項の規定による投票が行われる区域内の投票所数に次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の下欄に掲げる額を乗じて得た額

当該区域内の一投票所当たりの平均選挙人名簿登録者数	額
千五百人未満	三十三万円
千五百人以上三千人未満	五十二万円
三千人以上四千五百人未満	七十七万円
四千五百人以上	百二万円

ロ　当該区域内の開票所数に五十六万円を乗じて得た額

八　次の算式によつて算定した額

算式

$A \times \alpha$

算式の符号

A　当該年度において道府県が実施する定住外国人子弟等就学支援策に係る事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

α　1から財政力指数（小数点以下2位未満は、四捨五入する。）を2で除して得た数を控除して得た数（ただし、当該数が0.5未満の場合は0.5、0.8を超える場合は0.8とする。）

2　平成二十六年度から令和七年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる事項については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第四項で定める工業用水道事業のうち、平成二年度以前に国庫補助金を受けて工業用水道の施設建設に着手したもの（ただし、ダム等水源施設を有するものに限る。）で、総務大臣が経営健全化のための措置が必要であると認めたものについて、当該工業用水道事業の経営の健全性の確保に要する経費のうち、一般会計が工業用水道事業特別会計に出資するために借り入れた地方債に係る当該年度の元利償還金の額に〇・五を乗じて得た額

二　地方公共団体の経営する駐車場事業（平成三年度から平成二十一年度までに駐車場の建設に着手したものに限る。）について、地方公営企業法第二条第三項の規定により同法の規定の全部又は一部を適用している事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）として一般会計が駐車場事業特別会計に出資するために借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に、同法の規定を適用しない事業にあつては、当該事業に係る施設の建設改良に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当

該年度における利子支払額の財源に充てるために当該年度中に一般会計から駐車場事業特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、それぞれ〇・五を乗じて得た額の合算額

3　平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該道府県が、地域国際化協会（国内において海外の政治、経済、文化その他の事情についての理解を増進するため、海外との交流その他の業務を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人で、各道府県・指定都市の区域に係わる業務を行うもののうち、当該区域において中核的・総合調整的・先導的役割を果たしているものとして当該区域ごとに一に限り総務大臣が認定するものをいう。以下同じ。）に出資するために平成二十年度までに借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和元年度から令和二十年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業（地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。）において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　当該道府県の経営する自動車運送事業について、地方単独事業として行う燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

二　燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、当該道府県が当該年度中に一般会計から自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額（特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の範囲内に限る。）

6　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第二条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「基準財政需要額」とあるのは、「基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

7　令和五年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金を受けて実施する特定支障除去等維持事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・三七五を乗じて得た額を加えた額とする。

該年度における利子支払額の財源に充てるために当該年度中に一般会計から駐車場事業特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額の範囲内に限る。）に、それぞれ〇・五を乗じて得た額の合算額

3　平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該道府県が、地域国際化協会（国内において海外の政治、経済、文化その他の事情についての理解を増進するため、海外との交流その他の業務を行うことを主たる目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は公益社団法人若しくは公益財団法人で、各道府県・指定都市の区域に係わる業務を行うもののうち、当該区域において中核的・総合調整的・先導的役割を果たしているものとして当該区域ごとに一に限り総務大臣が認定するものをいう。以下同じ。）に出資するために平成二十年度までに借り入れた地方債の当該年度における利子支払額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　令和元年度から令和二十年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業（地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。）において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額のうち、いずれか少ない額に、財政力指数が〇・八以上の道府県にあつては〇・二を、〇・五以上〇・八未満の道府県にあつては三分の七から当該道府県の財政力指数に三分の八を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の道府県にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

一　当該道府県の経営する自動車運送事業について、地方単独事業として行う燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

二　燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、当該道府県が当該年度中に一般会計から自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額（特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の範囲内に限る。）

6　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第二条第一項第二号イの規定の適用については、同号イ中「基準財政需要額」とあるのは、「基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

7　令和五年度から令和九年度までの間に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、国の補助金を受けて実施する特定支障除去等維持事業に要する経費のうち、当該年度において当該道府県が負担すべき額に〇・三七五を乗じて得た額を加えた額とする。

（市町村に係る十二月分の算定方法の特例）

第五条　平成二十二年度から令和八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第四十二号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「六分の五」とする。

２　令和七年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第三号及び第十一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域国際化協会に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が六八、八九六、〇〇〇円を超えるときは、六八、八九六、〇〇〇円とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　くき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.6＋Ｂ×0.6＋Ｃ×0.6＋Ｄ

算式の符号

Ａ　計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｂ　計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｃ　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成５年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月１日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

Ｄ　次によつて算定した額の合算額又は次によつて算定した額に対応するものとして総務大臣が調査した額の合算額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）のいずれか少ない額

ｄ１　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に57,000円を乗じて得た額

ｄ２　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に45,000円を乗じて得た額

ｄ３　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に23,000円を乗じて得た額

（市町村に係る十二月分の算定方法の特例）

第五条　平成二十二年度から令和八年度までの間に限り、健全化法附則第四条の規定に基づきなお従前の例によることとされた財政再建計画に係る市町村が同法第八条第一項の規定により財政再生計画を定めた場合の第三条第一項第一号イの表第五号において準ずるものとされる第二条第一項第一号の表第四十二号の規定の適用については、同号中「〇・五」とあるのは「六分の五」とする。

２　令和六年度に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（第一号に掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とし、第三号及び第十一号に掲げる額については、当該規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　地域国際化協会に対する助成に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（当該額が六八、八九三、〇〇〇円を超えるときは、六八、八九三、〇〇〇円とする。）に〇・八を乗じて得た額

二　くき地保健医療事業実施計画（以下この号において「計画」という。）を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

Ａ＋Ｂ＋Ｃ×0.6＋Ｄ＋Ｅ×0.6＋Ｆ×0.6

算式の符号

Ａ　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の応援医師及び代診医師の派遣要請事業に係る派遣要請日数に52,000円を乗じて得た額

Ｂ　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の研究、研修事業に係る研究、研修回数に21,000円を乗じて得た額

Ｃ　計画に基づき当該市町村が離島等救急患者搬送事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｄ　計画に基づき当該年度に実施されるへき地診療所等の訪問看護事業に係る訪問日数に31,000円を乗じて得た額

Ｅ　計画に基づき当該市町村が遠隔地医療事業について当該年度に負担する額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

Ｆ　へき地診療所等に係る施設整備事業（病院事業会計に係る事業を除く。）に要する経費に充てるため平成５年度以降に発行について同意又は許可を得た地方債（当該年度の10月１日以降に借り入れた地方債を除く。）の当該年度における元利償還金

三　自転車駐車場の整備を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B

算式の符号

A　自転車駐車場の整備を推進するものとして総務大臣が認めた公益財団法人が行う自転車駐車場施設整備事業に対して市町村が支出する補助金に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該補助金の額が当該施設の整備事業費に0.25を乗じて得た額又は当該施設の自転車収容台数に、立体自走式の施設にあつては17,300円を、平面式の施設にあつては10,500円をそれぞれ乗じて得た額を超える場合にはいずれか少ない額とする。）に0.5を乗じた額

B　市町村が当該年度において行う自転車駐車場施設整備事業に係る経費（用地取得費及び地方債以外の補助金等特定財源を除く。）として総務大臣が調査した額に0.125を乗じて得た額

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に二、二〇〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額

六　前条第一項第六号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「第三条第三項」とあるのは「第三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

八　沖縄県の区域内における市町村道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から日本国との平和条約の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものを当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項の道路管理者をいう。）が取得する場合に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下この号において「改正法」という。）附則第三条第二項又は第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この号において「旧法」という。）第十四条第三項又は第十六条第三項の規定に基づく承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が企業立地又は事業高度化のための措置を行つた場合において、当該事業者が同意集積区域内に設置又は取得した資産に対して課する固定資産税の増収額（改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額

三　自転車駐車場の整備を実施する市町村について、次の算式によつて算定した額

算式

A＋B

算式の符号

A　自転車駐車場の整備を推進するものとして総務大臣が認めた公益財団法人が行う自転車駐車場施設整備事業に対して市町村が支出する補助金に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（ただし、当該補助金の額が当該施設の整備事業費に0.25を乗じて得た額又は当該施設の自転車収容台数に、立体自走式の施設にあつては17,300円を、平面式の施設にあつては10,500円をそれぞれ乗じて得た額を超える場合にはいずれか少ない額とする。）に0.5を乗じた額

B　市町村が当該年度において行う自転車駐車場施設整備事業に係る経費（用地取得費及び地方債以外の補助金等特定財源を除く。）として総務大臣が調査した額に0.125を乗じて得た額

四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額

五　中山間地域等における農業の生産条件に関する不利を補正するため、農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律第九条第一項の規定に基づいて行う中山間地域等への直接支払いに要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額から当該年度の基準財政需要額の算定に用いた農業行政費に係る補正後の数値に二、〇四〇円を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）に〇・七を乗じて得た額

六　前条第一項第六号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「第三条第三項」とあるのは「第三条第一項又は第二項」と読み替えるものとする。

八　沖縄県の区域内における市町村道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から日本国との平和条約の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であつたものを当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項の道路管理者をいう。）が取得する場合に要する経費の財源に充てるため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

九　企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十七号。以下この号において「改正法」という。）附則第三条第二項又は第四条第二項の規定によりなおその効力を有することとされる改正法による改正前の企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成十九年法律第四十号。以下この号において「旧法」という。）第十四条第三項又は第十六条第三項の規定に基づく承認企業立地計画又は承認事業高度化計画に従つて、承認企業立地事業者又は承認事業高度化事業者が企業立地又は事業高度化のための措置を行つた場合において、当該事業者が同意集積区域内に設置又は取得した資産に対して課する固定資産税の増収額（改正法附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧法第二十条の規定に基づき地方税の課税免除又は不均一課税の措置を受けた資産については、課税免除又は不均一課税をしなかつたものとして計算した場合の増収額）として総務大臣が調査した額に〇・〇五を乗じて得た額

十　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業を行う公営企業等で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額から、当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九号の九に規定する病床の数に一二四、一〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に五六、三〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）

3　平成二十八年度から令和七年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

5　平成二十六年度から令和十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

6　平成二十六年度から令和十四年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、リフト付き車両又は超低床型車両の導入に要する経費（一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。）の財源に充てるために借り入れた地方債（令和元年度までに発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

十　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

十一　地方公営企業法の全部又は一部を適用している事業（地方独立行政法人法第八十一条に規定する公営企業型地方独立行政法人の経営するものを含む。以下この号において「公営企業等」という。）のうち、病院事業を行う公営企業等で、前々年度において経常収益（当該公営企業等の職員に係る基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費として一般会計において負担する額（以下この号において「基礎年金拠出金に係る負担額」という。）を除く。）の経常費用に対する不足額（以下この号において「経常収支の不足額」という。）があるもの又は前年度において前事業年度から繰り越した欠損金（以下この号において「繰越欠損金」という。）があるものについて、当該経常収支の不足額又は当該繰越欠損金の額の範囲内において当該基礎年金拠出金に係る負担額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額から、当該市町村の普通交付税に関する省令第九条第一項に規定する密度補正に用いる密度の算定の基礎として同項の表市町村の項第九号の九に規定する病床の数に一〇九、〇〇〇円を乗じて得た額及び特例病床の数に五二、二〇〇円を乗じて得た額の合算額を控除して得た額（当該額が負数となるときは、零とする。）

3　平成二十八年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業の統合（地方公営企業法の適用を伴うものを除く。）に要する経費として当該年度中に一般会計から簡易水道事業特別会計に繰り入れた額（当該経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

4　平成二十六年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第三項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

5　平成二十六年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項第一号に規定する算定方法に準じて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

6　平成二十六年度から令和十一年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第二項第二号に規定する算定方法に準じて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

7　平成二十六年度から令和十四年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、リフト付き車両又は超低床型車両の導入に要する経費（一般車両を導入する場合に比して増加する経費に限る。）の財源に充てるために借り入れた地方債（令和元年度までに発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

7‖　令和六年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、策定された経営強化プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額（一病院当たり五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）（策定された経営強化プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合等を組織する市町村にあつては、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

8‖　令和三年度から令和七年度のうち、連続する三箇年度までの期間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、持続可能な質の高い地域医療提供体制の確保に向け病床機能の見直しに取り組む公立病院を支援するために、総務省及び当該見直しに関して専門的知見を有する者が連携して行う事業として実施される経営支援の活用に要する経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（当該経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額（連続する三箇年度までの期間において、四、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

9‖　令和元年度から令和二十年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業（地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。）において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

［削る］

8‖　令和六年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、策定された経営強化プランの点検、評価及び公表を行う市町村について、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額（一病院当たり五〇〇、〇〇〇円を上限とする。以下この項において同じ。）（策定された経営強化プランの点検、評価及び公表を行う一部事務組合等を組織する市町村にあつては、その点検、評価及び公表に要する経費として総務大臣が調査した額を特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した負担割合により按分した額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

9‖　令和三年度から令和七年度のうち、連続する三箇年度までの期間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、持続可能な質の高い地域医療提供体制の確保に向け病床機能の見直しに取り組む公立病院を支援するために、総務省及び当該見直しに関して専門的知見を有する者が連携して行う事業として実施される経営支援の活用に要する経費として一般会計から病院事業会計に繰り入れた額（当該経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額（連続する三箇年度までの期間において、四、〇〇〇、〇〇〇円を上限とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

10‖　令和元年度から令和二十年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、簡易水道事業及び下水道事業以外の事業（地方公営企業法の全部又は一部を適用していないものに限る。）において、地方公営企業法の財務規定等の適用に要する経費の財源に充てるため令和元年度から令和十年度までの各年度において発行について同意又は許可を得た地方債の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の指定都市にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の指定都市にあつては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の指定都市にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

11‖　令和元年度から令和六年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、高齢者及び身体障害者等の利用の円滑化に資する船舶の導入に要する経費（一般船舶を導入する場合に比して増加する経費に限る。）の財源に充てるために借り入れた地方債（平成二十六年度から平成三十年度までの間に発行について同意又は許可を得たものに限る。）の当該年度における元利償還金のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

10‖　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（各号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　次の⑴又は⑵によつて算定した額のうち、いずれか少ない額

⑴　当該市町村の経営する自動車運送事業について、地方単独事業として行う燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

⑵　燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、当該市町村が当該年度中に一般会計から自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額（特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の範囲内に限る。）

二　証明書自動交付（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を使用し、住民票の写し等の証明書の自動交付を行うことをいう。）に必要な機器及び情報システムの整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

11‖　令和五年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

12‖　令和七年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、津波時の浸水想定を勘案した消防活動計画の策定に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を加えた額とする。

13‖　令和七年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号から第六号までに掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進及び国際交流の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　中心市街地再活性化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　自転車駐車場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

12‖　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（各号に掲げる事項については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　次の⑴又は⑵によつて算定した額のうち、いずれか少ない額

⑴　当該市町村の経営する自動車運送事業について、地方単独事業として行う燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・三を乗じて得た額

⑵　燃料電池バスの導入（リース取引に限る。）に要する費用のうち、当該市町村が当該年度中に一般会計から自動車運送事業に係る特別会計に繰り入れた額（特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額の範囲内に限る。）

二　証明書自動交付（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三十五条の二第一項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）を使用し、住民票の写し等の証明書の自動交付を行うことをいう。）に必要な機器及び情報システムの整備に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

13‖　令和五年度から令和九年度までの間に限り、第三条第一項第三号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、前条第七項に規定する算定方法に準じて算定した額を加えた額とする。

［新設］

14‖　令和六年度に限り、第三条第一項第三号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に次の各号に規定する算定方法に準ずる算定方法によつて都道府県知事が算定した額（第三号から第六号までに掲げる額については、これらの規定によつて算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあつては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあつては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあつては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。）（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　外国の地方公共団体との友好協力関係の増進及び国際交流の推進に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（当該額が五、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、五、〇〇〇、〇〇〇円とする。）

二　中心市街地再活性化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

三　自転車駐車場の維持管理に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額

四　不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四を乗じて得た額

五　地理情報システムの開発導入を行う市町村（当該システムの開発導入について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、データベースの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、指定都市にあつては一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を、指定都市以外の市町村にあつては六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えないものとする。）

六　視覚障害者による公共施設又は公用施設の円滑な利用を図るための音声標識ガイド装置（施設内において音声により案内及び誘導を行う装置をいう。）の設置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

14　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第三条第一項第五号の規定の適用については、同号中「基準財政収入額が基準財政需要額」とあるのは「基準財政収入額が基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」と、「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定めるのは「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）第二条の規定を適用しないで算定した地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

15　令和七年度に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号イの表第一号に係る額のうち総務大臣が必要があると認める額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については第五条第一項第一号イの額に含めて当該年度の三月分の特別交付税の額を算定するものとする。

16　令和七年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して十二月に交付すべき特別交付税の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額及び同項第六号の額の合算額に、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から当該年度の四月一日から九月三十日までの間における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二四を乗じて得た額又は基準財政需要額に四十五億八千二百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

（東日本大震災に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第八条　令和七年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和七年十月三十一日までに東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条第一項第一号において「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である県（以下「特定県」という。）以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

四　不特定かつ多数の者が利用する民間施設に係る高齢者、身体障害者等の利用の円滑化対策に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・四を乗じて得た額

五　地理情報システムの開発導入を行う市町村（当該システムの開発導入について総務大臣が定める基準を満たす市町村に限る。）について、データベースの整備に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（ただし、指定都市にあつては一二〇、〇〇〇、〇〇〇円を、指定都市以外の市町村にあつては六〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えないものとする。）

六　視覚障害者による公共施設又は公用施設の円滑な利用を図るための音声標識ガイド装置（施設内において音声により案内及び誘導を行う装置をいう。）の設置等に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

15　令和五年度から令和七年度までの間に限り、第三条第一項第五号の規定の適用については、同号中「基準財政収入額が基準財政需要額」とあるのは「基準財政収入額が基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」と、「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定めるのは「算定した基準財政需要額に地方財政法第三十三条の五の二第一項の額の算定方法を定める省令（平成十三年総務省令第百九号）第二条の規定を適用しないで算定した地方財政法第三十三条の五の二第一項の額を加えた額」とする。

16　令和六年度に限り、第三条第一項の規定にかかわらず、第三条第一項第一号イの表第一号に係る額のうち総務大臣が必要があると認める額を当該年度の十二月分の特別交付税の額の算定の基礎から除いて同号の額を算定することができる。この場合において、当該除かれた額については第五条第一項第一号イの額に含めて当該年度の三月分の特別交付税の額を算定するものとする。

17　令和六年度において、当該年度の基準財政需要額（普通交付税に関する省令第四十八条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政需要額。以下この項において同じ。）が基準財政収入額（同条の規定の適用を受ける場合にあつては、同条の規定を適用しないで算定した基準財政収入額。以下この項において同じ。）を超える各市町村に対して十二月に交付すべき特別交付税の額は、第三条第一項の規定にかかわらず、同項第一号の額及び同項第六号の額の合算額に、同項第三号の額から同項第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）並びに同項第二号の額の合算額から当該年度の四月一日から九月三十日までの間における地方税法第三十七条の二第二項及び第三百十四条の七第二項に規定する特例控除対象寄附金の収入見込額の二分の一に相当する額並びに基準財政収入額の合算額が基準財政需要額に一・二三を乗じて得た額又は基準財政需要額に三十五億三千五百万円を加えた額のいずれか大きい額を超える額として総務大臣が定める額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

（東日本大震災に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第八条　令和六年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年十月三十一日までに東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（次条第一項第一号において「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である県（以下「特定県」という。）以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

二　令和七年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

三　令和七年十月三十一日までに、文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の東日本大震災に係る災害復旧に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　令和七年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　令和七年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　令和七年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七　令和七年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八　令和七年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

2　令和七年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十四号、第五十一号及び第六十五号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第九条　令和七年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和七年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

二　令和七年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

二　令和六年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定県以外の道府県にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

三　令和六年十月三十一日までに、文化財保護法第二条第一項に規定する文化財及び同法第百八十二条の規定に基づく条例により指定された文化財の東日本大震災に係る災害復旧に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

四　令和六年十月三十一日までに東日本大震災により被害を受けた水産業の振興対策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　令和六年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故をいう。以下同じ。）により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

六　令和六年十月三十一日までに、特定県以外の道府県について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

七　令和六年十月三十一日までに、原子力発電所の所在する道府県及びその周辺の道府県において緊急に実施する原子力災害に関する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額

八　令和六年十月三十一日までに、東日本大震災からの復興を図ることを目的として東日本大震災復興基本法（平成二十三年法律第七十六号）第二条に定める基本理念に基づき実施する施策のうち全国的に、かつ、緊急に地方公共団体が実施する防災のための施策に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・七を乗じて得た額

2　令和六年度に限り、第二条第一項第一号の表第三号、第四号、第六号、第八号、第十一号、第四十四号、第五十一号及び第六十五号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（東日本大震災に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第九条　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年十月三十一日までに東日本大震災の被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定被災地方公共団体である市町村及びその区域が特定被災区域（法第二条第三項に規定する区域をいう。）内にある特定被災地方公共団体以外の市町村（以下「特定市町村」という。）以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

二　令和六年十月三十一日までに東日本大震災の被災者の受入れ等の支援に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額（特定市町村以外の市町村にあつては当該額に〇・八を乗じて得た額）

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額
四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額
五　令和七年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
六　令和七年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額
八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

2　令和七年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号及び第六号から第八号まで、同項第一号ロの表第一号及び第三号、同項第二号の表第一号、同項第三号イの表第八号、第九号、第十六号及び第五十九号並びに同項第三号ロの表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条　令和七年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

（平成二十八年熊本地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十三条　令和七年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額。ただし、公営企業については、災害救助法が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等の行う企業とする。

イ　震度六弱以上が観測された市町村

ロ　住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）別表第三に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は二戸をもつて全壊一戸とする。）

ハ　公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が五パーセントを超えている市町村

二　前条第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

三　前条第一項第三号に規定する算定方法に準じて算定した額
四　前条第一項第四号に規定する算定方法に準じて算定した額
五　令和六年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故により当該原子力発電所から放出された放射性物質により汚染された土壌等の除染に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
六　令和六年十月三十一日までに、特定市町村以外の市町村について、原子力発電所の事故に伴い実施する風評被害対策等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額
七　前条第一項第七号に規定する算定方法に準じて算定した額
八　前条第一項第八号に規定する算定方法に準じて算定した額

2　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの表第一号及び第六号から第八号まで、同項第一号ロの表第一号及び第三号、同項第二号の表第一号、同項第三号イの表第八号、第九号、第十六号及び第六十号並びに同項第三号ロの表第一号の規定は、東日本大震災については、適用しない。

（平成二十八年熊本地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十二条　令和六年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

二　国の補助金を受けて施行する被災した妊産婦・乳幼児の相談等の母子保健支援事業に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

（平成二十八年熊本地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十三条　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　平成二十八年熊本地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額。ただし、公営企業については、災害救助法が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等の行う企業とする。

イ　震度六弱以上が観測された市町村

ロ　住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令（昭和二十二年政令第二百二十五号）別表第三に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は二戸をもつて全壊一戸とする。）

ハ　公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が五パーセントを超えている市町村

二　前条第二号に規定する算定方法に準じて算定した額

（令和六年能登半島地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十四条　令和七年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨（以下「令和六年能登半島地震等」という。）について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

［削る］

［削る］

一　新潟県、富山県、石川県、福井県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額から、次に掲げる額の合算額を控除した額

イ　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和六年総務省令第百十二号）による改正前の特別交付税に関する省令（以下「令和五年度省令」という。）附則第十四条第三号の規定により算定した額

ロ　特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和七年総務省令第百九号）による改正前の特別交付税に関する省令（以下「令和六年度省令」という。）附則第十四条第一項第三号及び附則第十六条第三号の規定により算定した額

二　令和六年能登半島地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

2　令和七年度に限り、前項第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号三の規定は、令和六年能登半島地震等については、適用しない。

3　令和七年度に限り、第二条第一項第一号の表十一号の規定は、令和六年能登半島地震については、適用しない。

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十五条　令和七年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額を加えた額とする。ただし、公営企業については、災害救助法が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等の行う企業とする。

一　震度六弱以上が観測された市町村

（令和六年能登半島地震等に係る道府県の十二月分の算定方法の特例）

第十四条　令和六年度に限り、第二条第一項第一号の額は、同号の規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震及び令和六年九月二十日から同月二十三日までの間の豪雨（以下「令和六年能登半島地震等」という。）について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　新潟県、富山県、石川県、福井県について、第二条第一項第一号の表第四号一に規定する算定方法に準じて算定した額から、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和六年総務省令第百十二号）による改正前の特別交付税に関する省令（以下「旧省令」という。）附則第十四条第一号の規定により算定した額を控除した額

二　前号の県について、第二条第一項第一号の表第四号二に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号二中「一七、六〇〇円」とあるのは「一七、六〇〇円（石川県にあつては、三五、九〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、旧省令附則第十四条第二号の規定により算定した額を控除した額

三　第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号三に規定する算定方法に準じて算定した額から、旧省令附則第十四条第三号の規定により算定した額を控除した額

［新設］

［新設］

四　令和六年能登半島地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額

2　令和六年度に限り、前項第一号の県について、第二条第一項第一号の表第四号一から三までの規定は、令和六年能登半島地震等については、適用しない。

［新設］

（令和六年能登半島地震等に係る市町村の十二月分の算定方法の特例）

第十五条　令和六年度に限り、第三条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、令和六年能登半島地震等について、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一の規定に準じて算定した額から、旧省令附則第十五条第一項第一号の規定により算定した額を控除した額

二　前号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号二の規定に準じて算定した額（この場合において、同号二中「二三、五〇〇円」とあるのは「二三、五〇〇円（令和六年総務省告示第九十号（災害対策基本法施行令の規定に基づき令和六年能登半島地震による災害に

二　住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令別表第三に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は二戸をもつて全壊一戸とする。）

三　公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が五パーセントを超えている市町村

2　令和七年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　令和六年能登半島地震等により著しい被害を受けた市町村として総務大臣が調査した市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額を控除した額

二　令和六年能登半島地震について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の特別交付税に関する省令第三条第一項第一号イの表第三号の規定は、令和六年四月一日以後に発生した火災について適用し、令和六年三月三十一日以前に発生した火災については、特別交付税に関する省令の一部を改正する省令（令和六年総務省令第百十二号）による改正前の特別交付税に関する省令の規定の例による。

係る同令第四十三条第三項の地方公共団体を定める件）により告示した団体及び災害対策基本法第百二条第一項に規定する地方債を起こすことができると見込まれる地方公共団体として総務大臣が調査した団体（以下この号において「指定団体等」という。）にあつては、六八、〇〇〇円）と、「一七六、七〇〇円」とあるのは「一七六、七〇〇円（指定団体等にあつては、四八、四〇〇円）と、「八八、二〇〇円」とあるのは「八八、二〇〇円（指定団体等にあつては、二八、四〇〇円）」と読み替えるものとする。）から、旧省令附則第十五条第一項第二号の規定により算定した額を控除した額

三　令和六年能登半島地震に伴う料金収入の減少又は事業休止等により資金不足額が発生又は拡大すると見込まれる公営企業が経営の安定化を図るために借り入れた地方債の利子支払額の財源に充てるため当該年度中に一般会計から当該公営企業に係る特別会計に繰り入れた額（当該利子支払額のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額の範囲内に限る。）に〇・八を乗じて得た額。ただし、公営企業については、災害救助法が適用された市町村のうち、次のいずれかに該当する市町村又は当該市町村が加入する一部事務組合等の行う企業とする。

イ　震度六弱以上が観測された市町村

ロ　住宅の全壊世帯数（戸数）が災害救助法施行令別表第三に掲げる世帯数（戸数）以上の市町村（半壊は二戸をもつて全壊一戸とする。）

ハ　公共土木施設の災害復旧事業費、災害廃棄物処理等に係る地元負担額の標準税収入割合が五パーセントを超えている市町村

2　令和六年度に限り、第三条第一項第一号ロの額は、同号ロの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額を加えた額とする。

一　前項第一号の市町村について、同号の額に〇・五を乗じて得た額と同項第二号の額に〇・二を乗じて得た額との合算額から、旧省令附則第十五条第二項第一号の規定により算定した額を控除した額

二　令和六年能登半島地震について、国の補助金を受けて実施する災害等廃棄物処理事業（地方債を起こすことができないものに限る。）に要する経費として総務大臣が調査した額に〇・九五を乗じて得た額

3　令和六年度に限り、第一項第一号の市町村について、第三条第一項第一号イの表第一号一及び二並びに同項第一号ロの表第一号の規定は、令和六年能登半島地震等については、適用しない。

4　令和六年度に限り、第三条第一項第一号ロの表第三号の規定は、令和六年能登半島地震については、適用しない。

法　規　的　告　示

○厚生労働省告示第三百十三号

労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定に基づき、高所作業車特定自主検査基準を次のように定め、令和八年一月一日から適用する。

令和七年十二月十八日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高所作業車特定自主検査基準

一　この告示は、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十三号）第一条の規定による改正後の労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十五条第三項の規定による特定自主検査のうち、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第百九十四条の二十六第一項に定める特定自主検査（次号において単に「特定自主検査」という。）について適用する。

二　特定自主検査は、次の表の左欄に掲げる検査対象の構造及び装置の区分に応じ、同表の中欄に掲げる検査方法による検査の結果が、同表の右欄に掲げる判定基準に適合していることを確認することにより行わなければならない。

1　原動機

検査対象の構造及び装置			検査方法	判定基準
1.1 ガソリンエンジン	(1) 本体	a　始動性	スタースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	始動が容易で、かつ、異音がないこと。
		b　回転の状態	①　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。	①　回転数が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　アイドリング時及び無負荷最高回転時の回転数について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
			③　エンジンを加速した際における、アクセルペダル又はレバーの引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングの有無を調べる。	③　引っ掛かり、エンジン停止及びノッキングがないこと。
		c　排気の状態	①　エンジンを十分に暖機した状態で、アイドリング時から高速回転時までの排気色及び排気音の異常の有無を調べる。	①　排気色及び排気音が正常であること。
			②　排気管の取付け部、マフラー本体、継手部等からのガス漏れの有無を調べる。	②　ガス漏れがないこと。
		d　エアクリーナー	①　ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みの有無を調べる。	①　ケースの亀裂、変形及び蓋部、接続管等の緩みがないこと。
			②　エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。	②　著しい汚れ及び損傷がないこと。
			③　油量及び油の汚れの有無を調べる（オイルバス式のエアクリーナーに限る。）。	③　油量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、著しい汚れがないこと。
		e　締付け	シリンダーヘッド及びマニホールドの締付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。 ただし、これらの部分からガス漏れ及び水漏れが認められない場合は、この検査を省略することができる。	緩み及び脱落がないこと。
		f　弁すき間	①　弁すき間を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、弁すき間の異音がなく、エンジンが円滑に回転している場合は、この検査を省略することができる。	①　弁すき間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　弁すき間について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		g　圧縮圧力	①　圧縮圧力を調べる（非電子制御式のエンジンに限る。）。 ただし、アイドリング時及び加速時の回転の状態並びに排気の状態に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	①　圧縮圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
			②　圧縮圧力について異常を示す表示及び警告灯の点灯の有無を調べる（電子制御式のエンジンに限る。）。	②　異常を示す表示及び警告灯の点灯がないこと。
		h　過給機	①　アイドリング時から高速回転時までの異常振動及び異音の有無を調べる。	①　異常振動及び異音がないこと。
			②　本体（吸排気管接続部を含む。）からのガス漏れの有無を調べる。	②　ガス漏れがないこと。

ｉ　エンジンマウント	①　ブラケットの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び変形がないこと。
	②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	③　防振ゴムの損傷及び劣化の有無を調べる。	③　損傷及び劣化がないこと。
⑵　潤滑装置	①　オイルパン内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	①　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	②　ヘッドカバー、オイルパン、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	③　エレメントの汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③　著しい汚れ及び損傷がないこと。
⑶　燃料装置	①　燃料タンク、燃料ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	①　燃料漏れがないこと。
	②　燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	②　損傷及び劣化がないこと。
	③　燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③　著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
⑷　高圧ガス燃料装置	①　導管及び接続部のガス漏れの有無を調べる。	①　ガス漏れがないこと。
	②　導管及び接続部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
	③　ガスボンベ取付け金具及びクランプの緩み及び損傷の有無を調べる。	③　緩み及び損傷がないこと。
⑸　ブローバイガス還元装置	①　メターリングバルブに負圧をかけ、バルブの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
	②　メターリングバルブ及び配管の詰まり及び損傷の有無を調べる。	②　詰まり及び損傷がないこと。
⑹　冷却装置	①　冷却水の量及び汚れの有無を調べる。	①　水量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	②　ラジエーター、エンジン本体、ウォーターポンプ、ホース等からの水漏れの有無及びラジエーターのフィンの目詰まりの有無を調べる。	②　水漏れ及び目詰まりがないこと。
	③　ホースのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③　ひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
	④　ラジエーターキャップのバルブ機能の異常の有無を調べる。	④　正常に機能すること。
	⑤　ラジエーターキャップのバルブシート面の損傷の有無を調べる。	⑤　損傷がないこと。
	⑥　ファンベルトの緩みを調べる。	⑥　張り具合が適正であること。
	⑦　ファンベルトの摩耗及び損傷の有無を調べる。	⑦　著しい摩耗及び損傷がないこと。
	⑧　冷却ファン、カバー、ダクト等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑧　亀裂、損傷及び変形がないこと。
	⑨　冷却ファン、カバー等の各取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑨　緩み及び脱落がないこと。
⑺　点火装置	①　ディストリビューターキャップの亀裂の有無を調べる。	①　亀裂がないこと。
	②　高圧コード端部の損傷の有無及びディストリビューターへのはめ込みの適否を調べる。	②　損傷がなく、かつ、はめ込みが正常であること。
	③　ブレーカーアーム及びコンタクトブレーカーポイントの接触面の焼損及び突起の有無を調べる。	③　焼損及び突起がないこと。

			④　点火プラグの電極及びがい子の汚れ、焼損及び破損の有無を調べる。	④　汚れ、焼損及び破損がないこと。
			⑤　フルトランジスターユニットの取付け部の緩み及び損傷並びに端子の緩みの有無を調べる。	⑤　緩み及び損傷がないこと。
			⑥　点火時期を調べる。	⑥　点火時期が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑻　電気装置	a　充電装置	電流計及び充電表示灯によって機能の異常の有無を調べる。	機能に異常がないこと。
		b　バッテリー	①　電解液の量が規定の範囲にあるかを調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケーターの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	①　電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケーターの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
			②　端子部の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	②　緩み、損傷及び著しい腐食がないこと。
		c　配線	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
			②　損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
1.2 ディーゼルエンジン	⑴　本体	a　始動性	①　スタータースイッチを操作してエンジンのかかり具合及び異音の有無を調べる。	①　始動が容易で、かつ、異音がないこと。
			②　予熱栓がある場合は、その作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
		b　回転の状態 c　排気の状態 d　エアクリーナー e　締付け f　弁すき間 g　圧縮圧力 h　過給機 i　エンジンマウント	この表の「1.1　ガソリンエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑵　潤滑装置		この表の「1.1　ガソリンエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　燃料装置		①　燃料タンク、噴射ポンプ、ホース、パイプ等からの燃料漏れの有無を調べる。	①　燃料漏れがないこと。
			②　燃料ホースの損傷及び劣化の有無を調べる。	②　損傷及び劣化がないこと。
			③　燃料フィルターエレメントの汚れ及び目詰まりの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	③　著しい汚れ及び目詰まりがないこと。
	⑷　冷却装置		この表の「1.1　ガソリンエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　電気装置	a　充電装置 b　バッテリー c　配線	この表の「1.1　ガソリンエンジン」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑹　エアコンプレッサー		①　コンプレッサーを作動させて異常振動及び異音の有無を調べる。	①　異常振動及び異音がないこと。
			②　コンプレッサー及び周辺機器各部からのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	②　エア漏れ及び油漏れがないこと。
			③　エアタンク等のドレンコックを開いて水が溜まっていないかを調べる。	③　水が溜まっていないこと。
			④　アンローダー機能の適否を調べる。	④　上限規定圧力で無負荷運転になり、下限規定圧力で負荷運転になること。
1.3 電動機	⑴　電動機本体		①　電動機本体の異常振動及び軸受部の異音の有無を調べる。	①　異常振動及び異音がないこと。
			②　ブラシの摩耗量及び当たりの状態を調べる。	②　摩耗量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、かつ、全周の当たり具合が正常であること。
			③　コンミテーター面の汚れ及び摩耗の有無を調べる。	③　汚れ及び著しい摩耗がないこと。
			④　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。

⑵　駆動用ベルト	①　ベルトの緩みを調べる。	①　当該車体の構造及び性能に照らし、張り具合が適正であること。
	②　ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	③　プーリーカバーの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	③　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
⑶　コンタクター	①　コンタクターを作動させて機能の異常の有無を調べる。	①　正常に機能すること。
	②　接点の緩み、損傷及び摩耗の有無を調べる。	②　緩み、損傷及び著しい摩耗がないこと。
⑷　保護装置	過電流ブレーカー等の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
⑸　制御盤	①　各機器の損傷の有無を調べる。	①　損傷がないこと。
	②　ヒューズの容量及び取付け状態を調べる。	②　ヒューズの容量及び取付け状態が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
⑹　配線	①　接続部の緩みの有無を調べる。	①　緩みがないこと。
	②　損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
⑺　充電装置（車体と一体となっているものに限る。）	①　作動させて機能の異常並びに異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　正常に作動し、かつ、異音及び異常発熱がないこと。
	②　過電流ブレーカーの作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
⑻　バッテリー	①　電解液の量を調べる。 ただし、液量を確認できない構造のバッテリーについては、インジケーターの表示確認又は電圧測定により、バッテリーの充電状態を確認すること。	①　電解液の量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。 インジケーターの表示確認又は電圧測定による場合は、表示又は測定値が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
	②　電解液の比重を調べる。 ただし、電解液の比重を確認できない構造のバッテリーについては、①の検査により省略することができる。	②　比重が20℃で1.17～1.28であること。
	③　端子の緩み、損傷及び腐食の有無を調べる。	③　緩み、著しい損傷及び腐食がないこと。
	④　容器の損傷及び液漏れの有無を調べる。	④　損傷及び液漏れがないこと。

2　下部走行体（トラック式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
2.1 動力伝達装置	⑴　主クラッチ	①　アイドリング状態でクラッチを切り、異音の有無を調べるとともに、トランスミッションを変速し、クラッチの切れ具合を調べる。	①　異音がなく、かつ、クラッチが完全に切れること。
		②　クラッチを徐々に接続し、発進の具合を調べる。	②　滑りがなく、かつ、接続が円滑であること。
	⑵　クラッチペダル	①　操作してペダルの重さ及びペダルの戻り具合を調べる。	①　ペダルの重さ及びペダルの戻り具合が適正であること。
		②　ペダルの遊び及びクラッチが完全に切れたときのペダルと床面との隙間を調べる。	②　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
	⑶　マスターシリンダー	①　ペダルを操作し、油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	⑷　パワーシリンダー	シリンダーに圧力をかけた状態で放置し、油漏れの有無を調べる。	油漏れがないこと。
	⑸　トランスミッション	①　レバーを前進又は後進に入れ、車体を駆動させて作動の適否並びにレバーの抜け、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　正常に作動し、かつ、レバーの抜け、異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。

	⑹　トルクコンバーター	①　負荷をかけ、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑺　動力取出し装置（別名ＰＴＯ）	①　動力取出し装置（別名ＰＴＯ）を作動させて、作動の適否及び異音の有無を調べる。	①　正常に作動し、かつ、異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑻　プロペラシャフト	①　両輪を浮かせた状態で駆動させ、振れの有無を調べる。	①　異常な振れがないこと。
		②　スプライン、ユニバーサルジョイント及びセンターベアリング部のがた及び損傷の有無を調べる。	②　著しいがた及び損傷がないこと。
		③　連結部のボルト及びナットの緩み、損傷及び脱落の有無を調べる。	③　緩み、損傷及び脱落がないこと。
	⑼　デファレンシャル	①　両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音の有無を調べる。	①　異音がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
		④　デフロック装置を作動させて異常の有無を調べる。	④　正常に作動すること。
	⑽　ファイナルドライブ	①　両輪接地又は片輪接地で駆動させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
2.2　走行装置	⑴　フロントアクスル	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷及び変形がないこと。
		②　キングピンとの結合部の損傷及びがたの有無を調べる。	②　結合部に損傷及びがたがないこと。
	⑵　フロントアクスルハウジング及びリヤアクスルハウジング	亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂、損傷及び変形がないこと。
	⑶　タイヤ（ホイールを含む。）	①　空気圧を調べる。	①　空気圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		②　亀裂、損傷及び偏摩耗の有無を調べる。	②　走行上支障となる亀裂、損傷及び偏摩耗がないこと。
		③　溝の深さを調べる。	③　著しい摩耗がないこと。
		④　金属片、石その他異物のかみ込みの有無を調べる。	④　異物のかみ込みがないこと。
		⑤　ホイールのナット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
		⑥　リム、サイドリング及びホイールディスクの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑥　走行上支障となる亀裂、損傷及び変形がないこと。
		⑦　走行させ、若しくは、車輪を浮かせて駆動させ、又は手動させ、ホイールベアリング部のがた、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑦　がた、異音及び異常発熱がないこと。
	⑷　シャシーばね	①　スプリングの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		②　車体の前方及び後方から車両姿勢の傾き具合を調べる。	②　著しい傾きがないこと。
		③　リーフスプリングのＵボルト及びスプリングバンド取付け部の緩み及び損傷の有無を調べる。	③　緩み及び損傷がないこと。

		④　スプリング、シャックル、ピン等の連結部のがた及び損傷の有無を調べる。	④　がた及び損傷がないこと。
		⑤　リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷の有無を調べる。	⑤　リーフの横ずれ及び前後のずれ並びにセンターボルトの緩み及び損傷がないこと。
		⑥　スプリングブラケットの亀裂及び損傷の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	⑥　亀裂及び損傷がないこと。
		⑦　ブラケットのリベット及びボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑦　緩み及び脱落がないこと。
	⑸　スタビライザー	取付け部の緩み及びがたの有無を調べる。	緩み及びがたがないこと。
	⑹　ショックアブソーバー	①　外筒からの油漏れ及び損傷の有無を調べる。	①　油漏れ及び損傷がないこと。
		②　取付け部の亀裂及びがたの有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂及びがたがないこと。
2.3 操縦装置	⑴　ハンドル	①　走行状態で、ハンドルの振れ及び取られの有無並びに戻り具合及び重さを調べる。	①　振れ及び取られがなく、かつ、戻り具合及び重さが適正であること。
		②　上下左右及び前後に動かして緩み及びがたの有無を調べる。	②　著しいがたがなく、かつ、取付け部に緩みがないこと。
	⑵　ギヤボックス	①　ギヤボックス内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	①　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		②　ギヤボックスからの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑶　ロッド及びアーム類	①　亀裂、損傷及び曲がりの有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷及び曲がりがないこと。
		②　ダストブーツの亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
		③　ハンドルを左右に切って、連結部のがた及び摩耗の有無を調べる。	③　著しいがた及び摩耗がないこと。
		④　連結部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　ナックル	①　連結部のがたの有無を調べる。	①　がたがないこと。
		②　ナックルとフロントアクスルとの隙間を調べる。	②　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　亀裂及び損傷の有無を調べる。	③　亀裂及び損傷がないこと。
	⑸　かじ取り車輪	①　ハンドルを左右に切って、ハンドルの回転角度及びかじ取り車輪のかじ取り角度について左右の関係を調べる。	①　左右に著しい相異がないこと。
		②　ストッパーボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　かじ取り車輪と他の部分とが接触していないかを調べる。	③　接触していないこと。
	⑹　パワーステアリング装置	①　リザーバータンク内の油量を調べる。	①　適正であること。
		②　油圧ポンプを作動させ、ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　ホース及びパイプのひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	③　著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		④　ポンプ、バルブ、ホース、パイプ、シリンダー等の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	④　緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。

2.4 制動装置	⑴　走行ブレーキ	①　ペダルの遊び及びペダルを踏み込んだときのペダルと床面との隙間を調べる。	①　ペダルの遊び及びペダルと床面との隙間が過大又は過小でないこと。
		②　走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	②　効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、高所作業車構造規格（平成２年労働省告示第70号）第５条第２項の規定に適合すること。
		③　ペダルの踏み具合によってエアの混入の有無を調べる。	③　エアの混入がないこと。
	⑵　駐車ブレーキ	①　レバーを一杯に引いた状態で、引きしろの余裕の有無を調べる。	①　引きしろに余裕があること。
		②　無負荷状態において、20パーセント勾配（20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当する勾配をいう。右欄において同じ。）の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	②　効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
		③　レバーの引く力又はペダルの踏力及びレバー又はペダルの戻り具合を調べる。	③　レバーの引く力又はペダルの踏力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、レバー又はペダルの戻り具合が正常であること。
		④　爪及びラチェット部の損傷及び摩耗の有無を調べる。	④　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑶　ブレーキロック（ＡＯＨ式ブレーキのものに限る。）	①　駐車ブレーキレバーを引いて、ブレーキロック作動スイッチを操作したときの作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　ブレーキロック作動時におけるブレーキの効き具合を調べる。	②　適正であること。
	⑷　ロッド、リンク及びケーブル類	①　損傷及びクランプの緩みの有無を調べる。	①　損傷及び緩みがないこと。
		②　ブレーキを作動させ、連結部の緩み及びがた並びに割りピンの欠損の有無を調べる。	②　緩み及びがたがなく、かつ、割りピンの欠損がないこと。
	⑸　ホース及びパイプ	①　圧力をかけて、油漏れ及びエア漏れの有無を調べる。	①　油漏れ及びエア漏れがないこと。
		②　ひび割れその他損傷及び劣化の有無を調べる。	②　著しいひび割れその他損傷及び劣化がないこと。
		③　ホースクランプ及びパイプ支持部の取付けボルト及びナットの緩み及び脱落並びにホース及びパイプと車体その他の部分との干渉の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がなく、かつ、干渉がないこと。
	⑹　オイルブレーキ	①　ペダルを操作し、マスターシリンダー及びホイールシリンダーの作動の適否を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査は省略することができる。	①　円滑に作動すること。
		②　ペダルを操作した後、マスターシリンダー及びホイールシリンダーからの油漏れの有無を調べる。 ただし、ホイールシリンダーについてはブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	②　油漏れがないこと。
		③　リザーバータンク内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
	⑺　エアブレーキ	①　ペダルを操作し、ブレーキチャンバーロッドのストローク及びペダルの戻り具合を調べる。	①　ストロークが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあり、ペダルの戻り具合に異常がないこと。
		②　エアリザーバーを規定値まで加圧した後、リザーバー、バルブ及びブレーキチャンバーからのエア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	②　エア漏れ及び油漏れがないこと。
	⑻　ブレーキ倍力装置	①　チェック弁及びリレー弁の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　ペダルを反復操作し、エア漏れ及び油漏れの有無を調べる。	②　エア漏れ及び油漏れがないこと。

		④　ピストンからの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
		⑤　ディスク及びパッドの取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	⑤　緩み及び脱落がないこと。
	⑿　駐車ブレーキドラム及びライニング	①　ドラム取付け部のボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	①　緩み及び脱落がないこと。
		②　ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	②　剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		③　ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、駐車ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	③　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⒀　二重安全ブレーキ機構	自動漏出防止弁及び非常用制動装置（スプリングブレーキを含む。）の作動具合を調べる。	正常に作動すること。
2.5 車体関係	⑴　車枠及び車体	①　シャシーフレーム、クロスメンバー、フェンダー、サイドガード等の亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　キャブ	①　亀裂、変形、腐食及び雨漏りの有無を調べる。	①　亀裂、著しい変形、腐食及び雨漏りがないこと。
		②　ドア及びカバーの開閉状態並びにロック及びキーの異常の有無を調べる。	②　開閉状態並びにロック及びキーに異常がないこと。
		③　ガラスのがた及び破損の有無を調べる。	③　がた及び破損がないこと。

	⑼　ブレーキドラム及びブレーキシュー	①　ドラムとライニングの隙間を調べる（アジャスター手動調整式のものに限る。）。	①　隙間が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		②　ドラムを取り外し、ライニングの剥離、損傷及び摩耗の有無を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	②　剥離、損傷及び著しい摩耗がないこと。
		③　ドラムを取り外し、アンカーピンの腐食及びスプリングのへたりの有無を調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	③　腐食及びへたりがないこと。
		④　ドラムを取り外し、ドラムの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。 ただし、ブレーキの効き具合に異常がない場合は、この検査を省略することができる。	④　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑽　バックプレート	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び変形がないこと。
		②　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑾　ブレーキディスク及びパッド（キャリパー式のものに限る。）	①　ペダルを操作し、パッドを安定させた後、ブレーキの引きずりの有無を調べる。	①　引きずりがないこと。
		②　パッドの厚さを調べる。	②　パッドの厚さが当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		③　ディスク及びキャリパーの亀裂、損傷及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③　亀裂、損傷及び著しい摩耗がないこと。

	⑶　座席	①　調整・ロック装置の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　シートベルト	①　ベルトの損傷の有無を調べる。	①　損傷がないこと。
		②　シートベルトを締め、バックルの巻取装置のロックの状態を調べる。	②　正常にロックされること。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑸　昇降設備及び滑り止め	①　亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑹　表示板	高所作業車構造規格第16条、第21条及び第26条に規定する事項が表示された表示板の損傷の有無及び取付け状態を調べる。	損傷がなく、かつ、適正に取り付けられていること。
	⑺　スイッチ類及び灯火類(灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。)	①　各スイッチ類を操作し、作動の適否及び取付け状態を調べる。	①　正常に作動し、かつ、適正に取り付けられていること。
		②　各灯火類のレンズの破損及び水等の浸入の有無を調べる。	②　破損及び水等の浸入がないこと。
	⑻　計器類(油圧計、空圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。)	エンジンを回転させた状態及び走行状態で、各計器の作動の適否を調べる。	正常に作動すること。
	⑼　後写鏡及び反射鏡	汚れ及び損傷の有無並びに写影の状態を調べる。	汚れ及び損傷がなく、かつ、写影が正常であること。

3　下部走行体（ホイール式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
3.1 走行装置	⑴　フロントアクスル及びリヤアクスル ⑵　タイヤ（ホイールを含む。）	「2　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑶　減速機	①　走行させて異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑷　油圧モーター	「6　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑸　電動機（ホイールモーターに限る。）	「1.3　電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.2 操縦装置	⑴　ロッド及びアーム類 ⑵　ナックル ⑶　かじ取り車輪	「2　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑷　ステアリングシリンダー	「6　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
3.3 制動装置	⑴　走行ブレーキ	走行させてブレーキの効き具合及び片効きの有無を調べる。	効き具合が適正であり、片効きがなく、かつ、高所作業車構造規格第５条第２項の規定に適合すること。
	⑵　駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	無負荷状態において、20パーセント勾配（20パーセント勾配の登坂能力を有しない機械にあっては、その登坂能力に相当する勾配をいう。右欄において同じ。）の床面で、駐車ブレーキの効き具合を調べる。	効き具合が適正であり、無負荷状態において、20パーセント勾配の床面で停止する能力を有すること。
3.4 車体関係	⑴　車体（走行フレームに限る。）	①　フレームの亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑵　ビーム及びロック（トレッド拡幅型を含む。）	①　ビームを伸縮させて異常の有無を調べる。	①　円滑に伸縮すること。
		②　亀裂及び変形の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい変形がないこと。
		③　ロックを操作して掛かり具合を調べる。	③　確実にロックできること。
	⑶　油圧シリンダー（ビーム伸縮用に限る。） ⑷　配管(ホース類、高圧パイプに限る。）	「6　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

4　下部走行体（クローラ式のものに限る。）

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
4.1 走行装置	⑴　起動輪及び遊動輪	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　走行させて起動輪及び遊動輪軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音及び異常発熱がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
	⑵　上下転輪（別名上部ローラー及び下部ローラー）	①　亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　走行させて軸部の異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異音及び異常発熱がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ローラー軸部周辺からの油漏れの有無を調べる。	④　油漏れがないこと。
	⑶　履帯（別名クローラベルト）	①　シューの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　シューボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
		③　リンク及びブシュの亀裂及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	③　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		④　履帯の張り具合を調べる。	④　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
		⑤　トラックピンの抜出しの有無を調べる。	⑤　抜出しがないこと。
	⑷　ゴム履帯	①　スチールコードの切断及び損傷の有無を調べる。	①　切断及び著しい損傷がないこと。
		②　ゴムの欠け、劣化及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい欠け、劣化及び摩耗がないこと。
		③　芯金の脱落の有無を調べる。	③　芯金の脱落がないこと。
		④　履帯の張り具合を調べる。	④　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑸　履帯調整装置	①　グリースタイプのものにあっては、調整装置のシリンダー内にグリースを注入し、スクリュータイプのものにあっては、調整ねじを回転させて装置の作動具合を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　調整ボルト、ナット、ロッド及びヨークの亀裂、変形、腐食及び摩耗の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂、変形、腐食及び著しい摩耗がないこと。
		③　調整シリンダーからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑹　走行減速機	①　異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑺　油圧モーター ⑻　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	この表の「6　油圧装置」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⑼　電動機	この表の「1.3　電動機」の検査方法及び判定基準を適用すること。	

4.2 制動装置	⑴　走行ブレーキ ⑵　駐車ブレーキ（ブレーキ弁を含む。）	この表の「3　下部走行体（ホイール式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
4.3 車体関係	下部架台フレーム及びブラケット（クローラフレームを含む。）	①　亀裂、損傷、変形及びしゅう動部の摩耗の有無を調べる。 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂、損傷、変形及び著しい摩耗がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。

5　作業装置

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
5.1 ブーム	⑴　ブーム（ラダーを含む。）	①　ブームを全伸長して全体の曲がりの有無を調べる。	①　全長にわたって上下及び左右に大きい曲がりがないこと。
		②　ブームを全伸長したときの長手方向のねじれの有無を調べる。	②　著しいねじれがないこと。
		③　伸縮動作を行って、ブームごとの曲がりの有無を調べる。	③　著しい曲がりがなく、かつ、伸縮動作に支障がないこと。
		④　ブームラップ部のへこみ（底板の湾曲を含む。）の有無を調べる。	④　著しいへこみがないこと。
		⑤　側面板のうねり及びひずみの有無を調べる。	⑤　特に圧縮荷重が加わる底板側の下半分に大きなうねり及びひずみがないこと。
		⑥　打痕及び局部的なへこみの有無を調べる。	⑥　著しい打痕及び局部的なへこみがないこと。
		⑦　ブームを全伸長して上下、左右に振り、各スライディングパッド部のがたの状態を調べる。 　がたが大きい場合は、各スライディングパッドの摩耗量を調べる。	⑦　著しいがた及び摩耗がないこと。
		⑧　溶接部の亀裂及び損傷の有無を、特に次の㈠から㈥までに掲げる事項について重点的に調べる。 ㈠　起伏シリンダー取付けブラケット部分 ㈡　ブームラップ部の上下補強部分 ㈢　ブームフート部分 ㈣　ブームポイント部分 ㈤　側面補強板部分 ㈥　伸縮ロープ取付け部分 　亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	⑧　亀裂及び損傷がないこと。
	⑵　絶縁ブーム及び絶縁カバー	①　絶縁ブーム及びカバーの亀裂、損傷及び汚れの有無を調べる。	①　亀裂、損傷及び著しい汚れがないこと。
		②　絶縁カバーの取付け状態を調べる。	②　取付け状態が適正であること。
	⑶　ヒンジピン（ブームフート部、シリンダー部、作業床部を含む。）	①　ブームを作動させ、各連結部のがたの状態を調べる。	①　著しいがたがないこと。
		②　ピン抜け止めボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑷　屈折機構　a　屈折チェーン及びスプロケット	①　屈折チェーン及びスプロケットの損傷、摩耗及びたるみの有無を調べる。	①　損傷、著しい摩耗及びたるみがないこと。
		②　取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。	②　損傷がなく、かつ、抜け止めが正常であること。
	b　屈折リンク及びピン	①　屈折リンク及びピンの亀裂及び損傷の有無を調べる。	①　亀裂及び損傷がないこと。
		②　屈折リンク及びピンの取付け状態を調べる。	②　取付け状態が適正であること。
		③　屈折及び旋回を行い、各連結部のがたの有無を調べる。	③　著しいがたがないこと。
	c　ワイヤロープ	①　ワイヤロープの直径の減少量を調べる。	①　減少量が公称径の７パーセント以下であること。
		②　ワイヤロープの素線切れの有無を調べる。	②　ワイヤロープの１より当たりの素線切れの数が、素線数の10パーセント以内であること。

	(5) 送油ガイド（ケーブルベアを含む。）	① ブームの伸縮を行い、送油ガイドの作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② ケース、帯板及びシーブの損傷の有無を調べる。	② 著しい損傷がないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
5.2 昇降装置	(1) リフトアーム及びマスト	① リフトアーム操作を行い、異音、引っ掛かり及びインナーマストとアウターマストとの間のがたの有無を調べる。	① 異音、引っ掛かり及び著しいがたがないこと。
		② 作業床を最大限上昇させてリフトアーム及びマストの亀裂、ねじれ及びかじりの有無を調べる。	② 亀裂、著しいねじれ及びかじりがないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
		④ ヒンジピンの損傷の有無及び取付け状態を調べる。	④ 損傷がなく、かつ、取付け状態が適正であること。
		⑤ 連結部のがたの有無を調べる。	⑤ 著しいがたがないこと。
	(2) リフトチェーン	① チェーンの損傷及び摩耗の有無を調べる。	① 損傷及び著しい摩耗がないこと。
		② チェーン取付けピンの損傷及び抜け止め部の異常の有無を調べる。	② 著しい損傷がなく、かつ、抜け止めが正常であること。
5.3 作業床装置	(1) 平衡装置	① 起伏及び屈折を行い、平衡装置の作動の適否を調べる。	① 正常に作動すること。
		② ワイヤロープ及びチェーンの亀裂、損傷、たるみ及び摩耗並びにシーブ及びスプロケットの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	② 亀裂、損傷、著しいたるみ及び摩耗がないこと。
		③ ターンバックル及び取付けピンの損傷並びに抜け止め部の異常の有無を調べる。	③ 損傷がなく、かつ、抜け止めが正常であること。
	(2) プラットフォーム及び手すり	① 亀裂、変形及び腐食の有無を調べる。	① 亀裂、著しい変形及び腐食がないこと。
		② 出入口の開閉状態及びロックの異常の有無を調べる。	② 開閉状態及びロックに異常がないこと。
	(3) バケット及びバスケット	① 亀裂及び変形の有無を調べる。	① 亀裂及び著しい変形がないこと。
		② バケットライナーの損傷の有無を調べる。	② 著しい損傷がないこと。
		③ 取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③ 緩み及び脱落がないこと。
	(4) 胴綱環及び補助ロープ掛け	① 損傷の有無を調べる。	① 損傷がないこと。
		② 取付け状態を調べる。	② 取付け状態が適正であること。
	(5) 首振り装置（シリンダー式、モーター式、電気式に限る。）	① 首振り動作を行い、作動の適否及び異音の有無を調べる。	① 正常に作動し、かつ、異音がないこと。
		② 減速機、ブラケット等の損傷及び油漏れの有無を調べる。	② 損傷及び油漏れがないこと。
		③ 首振りベース、リンク、ロックピン及びチェーンの亀裂及び変形の有無を調べる。	③ 亀裂及び著しい変形がないこと。
		④ ロックを操作して掛かり具合を調べる。	④ 確実にロックできること。
		⑤ 各部の取付け状態を調べる。	⑤ 取付け状態が適正であること。
5.4 アタッチメント	(1) つり上げ装置 a つり上げ装置	① つり上げ装置を作動させ、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	① 異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
		② 定格荷重の荷をつり、ブレーキの動作状態を調べる。	② 正常に作動すること。
		③ ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	③ 油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		④ ケースからの油漏れの有無を調べる。	④ 油漏れがないこと。
		⑤ 減速機、ベース、ウィンチポスト、各セットピン、ロックピン等の亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	⑤ 亀裂、損傷及び変形がないこと。

			⑥　各セットピン及びロックピンを作動させて異常の有無を調べる。	⑥　ピンが正常に作動すること。
			⑦　各部の取付け状態を調べる。	⑦　取付け状態が適正であること。
		b　ワイヤロープ	この表の「5.1　ブーム」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
		c　繊維ロープ	①　仕様及び長さの適否を調べる。	①　当該車体の構造及び性能に照らし、適正なロープを使用していること。
			②　ロープの素線切れ、毛羽立ち及び摩耗の有無を調べる。	②　著しい素線切れ、毛羽立ち及び摩耗がないこと。
			③　ロープの外層及び内層の破断の有無並びに乾燥状態を調べる。	③　外層及び内層の破断がなく、かつ、ロープが乾燥していること。
			④　シンブルの亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	④　亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。
			⑤　端末処理の損傷及び糸のほつれの有無を調べる。	⑤　著しい損傷及び糸のほつれがないこと。
			⑥　ロープが確実にドラムへ装着されているか調べる。	⑥　確実に装着されていること。
		d　フック	①　フックの変形及び摩耗の有無を調べる。	①　著しい変形及び摩耗がないこと。
			②　ロープ外れ止めの損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		e　サブブーム	サブブームの亀裂、損傷及び変形の有無を調べる。	亀裂、損傷及び著しい変形がないこと。
	⑵　油圧取出し口		①　カップリングの損傷及び油漏れの有無を調べる。	①　損傷及び油漏れがないこと。
			②　キャップの取付け状態を調べる。	②　取付け状態が適正であること。

6　油圧装置

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
6.1 油圧装置	⑴　作動油タンク	①　タンク取付け部及び外周壁面の溶接部並びにカバー、継手、油面計等の接続部からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れ及びエア漏れがないこと。
		加圧式タンクの場合は、作動油タンク（安全弁を含む。）からのエア漏れの有無を調べる。	
		②　機械を水平な場所に置き、油量及び油の汚れの有無を調べる。 ただし、製造者が定める方法によりオイル管理を行っている場合は、油の汚れの有無の確認を省略することができる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ブリーザーの目詰まりの有無を調べる。	③　目詰まりがないこと。
		④　ブラケットの取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	④　取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	⑵　フィルター（サクションフィルター、リターンフィルター、ラインフィルターを含む。）	①　フィルターエレメントを取り出し、汚れ及び損傷の有無を調べる。 ただし、フィルターエレメントについて、製造者が定める方法により定期的に交換されている場合は、この検査を省略することができる。	①　汚れ及び損傷がないこと。
		②　フィルターケース、取付けフランジ、パイプ等からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	⑶　配管（ホース類、高圧パイプに限る。）	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれの有無を調べる。	①　亀裂、ひび割れその他損傷、劣化及びねじれがないこと。
		②　継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
		③　取付け状態並びにボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　取付け状態が適正で、かつ、ボルト及びナットの緩み及び脱落がないこと。
	⑷　油圧ポンプ（駆動装置を含む。）	①　パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
		②　油圧ポンプを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

	③　油圧ポンプに負荷をかけて、負荷時の吐出量及び吐出圧力を調べる。 ただし、②の検査の結果、異常振動、異音及び異常発熱がない場合は、この検査を省略することができる。	③　吐出量及び吐出圧力が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
⑸　油圧モーター（旋回用、ウインチ用、走行用を含む。）	①　パイプ及びホースとの継手部並びにシール部からの油漏れの有無を調べる。	①　油漏れがないこと。
	②　油圧モーターを作動させ、無負荷及び負荷状態における異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	②　作動状態に異常がなく、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
⑹　油圧シリンダー（起伏用、伸縮用、屈伸用、昇降用、バケット用、平衡装置用、首振り装置用、かじ取り用、アウトリガー用を含む。）	①　油圧シリンダーの作動の適否を調べる。	①　円滑に作動すること。
	②　数回伸縮させた後、シール部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	③　負荷をかけて静止させ、シリンダーの伸縮量を調べる。	③　伸縮量が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	④　シリンダーチューブ及びロッドの打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷の有無を調べる。	④　打痕、亀裂、曲がり及び擦り傷がないこと。
⑺　方向制御弁（コントロール弁、パイロットコントロール弁を含む。）	①　スプールを動かし、円滑に作動するか調べる。	①　円滑に作動すること。
	②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
	③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
⑻　電磁弁	①　電磁弁を作動させて、異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がなく、かつ、正常に作動すること。
	②　油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
⑼　圧力制御弁（リリーフ弁、減圧弁、シーケンス弁、カウンターバランス弁、アンロード弁、ブレーキ弁を含む。）	①　アクチュエーターを作動させるなどして負荷をかけ、作動の適否を調べる。	①　圧力制御弁が正常に作動すること。
	②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
⑽　流量制御弁（絞り弁、フローコントロール弁、デバイダー弁を含む。）	①　アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	①　流量制御弁が正常に作動すること。
	②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
⑾　逆止め弁（チェック弁、パイロットチェック弁、シャトル弁を含む。）	①　アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	①　逆止め弁が正常に作動すること。
	②　本体、配管及び継手部からの油漏れの有無を調べる。	②　油漏れがないこと。
⑿　オイルクーラー	①　暖機運転の後、油温の適否を調べる。	①　冷却効果が適正であること。
	②　フィンの目詰まり並びにパイプの変形及び破損の有無を調べる。	②　目詰まり、著しい変形及び破損がないこと。
	③　クーラー本体及び配管接続部からの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	④　ファンベルトの緩みを調べる。	④　張り具合が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑤　ベルトの損傷及び摩耗の有無を調べる。	⑤　損傷及び著しい摩耗がないこと。
	⑥　電動式オイルクーラーにあっては、モーターの異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	⑥　異常振動、異音及び異常発熱がないこと。
⒀　アキュムレーター	①　アクチュエーターを作動させて、作動の適否を調べる。	①　アキュムレーターが正常に作動すること。
	②　配管、ホース等の振れ及び異音の有無を調べる。	②　振れ及び異音がないこと。
	③　ガス封入圧を調べる。 ただし、①の検査の結果、正常に作動し、かつ②の検査の結果、振れ及び異音がない場合は、この検査を省略することができる。	③　ガス封入圧が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。

	⑭　回転継手（センタージョイント、スイベルジョイントを含む。）	負荷をかけた状態で回転させ、回転の状態と回転継手からの油漏れの有無を調べる。	円滑に回転し、油漏れがないこと。

7　操作装置

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
7.1 操作装置	⑴　操作レバー、スイッチボタン等（走行用、作業用に限る。）	レバー等を操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。
	⑵　リモートコントロール装置	レバーを操作してストロークの適否及びがたの有無を調べる。	ストロークが適正で、かつ、著しいがたがないこと。

8　安全装置等

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
8.1 安全装置	⑴　作業範囲規制装置	①　バケット内が無負荷状態で下部の操作装置を操作して作動の適否を調べる。 ただし、作業範囲規制装置のうち、モーメントリミッターについては、積載荷重の荷を載せて調べる。	①　正常に作動すること。
		②　各機器等の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
	⑵　過積載防止装置	①　作業床に積載荷重を超える荷を載せ、自動停止装置及び警報装置等の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　各機器等の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
	⑶　車体傾斜角警報装置	①　製造者が定める方法により、警報装置等の作動の適否を調べる。	①　警報装置等の作動が当該車体の構造及び性能に照らし、適正であること。
		②　各機器等の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
	⑷　アウトリガーインターロック	①　ジャッキを接地しない場合に、作業床の上昇及び旋回を行うことができないことを確認する。	①　ジャッキを接地しない場合に、上昇及び旋回を行うことができないこと。
		②　各機器等の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
	⑸　緊急停止装置	各操作レバーを入れた状態で緊急停止レバー又はボタンを操作して緊急停止装置の作動が停止すること、さらに緊急停止レバー又はボタンを復帰側に操作して作動が即時に復帰することを確認する。	正常に作動すること。
	⑹　非常用ポンプ装置	①　エンジンを停止し、始動スイッチを入れた状態で、下部及び作業床部において非常用ポンプボタンを押しながら起伏、伸縮及び旋回のレバーを操作して作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　ポンプ、スイッチ等の取付け状態を調べる。	②　取付け状態が適正であること。
	⑺　角度計	①　起伏角度の範囲内で起伏操作を行い、作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　角度計の損傷及び目盛等の鮮明度を調べる。	②　損傷がなく、かつ、目盛等が鮮明であること。
		③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。
	⑻　アースリール線	アースリール線の抵抗を調べる。	抵抗が当該車体の構造及び性能に照らし、適正な範囲にあること。
	⑼　規制装置（各速度規制装置を含む。）及び検出装置（アウトリガー張出し検出装置、接触警報装置を含む。）	①　各規制装置、検出装置等の作動の適否を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　各機器等の損傷の有無を調べる。	②　損傷がないこと。
		③　取付け状態を調べる。	③　取付け状態が適正であること。

8.2 アウトリガー	⑴　ビーム、ビームボックス及びフロート	①　ビームを伸縮させて引っ掛かり等の異常の有無を調べる。	①　引っ掛かり等がなく、かつ、円滑に作動すること。
		②　ビーム、ビームボックス及びフロートの亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	②　亀裂及び著しい変形がないこと。
	⑵　ロック及びロックピン	①　ロック作動時の異常の有無を調べる。	①　正常に作動すること。
		②　ピンの変形及びチェーンの損傷の有無を調べる。	②　変形及び損傷がないこと。
	⑶　ジャッキ	ジャッキを上下させて、亀裂、変形及び摩耗の有無を調べる。	亀裂、著しい変形及び摩耗がないこと。

9　車体関係等

検査対象の構造及び装置		検　査　方　法	判　定　基　準
9.1 車体関係	⑴　ターンテーブル	亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	亀裂及び著しい変形がないこと。
	⑵　旋回ベアリング及び旋回ギヤ	①　緩旋回を行って旋回時の引っ掛かり及び異音の有無を調べる。	①　引っ掛かり及び異音がないこと。
		②　旋回ギヤの亀裂及び摩耗の有無を調べる。	②　亀裂及び著しい摩耗がないこと。
		③　取付けボルトの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
		④　ベアリングシールの損傷の有無を調べる。	④　損傷がないこと。
	⑶　旋回減速機	①　旋回動作中の異音及び異常発熱の有無を調べる。	①　異音及び異常発熱がないこと。
		②　ケース内の油量及び油の汚れの有無を調べる。	②　油量が適正で、かつ、著しい汚れがないこと。
		③　ケースからの油漏れの有無を調べる。	③　油漏れがないこと。
	⑷　旋回ロック	①　ロックを操作して、掛かり具合を調べる。	①　確実にロックされること。
		②　ロック部の亀裂及び損傷の有無を調べる。	②　亀裂及び損傷がないこと。
	⑸　カウンターウェイト	取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	緩み及び脱落がないこと。
	⑹　サブフレーム	①　亀裂及び変形の有無を調べる。 亀裂の存在が疑われる場合は探傷器等で調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	②　緩み及び脱落がないこと。
	⑺　ブーム受台	①　亀裂及び変形の有無を調べる。	①　亀裂及び著しい変形がないこと。
		②　緩衝ゴムの損傷及び脱落の有無を調べる。	②　著しい損傷及び脱落がないこと。
		③　取付けボルト及びナットの緩み及び脱落の有無を調べる。	③　緩み及び脱落がないこと。
	⑻　キャブ ⑼　座席 ⑽　シートベルト ⑾　昇降設備及び滑り止め ⑿　表示板 ⒀　スイッチ類及び灯火類（灯火装置、警報装置、方向指示器、窓拭き器、デフロスターを含む。） ⒁　計器類（油圧計、電流計、燃料計、油温計、水温計、速度計、表示灯を含む。） ⒂　後写鏡及び反射鏡	この表の「２　下部走行体（トラック式のものに限る。）」の検査方法及び判定基準を適用すること。	
	⒃　給油脂	①　各部の給油脂状態を調べる。	①　給油脂が十分であること。
		②　自動給油脂装置の作動の適否を調べる。	②　正常に作動すること。
9.2 総合テスト		走行及び各作業装置の操作を行い、機能することを確認し、異常振動、異音及び異常発熱の有無を調べる。	各装置が正常に機能し、かつ、異常振動、異音及び異常発熱がないこと。

その他告示

○文部科学省告示第百四十号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第七十六条の七第一項及び第三項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる無形文化財を文化財登録原簿に登録し、同表の下欄に掲げる団体を当該登録をした無形文化財の保持団体として認定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

令和七年十二月十八日

文部科学大臣　松本　洋平

上欄		下欄	
無形文化財		保持団体	
名称	登録要件	名称	代表者	事務所の所在地
生活文化の部				
加賀料理	一　食を通じて「加賀らしさ」を表現することで、客をもてなすこと。 二　次の点を踏まえて「加賀らしさ」を表現すること。 1　加賀及び能登地方の地理的・歴史的特質を反映させること。 2　加賀及び能登地方の伝統的な美意識に沿った華やかさ、節度及び品位を保持すること。 3　加賀及び能登地方で生産された伝統工芸品を組み込むこと。 三　料理、しつらい及び接遇を統括し、もてなしの演出をおこなうこと。 四　伝統的な加賀料理の特質を保持すること。 五　料理及びしつらいに込めた文化的意味を、接遇を通じて客に提供すること。	加賀料理技術保存会	会長　大友　佐俊	石川県金沢市鞍月一―一　石川県商工労働部産業政策課内

官庁報告

労働

労働安全衛生法第45条第３項の規定に基づく高所作業車の自主検査指針の廃止に関する公示

自主検査指針公示第26号

令和７年12月18日

厚生労働大臣　上野賢一郎

高所作業車の定期自主検査指針（労働安全衛生規則第194条の23の自主検査に係るもの）（令和５年３月31日付け自主検査指針公示第25号）は、令和８年１月１日をもって廃止するので、公示する。

公告

諸事項

製造たばこ小売定価公告

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月10日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日

財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
かぎたばこ	ベロ・スピッフィー・スペアミント・ウルトラ	20個　缶	パキスタン	500円
かぎたばこ	ベロ・グルービー・グレープ・インテンス	15個　缶	パキスタン	360円
かぎたばこ	ベロ・グルービー・グレープ・エックスインテンス	15個　缶	パキスタン	360円

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月10日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
かぎたばこ	ベロ・スピッフィー・スペアミント・ミディアム	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・スピッフィー・スペアミント・インテンス	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・ブラッシー・ベリー・ミディアム	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・ブラッシー・ベリー・インテンス	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・マイティー・ペパーミント・インテンス	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・ブリージー・マンゴー・ミディアム	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・ロイヤルミルクティー・ミディアム	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・アイシー・ベリーズ・ミディアム	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・グルービー・グレープ・ミディアム	15個　缶	パキスタン	320円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・スピッフィー・スペアミント・エックスインテンス	15個　缶	パキスタン	340円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・ブラッシー・ベリー・エックスインテンス	15個　缶	パキスタン	340円	360円	7.12.1
かぎたばこ	ベロ・マイティー・ペパーミント・エックスインテンス	15個　缶	パキスタン	340円	360円	7.12.1

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月20日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	Jaime Garcia Reserva Especial Figurado	143㎜　１本	ニカラグア	2,500円
葉巻たばこ	Tatuaje Black Petite Lancero	152㎜　１本	ニカラグア	1,900円
葉巻たばこ	El Triunfador Lancero Original	191㎜　１本	ニカラグア	2,500円
葉巻たばこ	Tatuaje 10th Belle Encre Perfect	136㎜　１本	ニカラグア	2,100円
葉巻たばこ	Don Pepin Garcia Serie JJ 20th Anniversary Toro	165㎜　１本	ニカラグア	5,000円
葉巻たばこ	Don Pepin Garcia Serie JJ 20th Anniversary Salomon	184㎜　１本	ニカラグア	7,000円
パイプたばこ	Bang Bang Ice Grape	50.0ｇ　箱	アラブ首長国連邦	1,780円
パイプたばこ	DARKSIDE RETRO APPLE	100.0ｇ　箱	ロシア	4,400円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月22日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
加熱式たばこ	テリア・ステラー・パール	F45 20スティック ハードパック 5.7g	ルーマニア ギリシャ 大韓民国	580円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年10月24日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
葉巻たばこ	JFR Connecticut Junior	114㎜　1本	ニカラグア	1,300円
葉巻たばこ	JFR 20th Anniversary Super Toro	165㎜　1本	ニカラグア	2,200円
葉巻たばこ	Aganorsa Leaf La Validacion Maduro Toro BP	165㎜　1本	ニカラグア	2,100円
葉巻たばこ	Lunatic Habano Hombre Libre	152㎜　1本	ニカラグア	1,900円
葉巻たばこ	Lunatic Maduro Short Robusto	120㎜　1本	ニカラグア	1,600円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年11月５日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	小売定価
製造たばこの区分	名称	製品の区分		
パイプたばこ	Tangiers, Noir Lemon Tea	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Pink Grapefruit	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir a Cane Mint	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Kashmir Lime	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Burley a Cane Mint	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Banana Foster	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Pumpkin	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Foreplay on the Peach	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Kashmir Apple	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Mime	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Cooling	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Vanilla	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Clove	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Ololiuqui	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Caramel Apple	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Coconut	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Kosmik	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Raspberry Iced Tea	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Cane Mint	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Yunnan Shaddok	100.0g　箱	アメリカ合衆国	4,400円

パイプたばこ	Tangiers, Birquq Panic Punch	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Nectarine	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Bubblegum	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Dark Cherry	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	4,400円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Ginger Pear	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	10,000円
パイプたばこ	Tangiers, Noir Cardamom Cheesecake	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	10,000円

たばこ事業法第33条第２項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年11月５日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの品目			製造国（地）	現行小売定価	変更小売定価	変更実施年月日
製造たばこの区分	名称	製品の区分				
パイプたばこ	Tangiers Aussie Juice	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Cane Mint	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Cool Strawberry	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Horchata	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Kashmir Guajava	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Maraschino Cherry	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Melon Blend	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Mime	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Orange Soda	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Peach Cobbler	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Pumpkin	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Schnozzberry	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Sevilla Orange	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Watermelon	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Chocolate Iced Cream	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir New Lemon Lime	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Peach Iced Tea	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Welsh Cream	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Burley Canemint	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,700円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Kashmir Black	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Kashmir Peach	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir 2005 Blueberry	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Blitzsturm	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Blue Gumball 2.0	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Cherry Limeade	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Chocolate Mint	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir French Jelly	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24

パイプたばこ	Tangiers Noir It's Like That One Breakfast Cereal	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Mimon	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Mixed Fruit 6	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir New Lime	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Papaya Sorbet	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Pineapple	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Static Starlight	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Strawberry	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Summer Resort	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Tropical Punch	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Wintergreen	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Cocoa	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Kashmir	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Lemon Lime	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Birquq Ololiuqui	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Blizsturm	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Cane Mint	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Cane Mint-B	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Clove	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Kashmir Black	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Kashmir Cherry	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Kashmir Guajava	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Kashmir Peach	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Pink Grapefruit	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Grapefruit	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Kashmir	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Kashmir Blue	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Mimon	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir New Lime	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Peach Iced Tea	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Pear	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Pineapple	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Strawberry	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Welsh Cream	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Lemongrass	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Maraschino Cherry	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Eric's Mango	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24

パイプたばこ	Tangiers Birquq Foreplay on the Peach	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Blue Gumball 2.0	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Brambleberry	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Cactus Fruit	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Cherry Limeade	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Chocolate Iced Cream	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Raspberry	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Cocoa	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Coconut	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Dark Cherry	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Double Orange	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Experimint	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Forbidden Fruit	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir French Jelly	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Guajava Kiss	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Horchata	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir It's Like That One Breakfast Cereal	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Jamaica	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Kosmik	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Lemon Blossom	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Lemon Tea	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Maraschino Cherry	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Midnight Orchard Apple	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Mime	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Mixed Fruit 6	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Lemon Lime	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Sour	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Static Starlight	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Tasty Peach	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Tropical Punch	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24

パイプたばこ	Tangiers Noir Tropical Revenge	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Watermelon	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Wintergreen	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Cane Mint Alpha	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Pink Grapefruit	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Foreplay on the Peach	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers 2005 Blueberry	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Melon Blend	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Orange Soda	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Papaya Sorbet	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Summer Resort	250.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	8,500円	10,000円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Passionfruit Lemonade	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Lemon	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24
パイプたばこ	Tangiers Noir Lime	100.0ｇ　箱	アメリカ合衆国	3,600円	4,400円	7. 11. 24

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年11月７日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
葉巻たばこ	ブリックトーバーフェスト・リミテッドエディション	197㎜　１本	ニカラグア	2,200円
葉巻たばこ	ダビドフ　イヤー　オブ　ザ　ホース　2026	165㎜　１本	ドミニカ共和国	18,000円
葉巻たばこ	ダビドフ　イヤー　オブ　ザ　ホース　フラッグシップ　2026	152㎜　１本	ドミニカ共和国	23,000円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年11月10日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
加熱式たばこ	エボ・ブラック・メンソール・プルーム用	4.0ｇ　20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・フレッシュ・ミント・プルーム用	4.4ｇ　20本	日本	550円
加熱式たばこ	エボ・ハチミツ・レモン・クリスタル・プルーム用	4.0ｇ　20本	日本	550円

たばこ事業法第33条第１項の規定により製造たばこの小売定価を令和７年11月17日付で認可したので、同法第35条の規定により当該小売定価を次のとおり公告する。

令和７年12月18日　　財務大臣　片山さつき

製造たばこの区分	名称	製品の区分	製造国（地）	小売定価
葉巻たばこ	ハンデルスゴールド・カカオ	97㎜　１本	ドイツ	120円

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止及び免責許可決定

免責許可決定

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

札幌市清田区平岡九条三丁目八番二四号

有限会社イチミヤ図研

清算人　一宮　**邦章**

解散公告

当法人は、令和七年十一月三日社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

札幌市豊平区平岸三条七丁目六番一号マイハイム平岸一〇三号

特定非営利活動法人札幌Ｇランド

清算人　鈴木みどり

解散公告

当社は、令和七年十一月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

北海道北見市とん田東町六一七番地一三九

株式会社ヒロ・イノベーション

代表清算人　春田　博人

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

岩手県大船渡市三陸町越喜来字杉下四〇番地

有限会社丸双フーズ

清算人　前田　典久

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

宮城県仙台市太白区八木山松波町二―二一

アカデミックハイツ二〇二

ＦＡＴＥＨ　ＩＮＴＥＲＮＡＴＩＯＮＡＬ株式会社

代表清算人　ＢＩＫＲＡＭＪＥＥＴ　ＳＩＮＧＨ

解散公告

当法人は、令和六年十一月三十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

秋田市濁川字堀尾田一番地一二六号

特定非営利活動法人工房こすもすの会

清算人　石垣　亘子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

山形県西置賜郡飯豊町大字椿二五七五番地

特定非営利活動法人まちづくりいいで

清算人　鈴木　孝

解散公告

当社は、令和七年十一月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

山形県山形市樋越六三番地

株式会社家具工房イノウエ

代表清算人　井上　圭祐

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

福島県いわき市平塩字中島一二番地の二

有限会社イワキサイン

清算人　小野　和夫

解散公告

当社は、令和七年十二月二日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

茨城県古河市東四丁目二番七号

株式会社花新

代表清算人　小林千代子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

群馬県邑楽郡大泉町坂田六丁目八番七号

日本ヘラルド株式会社

代表清算人　根岸　正

解散公告

当社は解散いたしましたので当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

埼玉県久喜市西一八八番一〇号

株式会社ルシエルブルー

代表清算人　久保　博孝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

埼玉県上尾市大字平塚字西原七六一番六号

株式会社エスケー

代表清算人　井上　慎介

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

さいたま市南区根岸五丁目六番一三―一〇五号

ワイエムファミリー合同会社

代表清算人　伊藤　芳之

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

埼玉県川口市大字安行原一四五番地

有限会社小林刃物製作所

清算人　小林スイ子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

埼玉県草加市長栄三丁目一〇番地一

株式会社ライフプランニング

代表清算人　渡邊　操

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

埼玉県川口市南鳩ヶ谷一丁目三三番三号

有限会社橋本工業

清算人　橋本　照義

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

千葉市緑区あすみが丘四丁目三九番地ガーデンコート丘の街十一番館六〇七号

株式会社島田研究室

代表清算人　島田　陽介

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

千葉県四街道市四街道一五五一番地一

株式会社伊藤工業

代表清算人　伊藤　優

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

千葉市花見川区畑町七五九番地

株式会社レインボー

代表清算人　村田　建治

解散公告

当社は、令和七年十月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

千葉県柏市布瀬一四七〇番地

株式会社幸の米

代表清算人　山﨑　幸子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都大田区南雪谷一丁目一五番二―四〇八号

有限会社印象広告社

清算人　熱田　直樹

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都渋谷区渋谷二―一九―一五　宮益坂ビルディング六〇九

FORMA　HOMES株式会社

代表清算人　松永　吉央

解散公告

当組合は、解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都新宿区新宿二丁目一番一二号

WAGMI Records有限責任事業組合

清算人　株式会社ＡＢＣアニメーション

職務執行者　安井　一成

解散公告

当社は、令和七年十二月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都渋谷区幡ケ谷三丁目六五番一九号

有限会社屋代商事

清算人　屋代　行夫

会社設立のお知らせ

令和七年十二月一日山形地方法務局にて設立登記を完了しマルベイ合同会社がここに発足しましたので、お知らせします。

令和七年十二月十八日

山形県尾花沢市上町六丁目五番三〇号

マルベイ合同会社

代表社員　星田　政一

解散公告

当社は、令和七年十二月一日の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都港区赤坂二丁目一七番七号赤坂溜池タワー九階

白馬咲花開発合同会社

清算人　齋藤　聡

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都渋谷区代々木二丁目二三番一号ニュースティトメナー七七二

GloZ Japan株式会社

代表清算人　檜田　和毅

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都港区新橋二丁目一〇番七―四〇四号

トータルオフィス株式会社

代表清算人　横川　英樹

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都千代田区九段南三丁目七番七号成和綜合会計事務所内

尼崎ロジスティクス不動産販売合同会社

清算人　荒川　真司

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都世田谷区奥沢五丁目二六番九号栄ビル五〇二号室

株式会社ＵＰＲＩＧＨＴ　Ｅｄｕｃａｔｉｏｎ

代表清算人　齋藤　尚美

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一二一四号

スタークラウド株式会社

代表清算人　吉本　譲

解散公告

当社は、令和七年十一月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都港区六本木六―二―三一六本木ヒルズノースタワー三階

株式会社バンテージポイント

代表清算人　山田　広記

解散公告

当社は、令和七年十一月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都町田市三輪緑山三丁目一八番四号

株式会社マックス・シーエア・ロジスティクス

代表清算人　田島　輝夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都江東区南砂一丁目一九番一―五〇二号

ＫＴＴ株式会社

代表清算人　上田　紀代

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都豊島区北大塚二丁目二番一三号―五〇三号室

山予株式会社

代表清算人　李　可

解散公告

当社は解散いたしましたので当社に債権を有する方は本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都渋谷区桜丘町二五番一七号

有限会社ＰＤＳ

代表清算人　中村　剛

解散公告

当組合は、令和七年十月三十一日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都渋谷区恵比寿南二―一七―三

Ｏｌｉｖｅ　Ｆｕｎｄ有限責任事業組合

清算人　鎌田　正彦

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都中央区日本橋富沢町一〇番一一号

ＴＷＧ日本橋イーストⅡ八階

株式会社ＵｎｉＬａｂｓ

代表清算人　丸山　裕

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号東京オペラシティタワー三九階

株式会社アクアプロモーション

代表清算人　大久保悠祐

第104期決算公告　令和７年11月28日

秋田県湯沢市大工町４番23号

秋田銘醸株式会社

代表取締役社長　京野　學

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	6,995,180
	固定資産	1,293,627
	合計	8,288,807
負債及び純資産の部	流動負債	82,826
	固定負債	115,161
	株主資本	8,090,820
	資本金	90,000
	資本剰余金	382
	利益剰余金	8,000,438
	利益準備金	22,500
	その他利益剰余金	7,977,938
	（うち当期純利益）	（8,910）
	合計	8,288,807

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都新宿区西新宿三丁目二〇番二号東京オペラシティタワー三九階

株式会社スクールソング

代表清算人　大久保悠祐

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

神奈川県茅ヶ崎市甘沼五六〇番地

株式会社社山之井商事

代表清算人　桑原久美子

解散公告

当法人は、令和七年十月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

神奈川県相模原市南区相模大野八―一〇―三　深沢商会第11ビル四〇二

ＮＰＯ法人エレパニミュージックアート

清算人　麻生　一平

解散公告

当社は、令和七年十二月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

神奈川県相模原市南区相南二丁目二〇番一三号

有限会社キリムズジャパン

清算人　齋藤　待子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

神奈川県横浜市緑区長津田四―一七―九コンフォート長津田一一五号

株式会社Ｋｎｏｗｌｅｄｇｅ＆Ｃｏｎｎｅｃｔｉｏｎ　代表清算人　奈良　一樹

解散公告

当社は、令和七年十二月三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

福井県鯖江市東鯖江四丁目四番一五号

Ｂｅｌｕｇａ　Ｊａｐａｎ株式会社

代表清算人　葉　宣辰

解散公告

当法人は、令和七年十一月二十一日の社員総会により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

福井市西学園二丁目三一〇番地

特定非営利活動法人まちかど保健室ｙｏｕ

清算人　三田村純枝

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

山梨県北杜市武川町宮脇一四八八番地

大武川産業株式会社

代表清算人　水原　祥吾

解散公告

当社は、令和七年十一月二十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

静岡県浜松市中央区呉松町一八二〇番地

ラムダシード株式会社

代表清算人　太田　浩一

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

静岡県浜松市中央区半田山五丁目九番七号

株式会社エーデーシー

代表清算人　伊達　淑子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

愛知県一宮市大毛字小山三七番地の一

株式会社オーデンパンチングセンター

代表清算人　酒井　洋子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

大阪市鶴見区鶴見一丁目七番七―一一〇一号

有限会社三協プロセス

清算人　澤田　雅文

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

大阪市生野区中川東一―一―一二―二〇二

ルイゴレイジャパン株式会社

代表清算人　山口　孝司

解散公告

当社は、令和七年十一月二十九日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

大阪市都島区都島中通三丁目一三番七号―二Ｃ号室

共和合同会社

清算人　龔　珩

第54期決算公告

令和７年12月18日

山形県東根市神町南１丁目５番26号

和歌山産業株式会社

代表取締役　山下　章

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	1,070,191
	固定資産	910,025
	資産合計	1,980,217
負債及び純資産の部	流動負債	771,408
	固定負債	128,062
	株主資本	1,080,352
	資本金	84,000
	利益剰余金	996,352
	利益準備金	21,000
	その他利益剰余金	975,352
	（うち当期純利益）	(2,419)
	評価・換算差額等	394
	負債・純資産合計	1,980,217

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

大阪府堺市美原区多治井三五四番地一

株式会社角森商事

代表清算人　木村　忠

解散公告

当社は、令和七年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

大阪市中央区南船場一丁目九番一号ライト南船場ビル内

有限会社ウィズクリエイティブセンター

清算人　佐々木泰輝

解散公告

当社は、令和七年八月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

大阪市中央区鎗屋町二丁目三番七号

フィット株式会社

代表清算人　船田　照雄

解散公告

当社は、令和七年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

兵庫県宝塚市宝梅二丁目六番四七号

阪神紙工株式会社

代表清算人　海邉　香子

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

広島県三原市明神二丁目六番一〇号

ＦｉＥｘｃｅＬ株式会社

代表清算人　向井　優真

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

愛媛県西条市丹原町丹原一六九番地

有限会社行元プロパン住宅設備

清算人　行元　彦

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

福岡市城南区茶山五丁目一〇番二号

Ｋｙｕｓｈｕ　Ｋｕｒｕｍａ合同会社

清算人　ノヴィコフ・オレグ・ヴラディミロヴィッチ

解散公告

当社は、令和七年十一月十七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

熊本県阿蘇市三久保四七四番地六

合同会社ｏｒｉｇｉｎａｌ

清算人　市原　美優

解散公告

当社は、令和七年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

鹿児島県枕崎市千代田町一番地

有限会社グリーンタクシー

清算人　谷上宗士郎

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年十一月十三日、福島地方裁判所いわき支部の命令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

福島県双葉郡浪江町大字酒田字堤中八七番地

宗教法人立野教會

清算人　澤田　智幸

解散公告（第一回）

当法人は、令和七年八月二十五日開催の臨時総会の決議により同年十一月四日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

大分県大分市大字竹中二六六六番地

医療法人大和会

清算人　大嶋　和海

解散公告（第二回）

当組合は、令和七年十一月二十七日開催の総会決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

徳島県海部郡美波町志和岐字中ノ谷一六二番地一

農事組合法人志和岐養豚組合

清算人　濵口　修

解散公告（第三回）

当法人は、令和六年十一月三十日開催の集会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

東京都台東区雷門一丁目一三番一三―一〇二号

プリメーラ雷門管理組合法人

清算人　小林　昇

解散公告（第三回）

当法人は、令和七年六月三十日開催の社員総会の決議並びに三重県知事の認可により、令和七年十一月十日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年十二月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年十二月十八日

三重県四日市市幸町六番九号

医療法人中嶋循環器科内科

清算人　中嶋　寛

第35期決算公告

令和７年11月19日

秋田県大仙市神宮寺字内大坪67番地

ナガイ白衣工業株式会社

代表取締役　澤登　一郎

貸借対照表の要旨　（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,021,726	流動負債	742,367
固定資産	281,531	固定負債	258,150
		株主資本	3,302,740
		資本金	50,000
		資本剰余金	15,000
		資本準備金	15,000
		利益剰余金	3,237,740
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	3,225,240
		（うち当期純利益）	(33,122)
資産合計	4,303,257	負債・純資産合計	4,303,257

第 20 期 決 算 公 告

令和７年 11 月 17 日

東京都品川区西五反田二丁目11番８号
株式会社Ｇａｋｋｅｎ　ＳＥＥＤ
代表取締役社長　小林　伸一

貸借対照表の要旨　（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,640,338,582	流動負債	1,721,244,990
固定資産	155,445,748	（賞与引当金）	(87,618,204)
		固定負債	1,113,788,320
		（退職給付引当金）	(140,544,726)
		株主資本	960,751,020
		資本金	99,000,000
		資本剰余金	708,301,071
		資本準備金	29,000,000
		その他資本剰余金	679,301,071
		利益剰余金	153,449,949
		その他利益剰余金	153,449,949
		（うち当期純利益）	(17,383,464)
資産合計	**3,795,784,330**	**負債・純資産合計**	**3,795,784,330**

第 35 期 決 算 公 告

令和７年11月27日
東京都文京区本郷１丁目30番17号
株式会社工学気象研究所
代表取締役　髙坂　裕之

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	204,506
	固定資産	31,622
	合計	236,128
負債及び純資産の部	流動負債	39,383
	固定負債	10,036
	株主資本	186,709
	資本金	17,000
	利益剰余金	169,709
	(利益準備金)	(4,250)
	(その他利益剰余金)	(165,459)
	(うち当期純利益)	(20,820)
	合計	236,128

第 12 期決算公告

令和７年12月18日
東京都中野区中野四丁目10番２号
アクティベック創薬株式会社
代表取締役　吉田　行雄

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	2,604,307
	固定資産	139
	資産合計	2,604,446
負債及び純資産の部	流動負債	98,976
	株主資本	2,505,470
	資本金	99,000
	資本剰余金	216,000
	資本準備金	99,000
	その他資本剰余金	117,000
	利益剰余金	2,190,470
	その他利益剰余金	2,190,470
	(うち当期純利益)	(418,767)
	負債・純資産合計	2,604,446

第 13 期 決 算 公 告

令和７年11月28日
千葉県浦安市北栄四丁目10番11号
株式会社エナジートランスポーター
代表取締役　栗原　等

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	163,416
	固定資産	9,383
	合計	172,800
負債及び純資産の部	流動負債	51,865
	固定負債	35,190
	株主資本	85,744
	資本金	3,000
	利益剰余金	82,744
	その他利益剰余金	82,744
	(うち当期純利益)	(27,576)
	合計	172,800

（仮称）新白滝山風力発電事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十条第一項第三号の規定に基づき次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社

代表取締役社長　大口　豊

東京都千代田区神田須田町一丁目二五番地

二、対象事業の名称、種類及び規模

名称　（仮称）新白滝山風力発電事業

種類　風力（陸上）

規模　七万七千四百ｋＷ（最大）

三、法第三十条第一項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号

当社は、対象事業の実施をしらたきやまグリーンエナジー株式会社へ引継ぎましたので、法第三十条第一項第三号に該当することとなりました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

しらたきやまグリーンエナジー株式会社

代表取締役社長　松田　充晴

山口県下関市豊北町大字粟野字才ヶ瀬一〇〇〇一番地三

令和７年12月18日

東京都千代田区神田須田町一丁目二五番地

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社

代表取締役社長　大口　豊

配当公告

名古屋市中区栄四丁目九番二七号

破産者　株式会社松河屋

右の者に対する名古屋地方裁判所令和六年（フ）第二三七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金五四八、九五〇、五一八円

二、配当をすることのできる金額

金三四〇、七〇〇、四二〇円

令和七年十二月十八日

名古屋市中区丸の内一丁目一六番八号

名古屋市中区丸の内一丁目一六番八号

C－八ビル五階　破産管財人　上松健太郎

第50期決算公告　令和７年12月18日

愛知県名古屋市南区鳥山町２丁目28番地の４

株式会社三東

代表取締役　糸魚川貴康

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	166
	固定資産	205
	合計	371
負債及び純資産の部	流動負債	32
	賞与引当金	4
	株主資本	338
	資本金	10
	利益剰余金	328
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	328
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	371

第19期決算公告

令和７年12月18日

東京都港区北青山二丁目５番８号

ＡＣＯＮＥＸ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表取締役　村野　祐史

貸借対照表の要旨

（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	31,610
	資産合計	31,610
負債及び純資産の部	流動負債	—
	株主資本	31,610
	資本金	5,000
	利益剰余金	26,610
	その他利益剰余金	26,610
	（うち当期純利益）	(—)
	負債・純資産合計	31,610

第54期決算公告

令和７年12月18日

東京都豊島区池袋２丁目51番13号

横信産業株式会社

代表取締役　横倉　信夫

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	205,433
	固定資産	527,108
	合計	732,541
負債及び純資産の部	流動負債	26,441
	固定負債	156,243
	株主資本	549,857
	資本金	30,000
	利益剰余金	519,857
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	512,357
	（うち当期純利益）	(30,411)
	合計	732,541

第45期決算公告　令和７年12月11日

埼玉県川口市南鳩ヶ谷３―19―３

新東洋機械工業株式会社

代表取締役　鈴木　章文

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	306,386
	固定資産	22,863
	資産合計	329,250
負債及び純資産の部	流動負債	300,937
	固定負債	—
	負債合計	300,937
	株主資本	28,312
	資本金	22,000
	利益剰余金	6,312
	利益準備金	750
	その他利益剰余金	5,562
	（うち当期純利益）	(11,511)
	純資産合計	28,312
	負債・純資産合計	329,250

第14期決算公告　令和７年12月18日

宮城県仙台市青葉区本町二丁目15番１号

イー・ガーディアン東北株式会社

代表取締役　宮坂　誠

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	661,615
	固定資産	97,362
	資産合計	758,678
負債及び純資産の部	流動負債	157,132
	固定負債	990
	株主資本	600,556
	資本金	4,000
	資本剰余金	23,579
	資本準備金	4,000
	その他資本剰余金	19,579
	利益剰余金	572,976
	その他利益剰余金	572,976
	（うち当期純利益）	(216,116)
	負債・純資産合計	758,678

第17期決算公告　令和７年12月18日

愛知県名古屋市中区栄三丁目11番地31号

ＪＭＦビル名古屋栄01　８階

株式会社

パシフィック・フィナンシャルグループ

代表取締役　伊藤　豪志

貸借対照表の要旨（令和７年４月30日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	4,813,495
	固定資産	34,653
	合計	4,848,149
負債及び純資産の部	流動負債	866,776
	（うち賞与引当金）	(3,007)
	固定負債	359,175
	株主資本	3,622,197
	資本金	50,000
	利益剰余金	3,572,197
	その他利益剰余金	3,572,197
	（うち当期純利益）	(657,414)
	合計	4,848,149

第10期決算公告

令和７年10月30日
東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地
株式会社国土社
代表取締役　鈴木　博喜

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	355,883
	固定資産	624
	資産合計	356,508
負純資債及産のび部	流動負債	350,353
	固定負債	—
	株主資本	6,154
	資本金	10,000
	利益剰余金	△3,845
	利益準備金	2,168
	その他利益剰余金	△6,013
	（うち当期純損失）	(27,209)
	負債・純資産合計	356,508

第15期決算公告

令和７年10月30日
東京都千代田区神田駿河台二丁目５番地
株式会社理論社
代表取締役　鈴木　博喜

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	649,947
	固定資産	4,887
	資産合計	654,835
負純資債及産のび部	流動負債	581,112
	固定負債	1,325
	株主資本	72,397
	資本金	10,000
	利益剰余金	62,397
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	59,897
	（うち当期純利益）	(2,425)
	負債・純資産合計	654,835

第11期決算公告

令和７年12月18日
東京都豊島区西池袋五丁目14番８号
ＥＧテスティングサービス株式会社
代表取締役　堤　雄太郎

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	348,728
	固定資産	288,707
	資産合計	637,435
負純資債及産のび部	流動負債	102,750
	固定負債	352
	株主資本	534,332
	資本金	25,000
	資本剰余金	75,000
	資本準備金	50,000
	その他資本剰余金	25,000
	利益剰余金	434,332
	その他利益剰余金	434,332
	（うち当期純利益）	(20,754)
	負債・純資産合計	637,435

第４期決算公告

令和７年12月18日
東京都目黒区青葉台一丁目６番54号
株式会社ＣｏｕｎｔＵｐ
代表取締役　石田　宏樹

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	11,008
	固定資産	8,698
	合計	19,706
負純資債及産のび部	流動負債	15,655
	株主資本	4,051
	資本金	5,000
	利益剰余金	△948
	その他利益剰余金	△948
	（うち当期純損失）	(1,400)
	合計	19,706

第19期決算公告

2025年10月28日
東京都港区南青山三丁目１番31号
株式会社メディックワークス
代表取締役　岡庭　豊

貸借対照表の要旨（2025年８月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	483,738,178
	固定資産	334,894,571
	資産合計	818,632,749
負純資債及産のび部	流動負債	276,196,820
	負債合計	276,196,820
	株主資本	542,435,929
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	539,435,929
	利益準備金	750,000
	その他利益剰余金	538,685,929
	（うち当期純利益）	(54,561,479)
	純資産合計	542,435,929
	負債・純資産合計	818,632,749

第８期決算公告

令和７年11月26日
東京都中央区築地四丁目１番１号
株式会社ザ・クロックハウス
代表取締役社長　川瀬　秀二

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	3,895,834
	固定資産	1,098,712
	資産合計	4,994,546
負純資債及産のび部	流動負債	3,575,377
	固定負債	1,524,513
	株主資本	△105,344
	資本金	5,000
	資本剰余金	5,000
	その他資本剰余金	5,000
	利益剰余金	△115,344
	（うち当期純利益）	(217,666)
	負債・純資産合計	4,994,546

第16期決算公告

令和７年10月17日
東京都千代田区有楽町一丁目２番２号
株式会社さくらさくみらい
代表取締役　西尾　義隆

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	2,686
	固定資産	7,452
	資産合計	10,138
負純資債及産のび部	流動負債	2,330
	賞与引当金	218
	固定負債	3,968
	株主資本	3,840
	資本金	93
	資本剰余金	43
	資本準備金	43
	利益剰余金	3,704
	その他利益剰余金	3,704
	（うち当期純利益）	(426)
	負債・純資産合計	10,138

第７期決算公告

令和７年11月26日
東京都千代田区丸の内二丁目７番２号
株式会社ＡＮＤ　ＯＷＮＥＲＳ
代表取締役　近藤　竜太

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	403,815
	固定資産	450
	資産合計	404,265
負純資債及産のび部	流動負債	7,019
	固定負債	635,000
	株主資本	△237,754
	資本金	96,006
	資本剰余金	96,006
	資本準備金	96,006
	利益剰余金	△429,767
	その他利益剰余金	△429,767
	（うち当期純損失）	(76,716)
	負債・純資産合計	404,265

第72期決算公告

令和７年12月18日
東京都品川区西五反田七丁目22番17号
10階８号
株式会社コーシンインテックス
代表取締役　中静　智子

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	5,678,774
	固定資産	1,004,248
	資産合計	6,683,022
負純資債及産のび部	流動負債	2,832,425
	固定負債	441,471
	株主資本	3,409,125
	資本金	80,000
	利益剰余金	3,568,615
	利益準備金	16,922
	その他利益剰余金	3,551,693
	（うち当期純利益）	(250,556)
	自己株式	△239,489
	負債・純資産合計	6,683,022

第34期決算公告

2025年12月18日
大分市三佐六丁目２番50号
株式会社タカフジ
代表取締役　佐藤　隆彦

貸借対照表の要旨
（2025年８月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,680,871	流動負債	1,280,519
固定資産	4,430,516	（賞与引当金）	(7,354)
		（解体費用引当金）	(4)
		固定負債	409,731
		（退職給付引当金）	(56,859)
		（役員賞与引当金）	(6,500)
		株主資本	5,421,136
		資本金	20,000
		利益剰余金	5,401,136
		その他利益剰余金	5,401,136
		（うち当期純利益）	(741,408)
資産合計	7,111,388	負債・純資産合計	7,111,388

第68期決算公告

令和７年12月18日
静岡市葵区慈悲尾476番地
葵プラスチックス株式会社
代表取締役　杉本　茂樹

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	362,077	流動負債	197,873
固定資産	112,805	固定負債	43,730
		株主資本	233,279
		資本金	62,500
		資本剰余金	42,500
		資本準備金	42,500
		利益剰余金	154,069
		利益準備金	9,750
		その他利益剰余金	144,319
		（うち当期純利益）	(1,006)
		自己株式	△25,790
資産合計	474,883	負債・純資産合計	474,883

第４期決算公告　令和７年10月22日

東京都千代田区有楽町一丁目２番２号

株式会社みんなのみらい

代表取締役　西尾　義隆

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	7,519
	固定資産	695
	資産合計	**8,214**
負純資債産及のび部	流動負債	107,532
	株主資本	△99,318
	資本金	50,000
	利益剰余金	△149,318
	その他利益剰余金	△149,318
	（うち当期純損失）	（84,071）
	負債・純資産合計	**8,214**

第５期決算公告　令和７年10月21日

東京都千代田区有楽町一丁目２番２号

株式会社みらいパレット

代表取締役　前島　寛子

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	44,164
	固定資産	147,083
	資産合計	**191,247**
負純資債産及のび部	流動負債	100,667
	株主資本	90,580
	資本金	50,000
	資本剰余金	50,000
	資本準備金	50,000
	利益剰余金	△9,419
	その他利益剰余金	△9,419
	（うち当期純損失）	（13,805）
	負債・純資産合計	**191,247**

第８期決算公告　令和７年10月22日

東京都千代田区有楽町一丁目２番２号

株式会社さくらさくパワーズ

代表取締役　岡田　崇

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,438,761
	固定資産	248,583
	資産合計	**1,687,345**
負純資債産及のび部	流動負債	388,009
	賞与引当金	1,216
	固定負債	590,771
	株主資本	708,564
	資本金	9,000
	利益剰余金	699,564
	その他利益剰余金	699,564
	（うち当期純利益）	（23,686）
	負債・純資産合計	**1,687,345**

第２期決算公告　令和７年10月21日

東京都千代田区有楽町一丁目２番２号

株式会社ＹＥＬＬ

代表取締役　西尾　義隆

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	44,001
	固定資産	37,942
	資産合計	**81,944**
負純資債産及のび部	流動負債	53,574
	株主資本	28,370
	資本金	500
	利益剰余金	27,870
	その他利益剰余金	27,870
	（うち当期純利益）	（1,385）
	負債・純資産合計	**81,944**

第19期決算公告　令和７年９月29日

東京都武蔵野市吉祥寺本町一丁目10番10号

株式会社ＶＡＭＯＳ

代表取締役　富永　雄輔

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	11,534
	固定資産	46,515
	資産合計	**58,050**
負純資債産及のび部	流動負債	207,170
	賞与引当金	3,444
	株主資本	△149,120
	資本金	1,500
	利益剰余金	△150,620
	その他利益剰余金	△150,620
	（うち当期純損失）	（54,991）
	負債・純資産合計	**58,050**

第10期決算公告　令和７年10月22日

神奈川県藤沢市藤沢109番地の６
湘南ＮＤビルディング７階

株式会社保育のデザイン研究所

代表取締役　赤根　竜輔

貸借対照表の要旨（令和７年７月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	158,919
	固定資産	42,200
	資産合計	**201,119**
負純資債産及のび部	流動負債	66,149
	賞与引当金	3,095
	株主資本	134,969
	資本金	30,000
	利益剰余金	104,969
	利益準備金	7,500
	その他利益剰余金	97,469
	（うち当期純利益）	（72,012）
	負債・純資産合計	**201,119**

第11期決算公告　令和７年11月28日

東京都港区新橋六丁目２番９号
折田ビル４階（Ｂ）室

株式会社ピカパカエージェント

代表取締役　原　基記

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	84
	固定資産	30
	資産合計	**114**
負純資債産及のび部	流動負債	70
	固定負債	9
	株主資本	34
	資本金	34
	資本剰余金	29
	資本準備金	29
	利益剰余金	△29
	その他利益剰余金	△29
	（うち当期純利益）	（0）
	負債・純資産合計	**114**

第 22 期決算公告

令和７年11月25日

東京都足立区千住関屋町９番１号

カトー酒販株式会社

代表取締役社長　打田　雅俊

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	159,483
	資産合計	**159,483**
負純資債産及のび部	流動負債	143,539
	負債合計	**143,539**
	株主資本	15,944
	資本金	10,000
	利益剰余金	5,944
	その他利益剰余金	5,944
	（うち当期純利益）	（330）
	純資産合計	**15,944**
	負債・純資産合計	**159,483**

第27期決算公告　令和７年12月18日

東京都港区三田三丁目５番19号

ＭＲＩバリューコンサルティング・アンド・ソリューションズ株式会社

代表取締役　國府田　晋

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	1,090,235
	固定資産	47,533
	資産合計	**1,137,768**
負純資債産及のび部	流動負債	368,056
	固定負債	27,359
	株主資本	742,353
	資本金	240,000
	資本剰余金	34,682
	利益剰余金	467,671
	利益準備金	60,000
	その他利益剰余金	407,671
	（うち当期純利益）	（136,438）
	負債・純資産合計	**1,137,768**

第３期決算公告

令和７年11月25日

三重県四日市市山之一色町800番地

キオクシアエネルギー・マネジメント株式会社

代表取締役社長　山崎　孝浩

貸借対照表の要旨

（令和７年９月30日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	22,225	流動負債	38,887
固定資産	91,378	固定負債	73,031
		負債合計	**111,918**
		株主資本	1,685
		資本金	10
		資本剰余金	2
		資本準備金	2
		利益剰余金	1,673
		その他利益剰余金	1,673
		純資産合計	**1,685**
資産合計	**113,604**	**負債・純資産合計**	**113,604**

損益計算書の要旨

（自　令和６年10月１日　至　令和７年９月30日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	150,517
売上原価	146,092
売上総利益	4,424
販売費及び一般管理費	363
営業利益	4,061
営業外収益	1,317
営業外費用	4,238
経常利益	1,140
法人税、住民税及び事業税	459
法人税等調整額	△72
当期純利益	753

第32期決算公告　令和７年12月18日

三重県鈴鹿市白子本町10番31号

中勢ホールディングス株式会社

（旧商号　ユウ有限会社）

代表取締役　櫛田　浩哉

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額（百万円）
資の産部	流動資産	0
	固定資産	298
	合計	**298**
負純資債産及のび部	流動負債	1
	固定負債	3
	株主資本	294
	資本金	13
	資本剰余金	262
	その他資本剰余金	262
	利益剰余金	18
	その他利益剰余金	18
	（うち当期純損失）	（1）
	合計	**298**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少し二百万円とすることにいたしました。

臨時株主総会の決議は、令和七年九月三十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

札幌市豊平区福住二条四丁目二番五―四〇六号　株式会社コルディス

代表取締役　谷崎　智久

第10期決算公告　令和７年12月18日

札幌市豊平区福住二条四丁目２番５―406号

株式会社コルディス

代表取締役　谷崎　智久

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	23,599
	固定資産	104,647
	合計	128,246
負純資産の及び部	流動負債	2,042
	固定負債	89,055
	株主資本	37,148
	資本金	5,000
	利益剰余金	32,148
	その他利益剰余金	32,148
	（うち当期純利益）	(5,467)
	合計	128,246

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年二月一日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

千葉県四街道市栗山九四六番地の八　尾出建設株式会社

代表取締役　尾出　博則

第37期決算公告　令和７年12月18日

千葉県四街道市栗山946番地の８

尾出建設株式会社

代表取締役　尾出　博則

貸借対照表の要旨（令和７年２月28日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	89,760
	固定資産	7,393
	資産合計	97,153
負純資産の及び部	流動負債	5,563
	固定負債	2,133
	負債合計	7,696
	株主資本	89,457
	資本金	20,000
	利益剰余金	69,457
	その他利益剰余金	69,457
	（うち当期純利益）	(4,292)
	純資産合計	89,457
	負債・純資産合計	97,153

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

東京都千代田区神田錦町一丁目八番地　オーピーパーム株式会社

代表取締役　山本　幸広

第40期決算公告　令和７年12月18日

東京都千代田区神田錦町１丁目８番地

オーピーパーム株式会社

代表取締役　山本　幸広

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,078,814
	固定資産	2,516
	資産合計	1,081,330
負純資産の及び部	流動負債	714,710
	賞与引当金	4,296
	固定負債	4,910
	退職給付引当金	1,214
	株主資本	361,709
	資本金	30,000
	利益剰余金	331,709
	利益準備金	900
	その他利益剰余金	330,809
	（うち当期純利益）	(29,852)
	負債・純資産合計	1,081,330

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を六九九九万九九九六円減少し三〇〇〇万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

東京都渋谷区本町三丁目三七番九号　ＡＣＴＷＥＬＬ株式会社

代表取締役　河村　晃平

第８期決算公告　令和７年12月18日

東京都渋谷区本町三丁目37番９号

ＡＣＴＷＥＬＬ株式会社

代表取締役　河村　晃平

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	94,439,433
	固定資産	272,297,337
	資産合計	366,736,770
負純資産の及び部	流動負債	223,011,811
	固定負債	78,073,802
	負債合計	301,085,613
	社員資本	65,651,157
	資本金	8,000,000
	利益剰余金	57,651,157
	その他利益剰余金	57,651,157
	（うち当期純損失）	(1,665,281)
	純資産合計	65,651,157
	負債・純資産合計	366,736,770

第72期決算公告　2025年12月18日

大阪市中央区大手前１丁目４番12号

株式会社大澤屋

代表取締役　中川　猛

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	568
	固定資産	315
	合計	884
負純資産の及び部	流動負債	5,228
	株主資本	△ 4,344
	資本金	10,000
	資本剰余金	30
	その他資本剰余金	30
	利益剰余金	△ 14,374
	利益準備金	94
	その他利益剰余金	△ 14,468
	（うち当期純損失）	(881)
	合計	884

第30期決算公告

2025年12月18日

大阪市中央区大手前１丁目４番12号

ヤタニ酒販株式会社

代表取締役　河野　均

貸借対照表の要旨（2025年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	11,802
	固定資産	1,563
	合計	13,365
負純資産の及び部	流動負債	9,002
	固定負債	483
	株主資本	3,880
	資本金	100
	利益剰余金	3,780
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	3,755
	（うち当期純利益）	(531)
	合計	13,365

第２期決算公告　令和７年12月18日

兵庫県西宮市松原町９番20号

加藤菓子ホールディングス株式会社

代表取締役社長　菅　公博

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	8,519
	固定資産	142,500
	合計	151,019
負純資産の及び部	流動負債	7,770
	固定負債	―
	株主資本	143,249
	資本金	80,000
	資本剰余金	62,500
	資本準備金	62,500
	利益剰余金	749
	その他利益剰余金	749
	（うち当期純利益）	(2,379)
	合計	151,019

第13期決算公告　令和７年11月14日

兵庫県西宮市松原町９番20号

加藤ＳＣアジアインベストメント株式会社

代表取締役　次家　成典

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	758
	固定資産	506,429
	資産合計	507,187
負純資産の及び部	流動負債	183,879
	負債合計	183,879
	株主資本	323,308
	資本金	100,000
	資本剰余金	228,191
	資本準備金	228,191
	利益剰余金	△ 4,883
	その他利益剰余金	△ 4,883
	（うち当期純損失）	(1,927)
	純資産合計	323,308
	負債・純資産合計	507,187

第３期決算公告　　令和７年12月18日
東京都港区赤坂四丁目８番19号
赤坂フロントタウン４階
株式会社ＶＯＬＴ
代表取締役　池添　洋一

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	351,565
	固定資産	20,637
	繰延資産	75
	資産合計	372,278
負純資産及び部	流動負債	10,968
	株主資本	361,310
	資本金	311,000
	資本剰余金	220,000
	資本準備金	220,000
	利益剰余金	△169,689
	その他利益剰余金	△169,689
	（うち当期純損失）	(104,680)
	負債・純資産合計	372,278

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億一千百万円減少し一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年十一月二十日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
東京都港区赤坂四丁目八番一九号赤坂フロントタウン四階
株式会社ＶＯＬＴ
代表取締役　池添　洋一

第57期決算公告　　令和７年12月18日
兵庫県西宮市松原町８番５号
カトーロジスティクス株式会社
代表取締役　青木　一広

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	1,108,796
	固定資産	29,131
	合計	1,137,928
負純資産及び部	流動負債	598,236
	賞与引当金	15,344
	固定負債	28,720
	退職給付引当金	28,720
	株主資本	510,970
	資本金	40,000
	利益剰余金	470,970
	利益準備金	10,000
	その他利益剰余金	460,970
	（うち当期純利益）	(63,762)
	合計	1,137,928

第８期決算公告
令和７年12月18日
岐阜県高山市江名子町2715番地11
ｇｏｂｏｃ　Ｂａｓｅ株式会社
代表取締役　井上　　守

貸借対照表の要旨
（令和７年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,891
	固定資産	391
	合計	2,282
負純資産及び部	流動負債	36,332
	株主資本	△ 34,050
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 54,050
	その他利益剰余金	△ 54,050
	（うち当期純損失）	(415)
	合計	2,282

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.as-hida.jp
（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
岐阜県高山市問屋町四三番地
（甲）すみれリビング株式会社
代表取締役　井上　正
岐阜県高山市江名子町二七一五番地一
（乙）ｇｏｂｏｃ　Ｂａｓｅ株式会社
代表取締役　井上　守

第10期決算公告
令和７年12月18日
和歌山県岩出市西野160番地８号
株式会社植嶋
代表取締役社長　松本　修一

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	609,104
	固定資産	7,336
	合計	616,440
負純資産及び部	流動負債	993,447
	固定負債	19,454
	株主資本	△ 396,461
	資本金	10,000
	利益剰余金	△ 406,461
	その他利益剰余金	△ 406,461
	（うち当期純利益）	(65,683)
	合計	616,440

第59期決算公告　　令和７年12月18日
名古屋市西区上名古屋四丁目13番27号
株式会社英幸
代表取締役　前田　宜治

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	350,883
	固定資産	489,095
	繰延資産	2,052
	合計	842,031
負純資産及び部	流動負債	70,192
	固定負債	213,523
	株主資本	558,316
	資本金	10,000
	利益剰余金	548,316
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	545,816
	（うち当期純損失）	(3,242)
	合計	842,031

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の不動産及び資金管理事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
名古屋市西区上名古屋四丁目一三番二七号
（甲）株式会社英幸ホールディングス
代表取締役　前田　宜治
名古屋市西区上名古屋四丁目一三番二七号
（乙）株式会社英幸
代表取締役　前田　宜治

第41期決算公告
令和７年12月18日
香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁29番地
カシウル西日本株式会社
代表取締役社長　西田　英治

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	337,597
	固定資産	24,648
	合計	362,245
負純資産及び部	流動負債	18,856
	固定負債	18
	株主資本	343,371
	資本金	35,000
	利益剰余金	308,371
	その他利益剰余金	308,371
	（うち当期純損失）	(4,842)
	合計	362,245

第15期決算公告　　令和７年12月18日
鹿児島市東開町４番地18
株式会社マルヒラ
代表取締役　平澤　浩人

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	511,229
	固定資産	356,118
	繰延資産	700
	合計	868,047
負純資産及び部	流動負債	484,432
	固定負債	93,000
	株主資本	290,615
	資本金	20,000
	利益剰余金	291,411
	利益準備金	8,700
	その他利益剰余金	282,711
	（うち当期純損失）	(5,569)
	自己株式	△20,796
	合計	868,047

新設分割公告

当社は、新設分割により新設する丸平電子科技株式会社（住所鹿児島市紫原三丁目二九番一〇号）に対して当社の不動産事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
鹿児島市東開町四番地一八
株式会社マルヒラ
代表取締役　平澤　浩人

第81期決算公告　　令和７年12月18日
福岡市東区千早三丁目９番23号
株式会社福岡交通会館
代表取締役社長　桜木　良平

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	59,821
	固定資産	497,938
	資産合計	557,758
負純資産及び部	流動負債	107,085
	固定負債	53,140
	株主資本	397,533
	資本金	20,000
	利益剰余金	379,621
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	374,621
	（うち当期純利益）	(14,278)
	自己株式	△2,088
	負債・純資産合計	557,758

※千円未満を切り捨てて表示

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十八日

埼玉県川口市中青木三丁目二一番二九号
(甲) 千葉鋳物株式会社
代表取締役　千葉　乙郎

埼玉県川口市中青木三丁目二一番二九号
(乙) 有限会社千葉
代表取締役　千葉　乙郎

第89期決算公告

令和７年12月18日

埼玉県川口市中青木三丁目21番29号
千葉鋳物株式会社
代表取締役　千葉　乙郎

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	78,087,996
	固定資産	91,327,171
	合計	169,415,167
負純資債及産のび部	流動負債	6,863,077
	固定負債	18,610,000
	株主資本	143,942,090
	資本金	40,000,000
	利益剰余金	103,942,090
	その他利益剰余金	103,942,090
	（うち当期純利益）	(10,300,689)
	合計	169,415,167

第25期決算公告　令和７年12月18日

福岡市博多区山王一丁目１番34号
Ｍｉフーズ株式会社
代表取締役　松石　博文

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	104,977
	固定資産	270,283
	繰延資産	3,112
	合計	378,373
負純資債及産のび部	流動負債	79,427
	固定負債	158,357
	株主資本	140,588
	資本金	40,000
	利益剰余金	100,588
	利益準備金	3,000
	別途積立金	20,000
	その他利益剰余金	77,588
	（うち当期純利益）	(4,334)
	合計	378,373

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五百万円減少し五千万円とし、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

東京都港区新橋四丁目六番一五号日新建物新橋ビル四階
株式会社ＡＩ研究所
代表取締役　堀之内裕子

第21期決算公告　令和７年12月18日

東京都港区新橋四丁目６番15号日新建物新橋ビル４階
株式会社ＡＩ研究所
代表取締役　堀之内裕子

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	63,239
	固定資産	1,562,259
	合計	1,625,497
負純資債及産のび部	流動負債	119,829
	固定負債	1,443,021
	株主資本	62,648
	資本金	55,000
	資本剰余金	45,000
	資本準備金	45,000
	利益剰余金	△ 37,352
	その他利益剰余金	△ 37,352
	（うち当期純損失）	(9,823)
	合計	1,625,497

第29期決算公告　令和７年11月29日

沖縄県糸満市西崎町五丁目14番５
沖縄ロジスティクス株式会社
取締役社長　金子　潤一

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	41,169
	固定資産	190,434
	資産合計	231,603
負純資債及産のび部	流動負債	2,769
	固定負債	1,192
	負債合計	3,961
	株主資本	227,642
	資本金	50,000
	利益剰余金	177,642
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	165,142
	（うち当期純利益）	(19,467)
	純資産合計	227,642
	負債・純資産合計	231,603

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年十二月十八日

東京都港区元麻布二丁目七番一一号
(甲) ＡＫ　Ｃａｐｉｔａｌ株式会社
代表取締役　浅場　信三

横浜市南区南太田三丁目一番八号
(乙) 有限会社フェニックス
代表取締役　浅場　信三

決　算　公　告

令和７年12月18日

東京都港区元麻布二丁目７番11号
ＡＫ　Ｃａｐｉｔａｌ株式会社
代表取締役　浅場　信三

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	6,458,516
	固定資産	33,644,398
	合計	40,102,914
負純資債及産のび部	流動負債	15,555,641
	株主資本	24,741,073
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	23,741,073
	その他利益剰余金	23,741,073
	（うち当期純損失）	(11,105,199)
	その他有価証券評価	△193,800
	合計	40,102,914

第23期決算公告

令和７年12月18日

埼玉県上尾市平方領々家639番地
関東ＬＰガス保安点検センター株式会社
代表取締役社長　阿久戸孝樹

貸借対照表の要旨
（令和７年８月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	165,339
	固定資産	175
	合計	165,514
負純資債及産のび部	流動負債	28,843
	株主資本	136,671
	資本金	15,000
	利益剰余金	121,671
	利益準備金	1,032
	その他利益剰余金	120,639
	（うち当期純利益）	(26,316)
	合計	165,514

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して乙は甲の大曽根店事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記のとおりです。

(乙) 確定した最終事業年度はありません。

令和七年十二月十八日

名古屋市中村区中島町四丁目四五番地
(甲) 株式会社冨田商店
代表取締役　冨田　純子

名古屋市東区矢田二丁目二番一五号
(乙) ＳＵＮＲＥＶ株式会社
代表取締役　冨田　雄二

第75期決算公告

令和７年12月18日

名古屋市中村区中島町四丁目45番地
株式会社冨田商店
代表取締役　冨田　純子

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	280
	固定資産	57
	合計	337
負純資債及産のび部	流動負債	2
	固定負債	339
	株主資本	△4
	資本金	10
	利益剰余金	△14
	利益準備金	0
	その他利益剰余金	△15
	（うち当期純利益）	(2)
	合計	337

第５期決算公告

令和７年12月18日

東京都新宿区大久保２－１－８プラザ新大樹ビル502
株式会社ＢＡＲＵＤＡ
代表取締役　森高　朋樹

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,311
	固定資産	15,666
	合計	99,978
負純資債及産のび部	流動負債	65,739
	固定負債	13,712
	株主資本	20,526
	資本金	3,800
	利益剰余金	16,726
	その他利益剰余金	16,726
	（うち当期純利益）	(11,063)
	合計	99,978

第１期決算公告

令和７年12月18日
兵庫県西宮市松原町９番20号
株式会社グリーンウッド総合研究所
代表取締役社長　加藤　和弥

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	39,930
	固定資産	301
	資産合計	40,231
負債及び純資産の部	流動負債	30,334
	負債合計	30,334
	株主資本	9,897
	資本金	9,000
	資本剰余金	1,000
	資本準備金	1,000
	利益剰余金	△ 102
	その他利益剰余金	△ 102
	（うち当期純損失）	(102)
	純資産合計	9,897
	負債・純資産合計	40,231

第40期決算公告

令和７年12月18日
広島市東区矢賀新町五丁目１番８号
三晃装美株式会社
代表取締役　筒井　誠志

貸借対照表の要旨（令和７年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	45,096
	固定資産	238,362
	合計	283,458
負債及び純資産の部	流動負債	69,444
	固定負債	233,265
	株主資本	△ 19,251
	資本金	20,000
	資本剰余金	10,000
	その他資本剰余金	10,000
	利益剰余金	△ 49,251
	その他利益剰余金	△ 49,251
	（うち当期純利益）	(13,458)
	合計	283,458

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
広島市東区矢賀新町五丁目一番八号
三晃装美株式会社
代表取締役　筒井　誠志

第22期決算公告

令和７年11月27日
兵庫県西宮市松原町９―20
株式会社アドバンス・キッチン
代表取締役社長　小池　政彰

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	268,250
	固定資産	23,301
	合計	291,551
負債及び純資産の部	流動負債	41,100
	固定負債	7,770
	株主資本	242,681
	資本金	10,000
	利益剰余金	232,681
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	230,181
	（うち当期純利益）	(50,469)
	合計	291,551

第１期決算公告

令和７年12月18日
広島市安佐南区東原一丁目16番１号
株式会社ＳＰやまゆう
代表取締役　中西　美鈴

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	529
	固定資産	163,839
	繰延資産	303
	合計	164,672
負債及び純資産の部	流動負債	163,855
	固定負債	―
	株主資本	816
	資本金	1,000
	利益剰余金	△ 183
	その他利益剰余金	△ 183
	（うち当期純損失）	(183)
	合計	164,672

準備金の額の減少公告

当社は、株式交換により増加する予定の資本準備金の額を八億五千百四万五千四十三円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
広島市安佐南区東原一丁目一六番一号
株式会社ＳＰやまゆう
代表取締役　中西　美鈴

第70期決算公告

令和７年12月18日
兵庫県丹波篠山市北266番地１
株式会社グリーンウッドファクトリー
代表取締役　石塚　信典

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,269,510
	固定資産	2,681,657
	合計	3,951,168
負債及び純資産の部	流動負債	2,672,686
	固定負債	16,566
	株主資本	1,261,914
	資本金	45,000
	資本剰余金	237
	資本準備金	237
	利益剰余金	1,216,677
	利益準備金	11,250
	その他利益剰余金	1,205,427
	（うち当期純損失）	(56,708)
	合計	3,951,168

第41期決算公告

令和７年12月18日
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚362番６
株式会社トムラス
代表取締役　戸村　竜平

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	198,635,048
	固定資産	236,485,300
	合計	435,120,348
負債及び純資産の部	流動負債	204,451,432
	固定負債	236,309,000
	株主資本	△5,640,084
	資本金	25,000,000
	利益剰余金	△30,640,084
	（うち当期純利益）	(864,290)
	合計	435,120,348

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
福岡県遠賀郡岡垣町大字糠塚三六二番六
株式会社トムラス
代表取締役　戸村　竜平

第26期決算公告

令和７年11月20日
石川県金沢市新保本四丁目65番地16
株式会社ライフライン
代表取締役　山城　大助

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	176,075
	固定資産	69,079
	合計	245,154
負債及び純資産の部	流動負債	98,352
	（賞与引当金）	(5,448)
	固定負債	22,569
	（退職給付引当金）	(18,851)
	株主資本	124,232
	資本金	10,000
	利益剰余金	114,232
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	111,732
	（うち当期純損失）	(11,356)
	合計	245,154

第17期決算公告

令和７年12月18日
茨城県水戸市桜川一丁目３番５
株式会社ネクストステージ
代表取締役　菊池　幸子

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	16,688
	固定資産	58,137
	繰延資産	241
	合計	75,066
負債及び純資産の部	流動負債	6,633
	固定負債	35,828
	株主資本	32,605
	資本金	2,000
	利益剰余金	30,605
	その他利益剰余金	30,605
	（うち当期純利益）	(4,242)
	合計	75,066

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
茨城県水戸市桜川一丁目三番五
（甲）株式会社ネクストステージ
代表取締役　菊池　幸子
茨城県常陸太田市馬場町八六番地の五
（乙）合同会社ＫＫライフ
代表社員　菊池　理子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二百万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

群馬県桐生市仲町一丁目一番一〇号

株式会社ユーホー

代表取締役　栗原　清吉

決　算　公　告

令和７年12月18日

群馬県桐生市仲町一丁目１番10号

株式会社ユーホー

代表取締役　栗原　清吉

貸借対照表の要旨

（令和７年８月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	70,730,555
	固定資産	17,909,081
	繰延資産	9,823,431
	合計	98,463,067
負純資産債及の部び	流動負債	25,689,630
	固定負債	125,813,741
	株主資本	△53,040,304
	資本金	12,000,000
	利益剰余金	△65,040,304
	（うち当期純利益）	(639,536)
	合計	98,463,067

第20期決算公告　令和７年11月20日

石川県金沢市新保本四丁目65番地16

株式会社ライフアトラス

代表取締役　山城　大助

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	199,489
	固定資産	45,666
	合計	245,155
負純資産債及の部び	流動負債	97,290
	（賞与引当金）	(6,250)
	固定負債	6,357
	（退職給付引当金）	(1,349)
	株主資本	141,508
	資本金	5,000
	利益剰余金	136,508
	その他利益剰余金	136,508
	（うち当期純利益）	(36,671)
	合計	245,155

合併公告

左記会社は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年六月十八日

掲載頁　一〇三頁（号外第一三五号）

（乙）

令和七年十二月十八日

富山県射水市西高木1184番地

スマイルオダケ株式会社

代表取締役　小竹　秀子

第14期決算公告

令和７年12月18日

富山県射水市西高木1184番地

スマイルオダケ株式会社

代表取締役　小竹　秀子

貸借対照表の要旨

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,166
	固定資産	465
	合計	9,632
負純資産債及の部び	流動負債	28,633
	固定負債	1,137
	株主資本	△20,139
	資本金	20,000
	利益剰余金	△40,139
	その他利益剰余金	△40,139
	（うち当期純損失）	(2,371)
	合計	9,632

第13期決算公告　令和７年11月20日

石川県金沢市新保本四丁目65番地16

株式会社ライフプラン

代表取締役　山城　大助

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	37,030
	固定資産	3,306
	合計	40,336
負純資産債及の部び	流動負債	18,092
	（賞与引当金）	(7,864)
	固定負債	1,150
	退職給付引当金	1,150
	株主資本	21,094
	資本金	5,000
	利益剰余金	16,094
	その他利益剰余金	16,094
	（うち当期純利益）	(4,995)
	合計	40,336

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し三億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年一月二十日であり、株主総会の決議は、令和七年十二月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

大阪市中央区糸屋町一丁目四番七号

日本セロンパック株式会社

代表取締役　田中　要

第77期決算公告　令和７年12月18日

大阪市中央区糸屋町１丁目４番７号

日本セロンパック株式会社

代表取締役　田中　要

貸借対照表の要旨（令和６年10月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,669,510
	固定資産	1,086,184
	合計	5,755,694
負純資産債及の部び	流動負債	4,070,341
	固定負債	40,470
	株主資本	1,644,883
	資本金	310,000
	利益剰余金	1,826,368
	利益準備金	48,624
	その他利益剰余金	1,777,744
	（うち当期純利益）	(4,205)
	自己株式	△491,485
	合計	5,755,694

第12期決算公告　令和７年11月20日

石川県金沢市新保本四丁目65番地16

株式会社ハウスイズム

代表取締役　山城　大助

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	296,566
	固定資産	8,258
	合計	304,824
負純資産債及の部び	流動負債	253,870
	（賞与引当金）	(2,334)
	固定負債	83,365
	（退職給付引当金）	(639)
	株主資本	△32,412
	資本金	5,000
	利益剰余金	△37,412
	その他利益剰余金	△37,412
	（うち当期純利益）	(7,878)
	合計	304,824

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

両社の株主総会の承認決議は令和七年十一月二十六日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

（甲）

北海道二海郡八雲町落部七四八番地一

株式会社イチヤママル長谷川水産

代表取締役　長谷川貴大

（乙）

北海道二海郡八雲町落部五七四番地

株式会社ハルミフーズ

代表取締役　新保　晴巳

第39期決算公告　令和７年12月18日

北海道二海郡落部748番地１

株式会社イチヤママル長谷川水産

代表取締役　長谷川貴大

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,492,881
	固定資産	2,911,221
	繰延資産	776
	合計	7,404,878
負純資産債及の部び	流動負債	5,316,122
	固定負債	1,549,870
	株主資本	538,886
	資本金	25,000
	利益剰余金	513,886
	その他利益剰余金	513,886
	（うち当期純利益）	(2,836)
	合計	7,404,878

第14期決算公告　令和７年12月18日

北海道二海郡八雲町落部574番地

株式会社ハルミフーズ

代表取締役　新保　晴巳

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	5,758
	固定資産	360
	合計	6,118
負純資産債及の部び	流動負債	820
	株主資本	5,297
	資本金	5,000
	利益剰余金	297
	その他利益剰余金	297
	（うち当期純損失）	(1,254)
	合計	6,118

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

東京都新宿区新小川町一番七号
（甲）成美堂出版株式会社
代表取締役　深見　公子

東京都新宿区新小川町一番七号
（乙）株式会社鉄道ジヤーナル社
代表取締役　深見　公子

第60期決算公告　令和７年12月18日

東京都新宿区新小川町１番７号
株式会社鉄道ジヤーナル社
代表取締役　深見　公子

貸借対照表の要旨（令和７年１月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	64,842
	固定資産	22,754
	資産合計	87,597
負純資債及産のび部	流動負債	26,676
	株主資本	60,920
	資本金	10,000
	利益剰余金	50,920
	その他利益剰余金	50,920
	（うち当期純損失）	(7,600)
	負債・純資産合計	87,597

第57期決算公告　令和７年12月18日

東京都新宿区新小川町１番７号
成美堂出版株式会社
代表取締役　深見　公子

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	4,887,404
	固定資産	6,271,515
	資産合計	11,158,919
負純資債及産のび部	流動負債	229,035
	うち返品調整引当金	36,066
	固定負債	300,000
	株主資本	10,629,883
	資本金	14,400
	利益剰余金	10,620,488
	利益準備金	16,500
	その他利益剰余金	10,603,988
	（うち当期純利益）	(65,052)
	自己株式	△5,004
	負債・純資産合計	11,158,919

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

東京都渋谷区恵比寿一丁目二四番一一号
（甲）グランパートナーズ株式会社
代表取締役　藤田　和久

東京都渋谷区恵比寿一丁目二四番一一号
（乙）グランフーズ株式会社
代表取締役　藤田　和久

第14期決算公告

令和７年12月18日
東京都渋谷区恵比寿一丁目24番11号
グランフーズ株式会社
代表取締役　藤田　和久

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	14,682,144
	固定資産	814,849
	資産合計	15,496,993
負純資債及産のび部	流動負債	11,493,087
	固定負債	80,378,419
	株主資本	△76,374,513
	資本金	3,000,000
	利益剰余金	△79,374,513
	その他利益剰余金	△79,374,513
	（うち当期純損失）	(434,691)
	負債・純資産合計	15,496,993

第15期決算公告

令和７年12月18日
東京都渋谷区恵比寿一丁目24番11号
グランパートナーズ株式会社
代表取締役　藤田　和久

貸借対照表の要旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資の産部	流動資産	9,816,925
	固定資産	8,237,101
	資産合計	18,054,026
負純資債及産のび部	流動負債	12,520,407
	固定負債	2,827,000
	株主資本	2,706,619
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	1,706,619
	その他利益剰余金	1,706,619
	（うち当期純損失）	(6,781,356)
	負債・純資産合計	18,054,026

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

広島市南区東雲本町二丁目八番七号
（甲）株式会社丸善企画
代表取締役　朝井佐和子

広島市南区東雲本町二丁目八番七号
（乙）株式会社シオザイム
代表取締役　朝井　直樹

第32期決算公告

令和７年12月18日
広島市南区東雲本町二丁目８番７号
株式会社シオザイム
代表取締役　朝井　直樹

貸借対照表の要旨
（令和７年７月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	46,812
	固定資産	12,546
	合計	59,358
負純資債及産のび部	流動負債	995
	固定負債	—
	株主資本	58,362
	資本金	10,000
	利益剰余金	48,362
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	45,862
	（うち当期純損失）	(5,802)
	合計	59,358

第52期決算公告

令和７年12月18日
広島市南区東雲本町二丁目８番７号
株式会社丸善企画
代表取締役　朝井佐和子

貸借対照表の要旨
（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	103,030
	固定資産	63,432
	合計	166,462
負純資債及産のび部	流動負債	53,015
	固定負債	47,381
	株主資本	66,065
	資本金	32,000
	利益剰余金	34,065
	その他利益剰余金	34,065
	（うち当期純利益）	(2,905)
	合計	166,462

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日

茨城県つくば市六斗一〇二三番一
（甲）株式会社田﨑
代表取締役　田﨑　広海

茨城県つくば市谷田部三二二九番地三
（乙）株式会社近藤工務店
代表取締役　石濱美喜男

第54期決算公告

令和７年12月18日
茨城県つくば市谷田部3229番地３
株式会社近藤工務店
代表取締役　石濱美喜男

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	68,559
	固定資産	52,921
	合計	121,480
負純資債及産のび部	流動負債	46,133
	固定負債	51,660
	株主資本	23,687
	資本金	20,000
	利益剰余金	3,687
	利益準備金	6,000
	その他利益剰余金	△2,312
	（うち当期純損失）	(11,299)
	合計	121,480

第57期決算公告

令和７年12月18日
茨城県つくば市六斗1023番１
株式会社田﨑
代表取締役　田﨑　広海

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	291,584
	固定資産	208,182
	繰延資産	73
	合計	499,839
負純資債及産のび部	流動負債	73,090
	固定負債	312,749
	株主資本	114,000
	資本金	50,000
	利益剰余金	64,000
	利益準備金	2,700
	その他利益剰余金	61,300
	（うち当期純利益）	(1,442)
	合計	499,839

第 57 期 決 算 公 告

令和７年12月18日

東京都渋谷区渋谷一丁目12番２号
株式会社エディト
代表取締役　盛　直樹

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和７年９月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	61,250	流動負債	52,331
固定資産	9,377	固定負債	41,832
		株主資本	△23,535
		資本金	49,950
		資本剰余金	3,495
		資本準備金	1,860
		その他資本剰余金	1,634
		利益剰余金	△76,981
		利益準備金	1,952
		その他利益剰余金	△78,933
		（うち当期純利益）	(9,747)
資産合計	70,627	負債・純資産合計	70,627

第 54 期 決 算 公 告

令和７年11月26日　東京都杉並区西荻北二丁目28番７号
株式会社クロックワークホールディングス
代表取締役社長　川瀬　秀二

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,542,965	流動負債	124,651
固定資産	593,970	固定負債	731,225
		退職給付引当金	482,881
		株主資本	1,282,942
		資本金	50,000
		資本剰余金	760,439
		資本準備金	163,000
		その他資本剰余金	597,439
		利益剰余金	508,504
		（うち当期純利益）	(31,454)
		自己株式	△36,000
		評価・換算差額等	△1,884
		有価証券評価差額金	△1,884
資産合計	2,136,935	負債・純資産合計	2,136,935

第 57 期 決 算 公 告

令和７年12月18日
愛知県小牧市大字入鹿出新田字大島285番地
株式会社コスモ技研
代表取締役　加藤　英輔

貸 借 対 照 表 の 要 旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,977	流動負債	6,544
固定資産	4,899	固定負債	108
		株主資本	3,223
		資本金	68
		資本剰余金	23
		資本準備金	23
		利益剰余金	3,132
		利益準備金	11
		その他利益剰余金	3,121
		（うち当期純利益）	(2,355)
資産合計	9,877	負債・純資産合計	9,877

第 35 期 決 算 公 告

令和７年12月18日　東京都立川市曙町二丁目36番２号
ファーレ立川センタースクエアビル６Ｆ
株式会社アドックインターナショナル
代表取締役　小林　常治

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	501	流動負債	328
固定資産	53	固定負債	387
繰延資産	175	株主資本	14
		資本金	100
		資本剰余金	163
		資本準備金	154
		その他資本剰余金	9
		利益剰余金	△241
		その他利益剰余金	△241
		（うち当期純利益）	(0)
		自己株式	△9
資産合計	729	負債・純資産合計	729

第 67 期 決 算 公 告

令和７年12月18日　兵庫県西宮市松原町９番20号
加藤不動産株式会社
代表取締役社長　大久保善吾

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	174,813	流動負債	19,548
固定資産	2,932,973	固定負債	348,056
		負債合計	367,604
		株主資本	2,117,058
		資本金	45,000
		利益剰余金	2,072,058
		利益準備金	11,250
		その他利益剰余金	2,060,808
		（うち当期純利益）	(95,893)
		評価・換算差額等	623,124
		その他有価証券評価差額金	623,124
		純資産合計	2,740,182
資産合計	3,107,786	負債・純資産合計	3,107,786

第 32 期 決 算 公 告

令和７年12月18日

愛媛県松山市中野町甲149番４
カトー菓子株式会社
代表取締役社長　西田　英治

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,344,756	流動負債	1,534,510
固定資産	638,893	固定負債	29,635
		株主資本	413,526
		資本金	50,000
		資本剰余金	281
		資本準備金	281
		利益剰余金	363,245
		その他利益剰余金	363,245
		（うち当期純利益）	(98,666)
		評価・換算差額等	5,978
		その他有価証券評価差額金	5,978
資産合計	1,983,649	負債・純資産合計	1,983,649

第 45 期 決 算 公 告

令和７年８月22日

新潟県新潟市中央区上所２丁目11番33号
株式会社ビップ
代表取締役　加藤　峰孝

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）（単位：百万円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	5,686	流動負債	2,126
固定資産	26,431	（うち賞与引当金）	(3)
		（うち雑収入復活引当金）	(10)
		固定負債	24,581
		（うち退職給付引当金）	(103)
		（うち関係会社事業損失引当金）	(11)
		負債合計	26,707
		株主資本	5,382
		資本金	50
		利益剰余金	5,352
		利益準備金	13
		その他利益剰余金	5,339
		自己株式	△ 20
		評価・換算差額等	28
		その他有価証券評価差額金	28
		純資産合計	5,410
資産合計	32,117	負債・純資産合計	32,117

損益計算書の要旨（自　令和６年７月１日　至　令和７年６月30日）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
売上高	6,059	経常損失	89
売上原価	3,025	特別利益	4
売上総利益	3,034	特別損失	64
販売費及び一般管理費	3,280	税引前当期純損失	149
営業損失	246	法人税、住民税及び事業税	1
営業外収益	212	法人税等調整額	△ 22
営業外費用	55	当期純損失	128

決　算　公　告

令和７年12月18日
北九州市八幡西区町上津役東二丁目２番13号
株式会社松尾建築工房
代表取締役　松尾　智章

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	50,994
	固定資産	1
	合計	50,996
負純資産及び部	流動負債	9,087
	労災保険料引当金	34
	株主資本	41,908
	資本金	20,000
	利益剰余金	21,908
	利益準備金	1,200
	別途積立金	10,000
	繰越利益剰余金	10,708
	（うち当期純損失）	(4,872)
	合計	50,996

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を千七百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
北九州市八幡西区町上津役東二丁目二番一三号
株式会社松尾建築工房
代表取締役　松尾　智章

第12期決算公告

令和７年11月20日
石川県白山市熱野町ロ１番地１
カーリングサポート株式会社
代表取締役　山城　大助

貸借対照表の要旨（令和７年８月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	596,216
	固定資産	584,262
	合計	1,180,478
負純資産及び部	流動負債	578,863
	（賞与引当金）	(14,537)
	固定負債	251,369
	（退職給付引当金）	(2,044)
	株主資本	350,246
	資本金	5,000
	利益剰余金	345,246
	その他利益剰余金	345,246
	（うち当期純利益）	(112,551)
	合計	1,180,478

第51期決算公告

令和７年12月18日
宮崎県宮崎市田野町乙9297番地３
株式会社栗原建産
代表取締役　栗原　一成

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	24,744
	固定資産	16,526
	合計	41,270
負純資産及び部	流動負債	4,876
	株主資本	36,394
	資本金	20,000
	利益剰余金	16,394
	その他利益剰余金	16,394
	（うち当期純損失）	(2,494)
	合計	41,270

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年十二月十八日
宮崎県宮崎市田野町乙九二九七番地三
株式会社栗原建産
代表取締役　栗原　一成

第２期決算公告

令和７年６月17日
北海道稚内市中央３丁目10番18号
丹羽ビル１階
株式会社北風と太陽エナジー
代表取締役　石塚　英資

貸借対照表の要旨（令和７年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	58,518
	固定資産	628
	資産合計	59,147
負純資産及び部	流動負債	2,568
	固定負債	691
	株主資本	55,886
	資本金	58,000
	利益剰余金	△2,113
	その他利益剰余金	△2,113
	（うち当期純損失）	(2,096)
	負債・純資産合計	59,147

第15期決算公告

令和７年12月18日

東京都港区芝一丁目15番５号
リック株式会社
代表取締役　並木　一美

貸借対照表の要旨
（令和７年６月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	11,061,343
	固定資産	6,798,846
	合計	17,860,190
負債及び純資産の部	流動負債	4,832,267
	固定負債	320,386
	退職給付引当金	65,342
	株主資本	12,707,536
	資本金	100,000
	資本剰余金	3,768,959
	資本準備金	3,768,959
	利益剰余金	9,763,226
	繰越利益剰余金	9,763,226
	（うち当期純利益）	(691,658)
	自己株式	△924,650
	合計	17,860,190

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年十二月十八日
東京都港区芝一丁目一五番五号
（甲）リック株式会社
代表取締役　並木　一美
東京都港区芝一丁目一五番五号
（乙）株式会社三田設備
代表取締役　木島　庸成

第24期決算公告

令和７年12月18日
東京都港区芝一丁目15番５号
株式会社三田設備
代表取締役　木島　庸成

貸借対照表の要旨
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	144,296
	固定資産	34,125
	合計	178,422
負純資産及び部	流動負債	78,600
	固定負債	56,569
	株主資本	43,252
	資本金	5,000
	利益剰余金	38,252
	利益準備金	100
	その他利益剰余金	38,152
	（うち当期純利益）	(38,098)
	合計	178,422

第12期決算公告

令和７年12月18日

名古屋市中区錦二丁目20番15号

広小路クロスタワー13階

株式会社ＷｅｅＡｒｅ

代表取締役　横田　馨

貸借対照表の要旨
（令和７年４月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,585,720
	固定資産	3,707,367
	資産合計	5,293,088
負債及び純資産の部	流動負債	1,609,167
	（うち賞与引当金）	(64,195)
	固定負債	802,297
	株主資本	2,882,714
	資本金	40,000
	資本剰余金	2,806,319
	資本準備金	10,000
	その他資本剰余金	2,796,319
	利益剰余金	36,394
	その他利益剰余金	36,394
	（うち当期純利益）	(124,509)
	評価・換算差額等	△1,090
	その他有価証券評価差額金	△1,090
	負債・純資産合計	5,293,088